

エコ・プラント姫の沢運転管理業務委託
仕様書

熱海市市民生活部協働環境課
環境センター

目次

第1章	ごみ焼却施設・リサイクル施設関係	1
第1節	エコ・プラント姫の沢運転管理業務委託.....	1
第1項	業務説明.....	1
第2項	一般事項.....	5
第3項	業務要領.....	8
第4項	勤務体制.....	13
第5項	管理費用範囲.....	14
第2節	ごみ・灰クレーン保守点検業務.....	21
第3節	焼却炉内清掃点検業務.....	25
第2章	電気計装設備点検業務	28
第1節	電気設備保安管理点検業務.....	28
第2節	非常用発電設備点検業務.....	34
第3節	無停電電源装置、可変速装置点検業務.....	36
第4節	監視装置点検業務.....	39
第3章	環境測定業務	42
第4章	建築設備関係点検業務	46
第1節	施設清掃業務.....	46
第2節	地下灯油タンク漏洩点検業務.....	49
第3節	消防用設備点検業務.....	50
第4節	エレベーター保守点検業務.....	54
第5節	冷暖房空調設備保守点検業務.....	57
第6節	貯水槽等清掃点検業務.....	60
第7節	電動シャッター点検整備業務.....	62
第8節	自動扉開閉装置点検業務.....	64
第9節	ホイスト式クレーン年次点検業務.....	66
第10節	浄化槽保守管理業務.....	68
<別紙>		
業務別紙1	エレベーター保守点検業務 点検個所及び内容.....	70
業務別紙2	エレベーター保守点検業務 リモート点検項目及び内容.....	77
業務別紙3	エレベーター保守点検業務 消耗部品の範囲.....	78
業務別紙4	自動扉開閉装置点検業務 点検項目及び点検内容.....	79
	各種業務参考図面.....	80

第1章 ごみ焼却施設・リサイクル施設関係

第1節 エコ・プラント姫の沢運転管理業務委託

第1項 業務説明

1. 業務名

エコ・プラント姫の沢運転管理業務委託

2. 契約期限

平成33年3月31日

3. 準備期間

契約締結日の翌日から平成30年3月31日までとする。但し、この間業務委託料は発生しないものとする。

4. 委託期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

5. 委託場所

熱海市熱海字笹尻1804番地の8 熱海市エコ・プラント姫の沢
熱海市熱海字姫の尾1802番地の6 小石ヶ沢受水槽

6. 施設名及び施設概要

1) 施設名

熱海市エコ・プラント姫の沢

2) 施設概要

(1) ごみ焼却施設

炉形式 : 連続燃焼式焼却炉 (平成13年度から)
102t / 24h × 2炉 計204t / 日
(都市ごみ : 180t / 日、下水道汚泥24t / 日)

受入供給方式 : ピット&クレーン方式

灰出し方式 : ピット&クレーン方式

ガス処理方式 : 無触媒脱硝方式
ろ過式集じん方式
乾式消石灰・活性炭吹き込み

余熱利用 : 場内給湯・暖房、白煙防止

排水処理方式 : 生物処理・凝集沈殿ろ過方式 (クローズドシステム)

ダスト処理方式 : 薬剤処理方式

通風方式 : 平衡通風方式

(2) リサイクル施設

- 受入供給方式 : ダンピングボックス投入方式
破砕形式 : 2軸せん断破砕機 11t/5h
 : 衝撃せん断回転式破砕機 11t/5h
 (破砕・選別設備 10t/日)
搬送方式 : ベルトコンベヤ方式
選別方式 : (4種選別) 鉄・アルミ・不燃物・可燃物
 (缶類選別設備 9t/日)
再生方式 : 圧縮成型方式
搬出方式 : フォークリフト及び搬出トラック

(3) 付帯施設 (小石ヶ沢受水槽)

- 受水・送水設備
受水槽 : 240t
送水ポンプ : 水中モーターポンプ
最大送水量 : 0.25m³/分×2台

7. 運転条件

1) 計画ごみ質 (参考値)

(1) 組成

	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分 (%)	72.2	61.9	46.8
可燃分 (%)	22.8	32.5	47.3
灰分 (%)	5.0	5.6	5.9
低位発熱量 (kcal/kg)	900	1,500	2,100
見掛比重	0.20~0.30 基準 0.25~0.30		

(2) プラスチック類混入率

合成樹脂、皮革、ゴム類について 16.9 (%)

8. 公害防止基準

1) 大気

項目	排出基準値
ばいじん量	0.02g/m ³ N 以下 (乾きガス基準)
硫黄酸化物	30ppm 以下
塩化水素	150ppm 以下
窒素酸化物	120ppm 以下
一酸化炭素	50ppm 以下
水銀化合物	50μg/N m ³

※排出濃度は酸素濃度 12%換算値

2) 騒音

時間帯	6～8時	8～18時	18～22時	22～6時
騒音規制値 (dB(A))	50	55	50	45

(敷地境界線における基準)

3) 振動

時間帯	8～20時	20～8時
振動規制値 (dB)	65	55

(敷地境界線における基準)

4) 悪臭

項目	区分	敷地境界線における規制値
アンモニア		2 ppm
メチルメルカプタン		0.002 ppm
硫化水素		0.02 ppm
硫化メチル		0.01 ppm
トリメチルアミン		0.02 ppm
二硫化メチル		0.009 ppm
アセトアルデヒド		0.05 ppm
スチレン		0.4 ppm
ノルマル酪酸		0.002 ppm
イソ吉草酸		0.004 ppm
ノルマル吉草酸		0.002 ppm
プロピオン酸		0.07 ppm
プロピオンアルデヒド		0.05 ppm
ノルマルブチルアルデヒド		0.009 ppm
イソブチルアルデヒド		0.02 ppm
ノルマルバレルアルデヒド		0.009 ppm
イソバレルアルデヒド		0.02 ppm
イソブタノール		0.9 ppm
酢酸エチル		3 ppm
メチルイソブチルケトン		1 ppm
トルエン		10 ppm
キシレン		1 ppm
臭気強度		2.5 ppm

5) ダイオキシン類

項目	排出基準値
大気排出基準	1ng-TEQ/m ³ N 未満
ばいじん基準	3ng-TEQ/g 未満

第2項 一般事項

(目的)

第1条 本仕様書は、熱海市（以下「委託者」という。）と受託者との間で、「エコ・プラント姫の沢運転管理業務委託」（以下「業務」という。）を適切に行うことを目的とする。

(業務の範囲)

第2条 業務の施設範囲は、廃棄物焼却施設（以下「ごみ焼却施設」という。）及び廃棄物再生利用施設（以下「リサイクル施設」という。）とする。

2 業務の委託範囲は、本仕様書に掲げる設備の運転操作、監視、記録、日常的な保守点検整備、修繕及びその他これらに付随する一切の業務とする。

(業務の履行)

第3条 受託者は、業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識し、施設の運転管理を円滑に行うとともに、施設の機能を十分発揮できるよう契約書、仕様書、及びその他関係書類に基づき、業務を効率的、かつ、経済的に行うよう努めなければならない。

(運転管理)

第4条 受託者は、委託者が毎年度作成する熱海市一般廃棄物処理計画書に基づき、別紙3で定める月焼却予定表を作成し、施設の運転を行わなければならない。

2 施設の運転管理にあたっては、公害防止関係法令及び公害防止基準（2～4頁）を遵守しなければならない。

(責任者等の選任)

第5条 受託者は、業務を適正に履行する為に必要な業務従事者を配置し、業務従事者の中から、統括責任者、副統括責任者及び班長（以下「責任者等」という。）を選任しなければならない。

2 前項により選任された責任者等が、病気その他の事由により、長期にわたり職務を全うすることが困難な場合は、新たに当該責任者等を選任しなければならない。

(統括責任者等の資格等及び職務)

第6条 受託者は、別紙1に従い、業務従事者を配置しなければならない。

2 統括責任者及び副統括責任者の職務は次の各号のとおりとする。

(1) 統括責任者は、施設に常駐し、委託者の指示に従い、現場統括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理する。

- (2) 統括責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、また、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めなければならない。
 - (3) 統括責任者は施設の異常又は故障を発見した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、委託者に報告し、委託者の指示を受けなければならない。
 - (4) 副統括責任者は、統括責任者を補佐し、統括責任者が事故又は不在の時にはその職務を代理するものとする。
- 3 業務従事者は、業務施行時に業務に関係しない土地や建物、部屋へ必要な範囲を超えて立ち入ってはならない。また、態度及び言葉遣いに十分注意し、市民・来場者等の誤解を招く行為は慎まなければならない。

(労務管理)

第7条 受託者は、業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関連法令を遵守しなければならない。
 - (2) 業務従事者の業務にあつては、労働安全衛生関係法令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく作業主任者、取扱責任者等を適正に配置し、作業の安全を第一として、作業効率・作業能率の向上に努める。
- 2 受託者は、業務従事者の労務管理、人事管理上の一切の責任を負わなければならない。

(教育・訓練等)

第8条 受託者は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、業務従事者に必要な指導、教育、訓練等を行わなければならない。

- 2 受託者は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導、教育を行わなければならない。

(災害時及び緊急事態発生時の対応)

第9条 受託者は、地震、台風等の災害時及び爆発、火災などの緊急事態の発生に備え、業務従事者を非常招集できる体制を確立しなければならない。

- 2 受託者は、災害時及び緊急事態が発生した場合には、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して適切な措置を講ずるとともに、委託者に直ちに報告しなければならない。
- 3 受託者は、前項の対応措置の報告について、委託者に書面で速やかに提出しなければならない。

(提出書類)

第10条 受託者は、別紙2に従い、書類を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、前項の提出書類の内容を変更しようとするときは、変更届出書等を速やかに、委託者に提出しなければならない。

(秘密等の保持)

第11条 受託者は、業務履行上知り得た秘密等を漏らしてはならない。

(関係法令等の遵守)

第12条 受託者は、業務の履行にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

(検査の実施)

第13条 委託者は、受託者の業務の履行を確認するため、次の各号の検査を毎月実施する。

- (1) 書類検査(第23条に規定する各種報告書等)
- (2) その他、委託者が必要と認めるもの。

(協議)

第14条 仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又は仕様書等に定めがない事項については、双方協議の下、定めるものとする。

第3項 業務要領

(業務の内容)

第15条 勤務の内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 月焼却予定表の作成

施設の月焼却予定表は、熱海市一般廃棄物処理計画書に基づき作成しなければならない。

(2) 次に掲げる設備の運転操作、保守、点検（日常、月例等）、整備、調整、修繕及び、測定記録等の実施

① ごみ焼却施設

- ア 燃焼設備
- イ 燃焼ガス処理設備
- ウ 余熱利用設備
- エ 通風設備
- オ 灰出し設備
- カ 計装設備
- キ その他設備

② リサイクル施設

- ア 破碎設備
- イ 搬送設備
- ウ 選別設備
- エ 再生設備（発泡スチロール減容機及びペットボトル梱包器は除く）
- オ 貯留・搬出設備
- カ 集じん・脱臭設備
- キ その他設備

③ 共通設備

- ア 受入・供給設備
- イ 給排水設備（受水設備も含む）
- ウ 排水処理施設
- エ 配管設備
- オ 雑設備
- カ 電気設備
- キ その他設備

④ 計量棟

- ア 計量設備（計量システム、トラックスケール等）
- イ 料金徴収設備

(3) 施設管理

- ① 防火管理者を選任し、火気の始末を徹底して、火災の防止に努めなければならない。
- ② 施設の機器、備品、工具等の紛失及び無断侵入者がいないよう努めなければならない。
- ③ 照明の点灯は、節電に努めなければならない。
- ④ 門扉及び玄関の開錠は午前7時とし、施錠は午後6時とする。

(4) 施設の清掃

装置、設備、工場棟各室内、及び受託者が使用する部屋等の清掃

(5) 薬剤類、消耗品類、貸与物件等の管理

- ① 業務に関する薬剤類、消耗品類、部品、材料、油脂類の管理・在庫確認・受入立会
- ② 物品等の整理整頓
- ③ 運転日誌など帳票類の整理整頓
- ④ 貸与物件の管理

(運転管理業務内容等)

第16条 一般的な保守点検作業内容については、次の各号のとおりとする。

(1) 安全衛生

受託者は、業務に関する運転及び点検整備は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき業務従事者の安全と健康を確保するよう努めるとともに、特に次の作業については、十分安全に留意しなければならない。

- ① 酸素欠乏及び有害ガス発生場所における作業
- ② 薬剤等の取扱作業
- ③ 高所作業
- ④ 電気作業
- ⑤ 高温、高圧作業
- ⑥ 粉じん等の発生場所における作業
- ⑦ 回転機器の取扱い作業

2 受託者が行う業務に関する機器及び装置に共通する作業内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 運転管理業務

① ごみ焼却施設運転管理業務

機械設備取扱説明書等に従い、次のとおり施設の運転管理、保守点検等を行うものとする。

ア 中央制御室にある監視盤、データ処理の操作、監視、警報に対する処理、

連絡、記録の管理

- イ 各種機器の運転操作及び監視
- ウ 各種機器の作動状況、機能の点検調査
- エ 各種計測器類の点検
- オ 各種機器の整備、防災、保安管理
- カ 消耗品、薬品、予備品の出入庫管理
- キ 工場棟内外の整理整頓、日常の定期清掃
- ク 焼却灰等の積込作業
- ケ 受変電設備以外の電気設備の保守管理(二次側以降)
- コ その他運転管理に必要な業務

② リサイクル施設運転管理業務

機械設備取扱説明書等に従い、次のとおり施設の運転管理、保守点検等を行うものとする。

- ア 中央制御室にある監視盤、データ処理の操作、監視、警報に対する処理、連絡記録の管理
- イ 各種機器の運転操作及び監視
- ウ 各種機器の作動状況、機能の点検調査
- エ 各種計測器類の点検
- オ 各種機器の整備、防災、保安管理
- カ 消耗品、薬品、予備品の出入庫管理
- キ 工場棟内外の整理整頓、日常の定期清掃
- ク 受変電設備以外の電気設備の保守管理(二次側以降)
- ケ その他運転管理に必要な業務

③ 共通設備業務

- ア プラットホームの車輛管制及び搬入管理
- イ 計量管理
- ウ ごみ処理手数料の徴収
- エ 破碎残渣等の運搬作業(大黒崎し尿管理センターからの沈砂の運搬も含む)
- オ プラント用水ポンプ場の保守点検
(熱海市熱海字姫の尾1802番地の6 小石ヶ沢受水槽)

(2) 燃料・オイル、薬品等の消耗が著しく変動した場合又は、設備等の処理状況が悪化した場合の、原因調査及び委託者への報告。

(3) その他委託者が必要と認める業務。

(運転計画等)

第17条 受託者は、別紙3で定める月焼却予定表、月勤務予定表、点検作業予定表等を

速やかに作成し、委託者の指定した期日までに提出しなければならない。

(運転操作)

- 第18条 受託者は、業務について、月焼却予定表及び委託者が貸与する保安規定、竣工図、単体機器検査成績表並びに機器設備・電気設備・計装制御・データ処理設備取扱説明書に基づき、適正にその業務を履行しなければならない。
- 2 受託者は、委託者の実施する工事等に伴い、運転の計画及び方法の変更が必要な場合には、双方協議の下、変更するものとする。

(保守点検)

- 第19条 受託者は、常に施設の保守管理に注意を払い、保守点検作業は、第16条の規定に基づき、実施しなければならない。
- 2 受託者は、予備の機材、部品等の整理整頓に心掛け、適正に保管・管理を行い、貸与された用具類、工具類及び機器等を紛失した場合、受託者が責任をもって補充しなければならない。

(保全の職務)

- 第20条 統括責任者は、委託者が作成する年間整備計画書のためのデータを整理しなければならない。
- 2 統括責任者は、委託者が行う施設の定期点検等の工程及び内容を把握した上で、当該定期点検等に立会うとともに、点検報告会に出席しなければならない。
- 3 ごみ焼却施設の当直者と日勤者は、引継ぎを行い、運転状況について把握するとともに、不具合事項についての調査、修繕等の対応をしなければならない。
- 4 受託者は、委託者が作成する年間整備計画に含まれない機器整備について、突発的な状況変化を見極め、整備の必要性の判断を行わなければならない。
- 5 受託者は、突発的に発生する故障で、委託者の指示する事項については、部品交換及び軽易な修繕を実施しなければならない。なお、必要に応じて運転の応援を求める等をして修理しなければならない。

(修繕等)

- 第21条 受託者は、保守点検作業時に発見した不良箇所や故障発生箇所を備付工具、補修原材料等を用い、委託者の承諾を得て修繕しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、速やかに適切な措置を講じるとともに、直ちにその状況を委託者に報告し、委託者の指示を受けなければならない。
- 2 受託者は、業務の履行上、受託者の故意又は過失に起因して、施設、設備等に故障、破損、事故等が発生した場合、直ちにその状況を委託者に報告するとともに、すべて受託者の責任において処理しなければならない。

(計量・受入・ごみ処理手数料徴収)

第22条 受託者は、常に搬入物に注意を払い、計量業務・受入業務・ごみ処理手数料徴収業務は、第16条の規定に基づき、実施しなければならない。

- 2 受託者は、予備の機材、部品等の整理整頓に心掛け、適正に保管・管理を行い、貸与された用具類、機器等を紛失した場合は、受託者の責任において補充しなければならない。また、金品の管理においても徴収料金の不一致が発生した場合、受託者の責任において処理しなければならない。
- 3 受託者は、土・日曜日、祝祭日及び年末年始以外の平日は毎日ごみ処理手数料徴収業務が終わり次第、ごみ処理手数料徴収日報、徴収料金を委託者へ提出しなければならない。ただし、委託者が不在の場合は、受託者が責任を持って預かなければならない。
- 4 受託者は、ごみ処理手数料の徴収に必要なつり銭を準備し、常につり銭が不足しないように各紙幣及び硬貨を揃えておかなければならない。つり銭の金額、金種は受託者の判断において決定すること。

(報告等)

第23条 受託者は、別紙3で定める日報、月報、各種報告書等を作成し、指定された期日までに委託者に提出しなければならない。

(引継業務)

第24条 受託者は、委託者の指示により、委託者又は、委託者の指定する会社に業務を引き継がなければならない。

- 2 引継期間は、委託者の指示により決定する。
- 3 受託者が、禁止行為等により契約を解除されたときは、委託者が指定する期日まで、受託者が所有する機器及びシステム等を委託者又は、委託者の指定する会社は無償で貸出しするものとする。

第4項 勤務体制

(運転時間等)

第25条 施設の運転時間は次の各号のとおりとする。

(1) ごみ焼却施設

運転は原則として1ヶ月間、24時間1炉運転とする。但し12月以外は5日間程度月末休炉とする。

(2) リサイクル施設

運転は原則として月曜日から金曜日の午前8時10分から午後4時55分までとする。

(3) 受入・計量・ごみ処理手数料徴収

受入・計量・ごみ処理手数料徴収は、原則として月曜日から金曜日までについては午前8時30分から午後4時まで、土・日曜日については正午から午後4時までとする。但し、5月下旬から7月中旬までについては土・日曜日午前8時30分から正午まで、町内清掃に伴って排出された廃棄物に限り受入れることとする。

2 前項各号に掲げるものについて、委託者が必要と認めるときは、その限りではない。

3 年末年始については、委託者の指示に従うものとする。

4 受託者の日勤者及び交替勤務者の勤務時間は、双方協議の上決定するものとする。

5 同条第1項に掲げる施設の内、(1)、(2)については受託者の裁量で、衛生的、効率的かつ経済的な運転を行える場合は、委託者の同意を得て運転時間等を変更してもよい。

(業務従事者の変更)

第26条 受託者は、業務従事者の変更が生じた場合、速やかに変更届出書に有資格者証の写しを添えて委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、業務従事者を変更するときは、十分な実務引継ぎ期間をもって交替しなければならない。

(業務従事者の服装)

第27条 業務従事者は、安全、かつ、清潔な統一した服装を着用し、名札等により業務従事者であることを明らかにしなければならない。

2 業務従事者は、作業上義務付けられた安全用具を使用又は、着用しなければならない。

第5項 管理費用範囲

(支給・貸与物件等)

第28条 受託者が業務履行のため必要とする物件等で、委託者が支給及び貸与する物件等は、次の各号のとおりとする。

(1) 支給物件

- ① 電気、水道、ガス（給湯用）
- ② 施設予備品、補修原材料

(2) 貸与物件

- ① 構内電話設備・拡声設備
- ② 保守点検用具備付工具、工作用機器
- ③ 完成図書(保安規定、竣工図、単体機器検査成績表並びに機器設備・電気設備・計装制御・データ処理設備取扱説明書など竣工図書類)
- ④ その他、委託者が必要と認めたもの

(3) 施設等の使用

運転管理に必要な各室、事務室、詰所、更衣室等

- 2 受託者は、貸与された物件等のリストを作成し、委託者に提出しなければならない。
- 3 委託者は、支給物件の使用状況について、必要に応じて受託者に報告を求めることができる。
- 4 受託者は、これらの物件等を適正に管理、使用するとともに、効率的、かつ、経済的に使用しなければならない。
- 5 受託者の故意又は過失に起因して、これらの物件等の紛失、損傷等があった場合は、受託者の責任において物件等を補充し、または原状復旧しなければならない。

(受託者の負担費用等)

第29条 受託者は、次の費用、物件を負担するものとする。

- (1) 業務従事者の給料、手当、福利厚生費等の人件費
- (2) 業務従事者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット、粉じん対策用化学防護服、防じんマスク、各種安全用具及び生活用具等の物件費
- (3) 業務に必要な外線電話の設備及び維持費
- (4) 業務に必要な事務用消耗品、通信運搬費、什器、事務用備品等
- (5) 委託者が支給又は、貸与する物件以外のその他業務に必要な費用

各業務従事者における必要資格等一覧表

1. ごみ焼却施設

職名	必要資格及び条件
統括責任者	<p><必要資格></p> <p>(1) ごみ処理技術管理士 (ただし、旧「ごみ処理施設技術管理者」でも可)</p> <p>(2) クレーン特別教育修了者</p> <p><経験年数等></p> <p>(1) 公共施設のごみ焼却施設運転業務にて施設長以上の責任者の職務で5年以上の実務経験を有する者。ただし、その内ストーカー炉の実務経験を2年以上、ごみと汚泥（下水道汚泥若しくは尿汚泥）の混焼施設の実務経験を2年以上有している者とする。</p> <p>(2) 当該施設の専門技術及び事務無知識を有し、ごみ焼却施設（リサイクル施設を含む）全般に精通している者。</p> <p>(3) 委託者と密接な連絡を取り業務を円滑に処理できる者。</p>
整備班長	<p><必要資格></p> <p>(1) クレーン特別教育修了者</p> <p><経験年数等></p> <p>(1) 機械等の専門技術及び知識を有し、適正に設備機器の保守点検・整備及び小規模な補修ができる者。</p> <p>(2) 整備員として3年以上の実務経験を有する者</p>
整備員	<p><必要資格></p> <p>(1) クレーン特別教育修了者（全員）</p> <p>(2) ガス溶接技能者（1名以上）</p> <p>(3) アーク溶接技能者（1名以上）</p> <p><経験年数等></p> <p>(1) 機械等の専門技術及び知識を有し、適正に設備機器の保守点検・整備及び小規模な補修ができる者。</p> <p>(2) 焼却設備従事者として1年以上の実務経験を有する者。</p>
班長	<p><必要資格></p> <p>(1) クレーン特別教育修了者（全員）</p> <p><経験年数等></p> <p>(1) 当該施設専門技術及び知識を有し、適正に設備機器の運転、操作及び保守点検ができる者。</p> <p>(2) 班長として1年以上の実務経験を有する者、又は、これと同等以上</p>

	の能力があると認められる者。
運転監視員	<p><必要資格></p> <p>(1) クレーン特別教育修了者 (全員)</p> <p><経験年数等></p> <p>(1) 適正に当該設備機器の運転、操作及び保守点検・整備等ができる者。</p> <p>(2) 運転監視員として1年以上の実務経験を有する者、又は、これと同等以上の能力があると認められる者。</p>
全員	<p><必要資格></p> <p>(1) ダイオキシン類作業従事者特別教育</p> <p>※受託者は新規雇用者があった場合、速やかに上記特別教育を新規雇用者に対し行うこと。</p>

2. リサイクル施設

職名	必要資格及び条件
副統括責任者	<p><必要資格></p> <p>(1) 破砕・リサイクル施設技術管理士 (ただし、旧「ごみ処理施設技術管理者」でも可)</p> <p>(2) クレーン特別教育修了者</p> <p><経験年数等></p> <p>(1) 公共施設のリサイクル施設にて2年以上の実務経験を有する者。</p> <p>(2) 副施設長以上の責任者として実務経験を2年以上有する者。</p> <p>(3) リサイクル施設に精通し、適正に設備機器の運転操作及び保守点検・整備等ができる者。</p>
班長	<p><必要資格></p> <p>(1) フォークリフト運転技能者</p> <p><経験年数等></p> <p>(1) 当該施設専門技術及び知識を有し、適正に設備機器の運転、操作及び保守点検ができる者。</p> <p>(2) 班長として1年以上の実務経験を有する者、又は、これと同等以上の能力があると認められる者。</p>
運転監視員	<p><必要資格></p> <p>(1) ショベルローダー等運転技能者 (1名以上)</p> <p>(2) フォークリフト運転技能者 (1名以上)</p> <p><経験年数等></p> <p>(1) 適正に当該設備機器の運転、操作及び保守点検・整備等ができる者。</p> <p>(2) 運転監視員として1年以上の実務経験を有する者、又は、これと同</p>

	等以上の能力があると認められる者。
受入・ 運転作業員	<必要資格> (1) ショベルローダー等運転技能者 (1名以上) (2) フォークリフト運転技能者 (1名以上) <経験年数等> (1) 搬入可能物を熟知し、市民および搬入業者に対し適正な対応を行うことができる者。 (2) 搬入物に対する「ごみ処理手数料」を適正に徴収することができる者。

3. 作業主任者及び取扱い責任者等

配置主任者及び取扱い責任者 (選任必要人数)	選任範囲	
	施設	職名
・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 (1名以上)	ごみ焼却施設	班長 又は 運転監視員
・ 産業廃棄物焼却施設技術管理士 (1名以上) ・ 危険物取扱者【乙種4類】 (1名以上) ・ 特定化学物質等作業主任者 (1名以上)		業務従事者
・ 高圧ガス製造保安責任者【3種冷凍】 (1名以上) ・ 2級ボイラー技士 (1名以上) ・ 第二種電気工事士 (1名以上) ・ 防火管理者 (1名以上)	全施設	業務従事者

※ 3. に掲げた資格は複合資格者を認める。

提出書類

提出書類	提出期限	備考
業務責任者選任届 (業務履歴書を添えること)	契約締結日から10日以内	
資格取得者名簿	統括責任者、副統括責任者、班長について →契約締結日から10日以内 整備員、運転監視員、受入・運転作業員について →契約締結日から30日以内	別紙1に示す 責任者
作業主任者及び取 扱い責任者配置届 出	契約締結日から10日以内	別紙1に示す 主任者、責任者
業務従事者名簿	契約締結日から30日以内	
非常招集体制表	契約締結日から30日以内	
安全衛生管理組織 図	契約締結日から30日以内	
一部再委託(変更) 承諾申請書	(業務の一部を他社へ再委託する場合) 契約締結後速やかに提出し、委託者の承諾を得ること	
その他委託者が指 示する書類	委託者が指定する期日まで	

日報・月報・年報及び随時報告書等

1. ごみ焼却施設報告書

種類	報告書名	様式	提出頻度
日報	ごみ焼却施設運転管理日報	指定様式なし	毎日
	焼却炉運転データリスト (DCS)	DCS より	毎日
	焼却施設現場日常点検表【夏季】	指定様式なし	保管のみ
	焼却施設現場日常点検表【冬季】	同上	保管のみ
	排ガス設備現場日常点検表	同上	保管のみ
月報	月焼却予定表	指定様式なし	毎月末
	月勤務予定表	同上	毎月末
	点検作業予定表	同上	毎月末
	点検作業実績表	同上	毎月5日まで
	焼却炉運転データリスト (DCS)	DCS より	毎月5日まで
	薬品等入出庫管理表	指定様式なし	保管のみ
	ごみクレーン点検表	同上	毎月5日まで
	灰クレーン点検表	同上	毎月5日まで
地下タンク残油量測定値記録表	同上	保管のみ	
年報	焼却炉運転データリスト (DCS)	DCS より	毎年
	12ヶ月オイル交換実施表	指定様式なし	保管のみ
随時	空気圧縮機点検表	指定様式なし	点検実施後
	送風機点検実施表	同上	同上
	ごみ汚水噴霧記録表	同上	噴霧完了後
	水中ポンプ絶縁抵抗測定表	同上	点検実施後
	清水ポンプ点検実施表	同上	同上
	中水ポンプ場点検表	同上	同上
	非常発電機点検日誌	同上	同上
	固着防止運転実施表	同上	固着運転完了後
	グリス給油実施表 (1ヶ月)	同上	保管のみ
	グリス給油実施表 (2ヶ月)	同上	保管のみ
	グリス給油実施表 (4ヶ月)	同上	保管のみ
	グリス給油実施表 (6ヶ月)	同上	保管のみ
	グリス給油実施表 (クレーン2ヶ月)	同上	保管のみ
光化学オキシダント警報実施表	同上	警報発令後	

	停電発生報告書	指定様式なし	停電発生後
	修繕依頼書	同上	故障等発生後

2. リサイクル施設

種類	報告書名	様式	提出頻度
日報	リサイクル施設運転管理日誌	指定様式なし	毎日
	リサイクル施設連動運転記録表	同上	同上
	計量記録日報	計量システムより	同上
	ごみ処理手数料徴収日報	同上	同上
月報	点検作業予定表	指定様式なし	毎月末
	点検作業実施表	同上	毎月5日まで
	リサイクル関連施設点検等報告書	同上	保管のみ
	リサイクル施設運転月報	同上	保管のみ
	リサイクル施設給排水バルブ等保守点検表	同上	保管のみ
	リサイクル施設保守点検表（毎日）	同上	保管のみ
	リサイクル施設計器等点検月報	同上	保管のみ
	リサイクル施設潤滑油等補充・交換記録表	同上	保管のみ
	灯油使用台帳	同上	保管のみ
	リサイクル施設運転実績	同上	保管のみ
	リサイクル施設保守点検表（毎月・隔月）	同上	保管のみ
	リサイクル施設潤滑油交換台帳	同上	保管のみ
	温水洗浄器保守・定期点検表	同上	保管のみ
	リサイクル施設ホスト保守点検表	同上	年度末
随時	圧力容器自主検査点検表	指定様式なし	点検後

※ リサイクル施設において修繕依頼がある場合は、ごみ焼却施設報告書内の修繕依頼書を使用するものとする。

第2節 ごみ・灰クレーン保守点検業務

1. 保守点検対象機器

1) 機器名称及び数量

- | | |
|----------------------|----|
| (1) ごみクレーン | 2基 |
| (2) 灰クレーン | 1基 |
| (3) 自動制御盤、操作盤その他付属設備 | 1式 |

※上記機器については平成29、30年度での保全工事においてメーカーや仕様変更になる場合がある。下記については平成29年度当初の既設機器の仕様を明記する。

2) 機器仕様

(1) ごみクレーン

- | | |
|-----------|--------------------------|
| ①メーカー | (株)天満電機産業 |
| ②型式 | クラブバケット付天井走行クレーン |
| ③数量 | 2基 |
| ④吊上荷重 | 3.9t (以下1基当たり) |
| ⑤定格荷重 | 2.0t |
| ⑥バケット形式 | フォーク型 (油圧開閉式) |
| ⑦バケットつかみ量 | 4.0m ³ (切取容量) |
| ⑧径間 | 17.0m |
| ⑨揚程 | 16.7m |
| ⑩横行距離 | 13.75m |
| ⑪走行距離 | 18.8m |
| ⑫所要電動機 | 下記電動機仕様のとおり |

電動機仕様

動作	速度	電動機		ブレーキ	速度制限
	m/min	KW-P	%ED		
巻上/下	50	45-8	60	電磁ディスクブレーキ	サイリスタ制御
開/閉	7.0/9.0sec	11-4	連続		
横行	40	2.2-4	連続	電磁ディスクブレーキ	インバータ制御
走行	30	2.24*2	連続	電磁ディスクブレーキ	インバータ制御

⑬稼働率	31%以下（基準ごみ質時）	
⑭仕様電源	400V（公称電圧）	
⑮操作方法	全自動、半自動運転、手動運転 （ただし、1台運転とする）	
⑯給電方式	キャブタイヤケーブル給電方式	
⑰投入量計量装置	形式 ロードセル式 表示 デジタル式	
⑱主要機器	クレーン本体	2基
	バケット	2基
	走行レール	1式
	遠隔及び手動・半自動制御装置	1式
	計量装置	1式
	定位置表示装置（ホップセンター表示）	1式
	安全装置	1式
	照明装置	1式
	警報装置	1式

(2) 灰クレーン

①メーカー	(株)天満電機産業
②型式	クラブバケット付天井走行クレーン
③数量	1基
④吊上荷重	2.5t
⑤定格荷重	1.0t
⑥バケット形式	クラムシェル型（油圧開閉式）
⑦バケットつかみ量	1.0m ³ （切取容量）
⑧径間	3.1m
⑨揚程	14.9m
⑩横行距離	0.95m
⑪走行距離	12.65m
⑫所要電動機	下記電動機仕様のとおり

電動機仕様

動作	速度	電動機		ブレーキ	速度制限
	m/min	KW-P	%ED		
巻上/下	30	18.5-6	60	電磁ディスクブレーキ	二次抵抗制御
開/閉	7.5/11sec	7.5-4	連続		
横行	10	0.4-4*4	連続	電磁ディスクブレーキ	インバータ制御
走行	30	0.75-4*2	連続	電磁ディスクブレーキ	インバータ制御

2. 保守点検

保守管理のための定期検査は労働安全衛生法によるクレーン等安全規則に基づき下記の通り行うこと。

1) 月例点検

クレーン等安全規則第35条に準じて月1回行うこと。ただし、同規則第34条関係の点検を行った月で同規則第35条関係と同様な点検を行った場合にはその月の分は除外すること。

2) 年次点検

クレーン等安全規則第34条に準じて年1回行うこと。

3) その他委託者が保守管理上必要と認め指示する点検、手入れを実施すること。

3. 点検報告

月例点検、年次点検作業後、委託者の承諾を受けた点検結果表に基づき点検報告書を速やかに提出すること。(部数1部)

4. 点検時期

委託者の指示により点検を実施する。

5. 遵守事項

1) 主任者選任

(1) 主任者を定め作業の指揮監督にあたらせること。

(2) 受託者は主任者を選任したときは受託者の書式により委託者へ届け出ること。

2) 安全確保

作業の実施にあたっては受託者が事故防止に十分注意し、事故が発生した場合は一切の責任を負うこと。

3) 作業時の服装

作業服は常に清潔な制服を着用し、胸部に名札をつけること。

6. 作業等の注意事項

- 1) 作業の実施にあたり、必ず委託者の指示を受けること。
- 2) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損または破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- 3) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了したときは、戸締り及び火気処理を確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して、不快感を与えるような言動をしないこと。

7. 諸材料その他

- 1) 業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。
- 2) 業務上必要となる諸材料については、受託者が負担すること。
- 3) 業務により発生した塵芥等の搬出処理は、委託者の指定する場所にて受託者が行うこと。

第3節 焼却炉内清掃点検業務

1. 業務対象機器（1,2号炉共）

- 1) 焼却炉内 1基
- 2) ガス冷却塔内 1基
- 3) 灰押出機内 1基

2. 清掃点検業務

- 1) それぞれ1基に対して4回／年（約3ヶ月毎）に清掃点検を行うこととする。
- 2) 年間清掃・点検予定表を作成し、委託者へ提出すること。

3) 清掃業務

- (1) 焼却炉内の火格子・炉壁・燃焼完結装置の灰出し・クリンカの除去及び不燃物の除去・清掃。火格子溶着物の除去。
- (2) ガス冷却塔のホッパー部（GAHのホッパー部も含む。）のクリンカ及び堆積物の除去・清掃。
- (3) 灰押出機内（裏部も含む。）の水抜き、不燃物の除去・清掃
- (4) (1)、(2)においては足場を有さず、手の届く範囲を清掃範囲とする
- (5) 排出された灰・クリンカ・不燃物（金属類等）は分別をし、委託者の指定する場所へ排出・保管をすること。
- (6) (1)においてクリンカの除去を行うことで、炉壁のレンガ及び耐火物に著しい剥離が想定される場合は、最小限の除去を行うこととする。
- (7) その他必要な業務

4) 点検業務

- (1) 焼却炉内の火格子・炉壁・燃焼完結装置及び炉内上部の剥離や劣化状況の点検、火格子稼働による作動試験。
- (2) ガス冷却塔のホッパー部（GAHのホッパー部も含む。）及び上部の剥離や劣化状況の点検
- (3) 灰押出機内（裏側も含む）の腐食状況及び機器の破損・劣化状況の点検、灰押出機稼働による作動試験。

3. 清掃点検報告

- 1) 受託者は、各機器・設備の状況が分かるようまとめた報告書を作成し、速やかに提出すること。
- 2) 1)の報告書には、補修が必要な個所をまとめること。

4. 安全衛生

受託者は、業務に関する運転及び点検整備は、労働安全衛生法、ダイオキシン

類対策特別措置法及び、ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の関係諸法令に基づき業務従事者の安全と健康を確保するよう努めるとともに、特に次の作業については、十分安全に留意しなければならない。

- 1) 酸素欠乏及び有害ガス発生場所における作業
- 2) 高所作業
- 3) 高温、高圧作業
- 4) 粉じん等の発生場所における作業
- 5) ダイオキシン類ばく露作業
- 6) 回転機器の取扱い作業

5. 業務主任者及び業務従事者

受託者は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者を配置し、作業従事者の中から業務主任者を選任しなければならない。

- 1) 必要資格者
 - (1) 業務主任者
 - ①ごみ処理施設技術管理士
 - ②ダイオキシン類ばく露防止特別教育受講者
 - (2) 業務従事者
 - ①ダイオキシン類ばく露防止特別教育受講者
- 2) 経験年数等（業務主任者のみ）
 - (1) 当該施設の専門技術及び実務知識を有し、ごみ処理施設全般に精通している者。
 - (2) 委託者と密接な連絡を取り業務を円滑に処理できる者。
 - (3) ごみ処理施設の運転管理又は、工事の現場代理人としての経験年数が5年以上の経験を有する者。

6. 遵守事項

- 1) 業務主任者選任
 - (1) 業務主任者を定め作業の指揮監督にあたらせること。
 - (2) 受託者は業務主任者を選任した時は受託者の書式により委託者へ届け出ること。
- 2) 業務従事者
ダイオキシン類ばく露防止特別教育受講者を選任・配置し、作業従事者名簿を提出すること。
- 3) 安全確保
作業実施にあたっては受託者が事故防止に十分注意し、事故が発生した場合

は一切の責任を負うこと。

4) 作業時の服装

作業服は常に清潔な服を着用し、胸部に名札をつけること。

7. 作業等の注意事項

- 1) 作業の実施にあたり、必ず委託者の指示を受けること。
- 2) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- 3) 盗難及び火災の発生に注意し、作業が終了した時は、戸締り及び火気処理を確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して、不快感を与えるような言動をしないこと。

8. 諸材料その他

- 1) 保守点検業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。
- 2) 業務上必要となる諸材料については、受託者が負担すること。
- 3) 保守点検業務により発生した塵芥等の搬出処理は、委託者の指定する場所にて受託者が行うこと。

第2章 電気計装設備点検業務

第1節 電気設備保安管理点検業務

1. 施設概要

- 1) 契約電力 6000V 1200kW
- 2) 非常用発電機 420V 120kW

2. 保守点検対象機器

1) 変圧器容量及び台数

- (1) 1号炉共通動力(750kVA) 1台
- (2) 2号炉共通動力(750kVA) 1台
- (3) 建築動力(500kVA) 1台
- (4) 照明(150kVA) 1台
- (5) リサイクルプラザ動力(500kVA) 1台

2) 盤面

- (1) 高圧受電盤
- (2) 1号炉動力変圧器一次盤
- (3) 2号炉動力変圧器一次盤
- (4) 建築動力変圧器一次盤
- (5) 照明変圧器一次盤
- (6) リサイクル動力変圧器一次盤
- (7) 進相コンデンサ盤(4面)
- (8) 非常電源盤
- (9) 1号炉共通動力変圧器盤・主幹盤
- (10) 2号炉共通動力変圧器盤・主幹盤
- (11) 建築動力変圧器・主幹盤
- (12) 照明変圧器・主幹盤
- (13) リサイクルプラザ動力変圧器盤

3. 業務内容

- 1) 電気事業法（以下「法」という。）第2条に定義されている電気工作物について当施設で該当する自家用電気工作物（法第38条、法施行規則（以下「規則」という。）第48条）の月次点検、年次点検及び保安業務（自家用電気工作物に係る工事の立会い、その他助言や緊急時の対応等を含む。）を行うこと。
- 2) 法第42条で定められている保安規定を制定し、委託者に届出し、それを遵守すること。
- 3) 本契約により法第43条における業務主任技術者の選任及び届出を行うこと。
- 4) 規則第52条第2項に定められているとおり、本契約により保安管理業務を外部委託とする際は、「保安管理業務外部委託承認申請書」を国へ提出し、承認を得ること。
- 5) 年次点検においては下記のとおり行うこと。

(1) 高圧盤

①盤全体

- ・ 据付状態の確認
- ・ 異音、異臭、異物、汚損の有無
- ・ 各部の清掃
- ・ 塗装の剥離、錆の発生状態
- ・ 換気扇、換気口（フィルターの状態）

②表面取付器具

- ・ 表面取付器具の状態と破損の有無
- ・ 操作ハンドル、ボタンスイッチのせり、端子の緩みの有無
- ・ 計器内部の塵埃、水滴の有無
- ・ 各端子部の緩みの有無

③盤内

- ・ 導体の変色、変形、発錆の有無
- ・ 計器用変成器の変色、変形の有無
- ・ 電磁接触器、配線用遮断器の異常の有無
- ・ 配線の損傷、結束の状況
- ・ 各端子部の緩みの有無

(2) 低圧盤（建築付帯電器設備も含む）

- ・ (1) 高圧盤と同じ

(3) 高圧機器

① 断路器

7 機器 7.2kV,400A（手動）*1台

4 点検内容

- ・フックのかかり、せりの有無
- ・接触部の状態、アクションの有無
- ・碍子の破損、亀裂の有無
- ・各部緩みの有無
- ・清掃
- ウ 測定装置
 - ・絶縁抵抗測定
- エ 操作装置
 - ・各部緩みの有無
 - ・操作装置の動作状態
- ② 遮断器
 - ア 機器 型式:VJ-1 定格:7.2kV,600A,12.5kA*6 台
 - イ 点検内容
 - ・手動投入、手動引き外し動作確認
 - ・引き外し自動動作確認
 - ・開閉表示器、カウンター、インターロック、シャッター動作確認
 - ・各部全般の清掃
 - ウ 測定試験 (※1)
 - ・絶縁抵抗測定
 - ・耐電圧試験 (真空チェック)
 - ・最低動作電圧測定
 - エ 分解精密点検 (※1)
- ③ 計器用変圧器
 - ア 機器定格 電気室 6600/110V,200VA 1 セル
 - イ 点検内容
 - ・絶縁物の汚損、変色亀裂の有無
 - ・錆の有無
 - ・碍子の破損、亀裂の有無
 - ・各部緩みの有無
 - ・導電部変色の有無
 - ・清掃
 - ウ 測定試験
 - ・絶縁抵抗値測定
- ④ コンデンサ・リアクトル
 - ア 機器定格 200Kvar,6600V*4 台
17.4Kvar,6600V*4 台

イ 点検内容

- ・各部締付ボルト類の締付状態
- ・異音、過熱の有無
- ・本体外観の発錆、塗装の剥離、損傷の有無
- ・コンデンサーケースの異常な膨張の有無
- ・リアクトルコイル表面の変色、損傷の有無
- ・接地線の緩みの有無
- ・清掃

ウ 測定試験

- ・絶縁抵抗測定

⑤ 変圧器

- ア 機器定格 500kVA,3φ,6600/210V*2 台
1500kVA,1φ,6600/210-105V*1 台
750kVA,3φ,6600/420V*2 台

イ 点検内容

- ・絶縁物の変色、破損の有無
- ・コイルの放電痕跡の有無
- ・各部締付ボルト類の締付状態
- ・異音、異臭の有無
- ・各部の清掃

ウ 測定試験

- ・絶縁抵抗測定

⑥ 高圧真空電磁接触器

- ア 機器 型式:VSN 定格 6.6kV,200A,4kA*4 台

イ 点検内容

- ・手動投入、手動引き外し動作確認
- ・開閉表示、カウンター、インターロック、シャッター動作確認
- ・各部全般の清掃

ウ 測定試験 (※2)

- ・絶縁抵抗測定
- ・耐電圧試験 (真空チェック)
- ・最低動作電圧測定

エ 分解精密点検 (※2)

(4) 保護連動試験

① 名称及び機器番号

- ア 地絡方向継電器 (67R)

- イ 過電流継電器 (51R)
- ウ 不足電圧継電器 (27R)
- ② 測定試験 (整定タップ値において)
 - ア 地絡方向継電器
 - ・ 最小動作電流
 - ・ 130%電圧、電流における時間特性
 - ・ 位相特性
 - イ 過電流継電器
 - ・ 最小動作電流
 - ・ 200、300、500%電流における時間特性
 - ウ 不足電圧継電器
 - ・ 最小動作電圧
 - ・ 70、50、0%電圧における時間特性
- (5) 保護連動試験
 - ① 試験内容
 - 下記項目について保護運動、インターロック及び、警報表示を確認する
 - ア 地絡
 - イ 過電流
 - ウ 不足電圧
 - エ 過電圧
 - オ その他、配電盤故障表示器
- (6) 高低圧回路絶縁抵抗測定
 - ① 測定試験
 - 下記項目につき各対地間に対して測定する
 - ア 各高圧回路
 - イ 高圧機器
 - ウ 各低圧回路
 - エ 低圧機器
- (7) 接地抵抗測定
 - ① 測定試験
 - ア A種接地 (旧：第1種接地)
 - イ B種接地 (旧：第2種接地)
 - ウ C種接地 (旧：特別第3種接地)
 - エ D種接地 (旧：第3種接地)
- (8) 補足
 - ※1・・・平成30年度、平成32年度のみ実施とする

※2・・・平成31年度のみ実施とする

4. 緊急時の対応

委託者から対象設備について故障等の緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに、対象設備の状況を確認するとともに事態に応じた適切な処置及び助言を与えるものとする。

5. 安全確保

受託者は、作業の実施にあたっては、受託者が事故防止に十分注意し、事故が発生した場合、一切の責任を負うこと。

6. 作業時の服装

作業服は常に清潔な制服を着用し、胸部に名札をつけること。

7. 作業等の注意事項

- 1) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- 2) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締りを確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して不快感を与えるような言動をしないこと。

8. 諸材料その他

業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。

第2節 非常用発電設備点検業務

1. 点検対象機器

非常用発電機 1式

2. 機器仕様

- 1) 名称 ディーゼル発電装置
- 2) 型式 ZX175P9B (屋内)
- 3) 能力 出力 150kVA * 3相 * 4極
420V、206A

3. 業務内容

1) 発電機

目視点検及び清掃、端子部締付確認を行い、損傷や端子の緩みの有無を確認

2) 搭載盤

- (1) 盤内目視点検及び清掃を行い、損傷などの異常の有無を確認
- (2) 静止時点検（絶縁抵抗測定）及び作動点検（保護連動試験、始動停止試験）を行い異常の有無を確認。また、運転確認（無負荷）を実施し、運転中における電圧、周波数などについての異常の有無を確認

3) ディーゼルエンジン

- (1) 外観点検及び清掃、各部締付確認を行い、損傷の有無や各部締付部の異常の有無を確認
- (2) 運転確認（無負荷）を実施し、運転中における各部温度及び圧力の異常の有無の確認

4) 始動用蓄電池及び充電器

始動用蓄電池の点検（セル電圧・端子温度・内部抵抗測定）及び清掃を行い、異常の有無を確認

4. 作業時の服装

作業服は常に清潔な制服を着用し、胸部に名札をつけること。

5. 作業等の注意事項

- 1) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- 2) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締りを確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して不快感を与えるような言動をしないこと。

6. 諸材料その他

業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。

第3節 無停電電源装置、可変速装置点検業務

1. 点検対象機器※

- | | |
|-------------------|----|
| 1) 無停電電源装置 | 1式 |
| (1) 整流器盤 | 1面 |
| (2) インバータ盤 | 1面 |
| (3) 蓄電池盤 | 1面 |
| 2) 1号炉誘引送風機用可変速装置 | 1式 |
| 3) 2号炉誘引送風機用可変速装置 | 1式 |

※平成29年度中に上記装置の更新が行われるため、型番等の変更の可能性あり

2. 機器仕様

1) 無停電電源装置

(1) 整流器盤

- ①型式 整流方式 三相全波、冷却方式 自冷
- ②交流入力 三相、50Hz、420V、MAX 約21kVA
- ③直流出力 充電電圧 120.4V、保護充電電圧 115V、電流 120A、
垂下電流 144A 以下、垂下設定 126A

(2) インバータ盤

- ①過負荷耐量 150%
- ②DC/AC 効率 80%以上
- ③冷却方式 風冷

(3) 蓄電池盤

- ①型式 制御弁式鉛蓄電池 FVL-150
- ②容量 150Ah/10HR
- ③セル数 54セル (54個)

2) 1,2号炉誘引送風機用可変速装置

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) インバータ | VT240S-200HD |
| (2) コンバータ | CV240S-200H |

3. 業務内容

1) 無停電電源装置

(1) 整流器盤

- ①現状点検
- ②盤上側面、内面、取付器具、自動制御部の清掃
- ③装置全般の締付け
- ④制御盤外観検査

- ・ 盤内外検査
 - ・ 器具電線等の破損、変形、変色
 - ・ 取付器具の振動、異音、異臭の有無
 - ・ 通風孔に塵埃等が付着していないか
 - ⑤AC-DC間、AC-E間、DC-E間の絶縁抵抗測定
 - ⑥垂下電流
 - ・ 均等充電に入れ、整流器出力電流の値を盤メータにて読む
 - ⑦無負荷運転にて電圧調整範囲を測定
 - ⑧直流電圧計について計器試験を行う
 - ⑨負荷電圧保障装置
 - ・ 各段毎の電圧降下及び、ハイ・ロー、リレーの動作値確認
 - ⑩シーケンステスト
 - ・ 模擬故障による保護連動の確認を行う
 - ⑪出力波形の観測
 - ・ 整流器出力をシンクロスコープにて観測
- (2) インバータ盤
- ①現状点検
 - ②盤上側面、内面、取付器具、自動制御部の清掃
 - ③装置全般の締付け
 - ④制御盤外の傷、汚損、錆
 - ・ 盤内外の傷、汚損、錆の有無
 - ・ 器具電線等の破損、変形、変色の有無
 - ・ 取付器具の振動、異音、異臭の有無
 - ・ 通気孔に塵埃等が付着していないか
 - ⑤AC-DC間、AC-E間、DC-E間の絶縁抵抗測定
 - ⑥起動試験、切替試験
 - ⑦波形観測
 - ・ シンクロスコープにて波形観測を行う
 - ⑧電圧特性試験
 - ・ 直流入力電圧を変動させ、出力電圧、周波数、出力電流を測定
 - ⑨警報試験
 - ・ 模擬故障による保護連動の確認を行う
 - ⑩最終確認
 - ・ 定常運転に復帰させ、運転状況を確認する
- (3) 蓄電池盤
- ①単電池電圧測定

②蓄電池温度測定

③内部抵抗値測定

2) 1, 2号炉誘引送風機用可変速装置

(1) 盤上、側面、内面、取付金具、自動制御部の清掃

(2) 装置全般の締付確認

(3) 制御盤内外観検査

- ・ 盤内外の傷、汚損、錆の有無
- ・ 器具電線等の破損、変形、変色の有無
- ・ 取付器具の振動、異音、異臭の有無
- ・ 通風孔に塵埃等が付着していないか

(4) 絶縁抵抗測定

- ・ 主電源 MCCB (2次-大地間)
- ・ 電動機 (一大地間)
- ・ 操作電源 MCCB (2次-大地間)

(5) 交流入力電圧、制御電源電圧測定

(6) タイマー (4 8T、RUNT) の設定値確認

(7) パラメーター設定値確認

(8) 無負荷運転特性 (IM を外し、VVVF 単体にて特性測定)

(9) シーケンステスト

- ・ コンバータ故障
- ・ インバータ故障
- ・ 予備充電渋滞

(10) 負荷運転特性

- ・ 実負荷にて特性測定

4. 作業時の服装

作業服は常に清潔な制服を着用し、胸部に名札をつけること。

5. 作業等の注意事項

1) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。

2) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締りを確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して不快感を与えるような言動をしないこと。

6. 諸材料その他

業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。

第4節 監視装置点検業務

1. 点検対象機器

- 1) コントローラ (ADC4000※)
 - (1) 共通設備コントローラ 2台
 - (2) 1号炉設備コントローラ 2台
 - (3) 2号炉設備コントローラ 2台
- 2) 監視装置 (OPS5000)
 - (1) 1号炉用 1台
 - (2) 2号炉用 1台
 - (3) 共通設備用 1台
 - (4) リサイクルプラザ用 1台

※コントローラについては平成 30 年度の保全工事にて更新する予定であり型番等の変更の可能性あり

2. 業務内容

1) コントローラ

- (1) 目視点検及び清掃
 - ①端子、ケーブル、コネクタ等の確認
 - ②プリント板の実装状況の確認
 - ③冷却ファンの動作確認
 - ④冷却ファン、フィルタ清掃
- (2) 測定及び試験
 - ①入力電圧試験
 - ②出力電圧試験
 - ③シーケンスプログラムチェック
 - ④バッテリー有効期限の確認
 - ⑤立上げ確認
- (3) システム総合
 - ①バックアッププログラムの照合
 - ②機能確認
 - ③システム動作状況の確認

2) 監視装置

- (1) 1号炉用監視装置
 - ①システム総合
 - ・電源電圧測定
 - ・異音、振動、過熱の有無

- ・ システム動作確認
- ・ UPS シャットダウン機能確認
- ・ 警報機能確認
- ②中央演算処理装置
 - ・ 異音、振動、過熱の有無
 - ・ 冷却ファン動作状況確認
 - ・ 各機能確認
 - ・ システムメンテナンス情報確認
 - ・ バックアップデータ作成
- ③LCD 装置
 - ・ 異音、振動、過熱の有無
 - ・ 表示機能確認
- ④リレーユニット
 - ・ 入出力機能確認
- ⑤マウス
 - ・ マウス機能確認
- ⑥キーボード
 - ・ キーボード機能確認
 - ・ LED 表示機能確認
- ⑦共通項目
 - ・ 各部清掃
 - ・ コネクタのプラグイン状況の確認
 - ・ 外観点検
- (2) 2号炉用監視装置
 - 以下 (1) 1号炉用監視装置と同じ
- (3) 共通設備用監視装置
 - 以下 (1) 1号炉用監視装置と同じ
- (4) リサイクル用監視装置
 - 以下 (1) 1号炉用監視装置と同じ

3. 作業時の服装

作業服は常に清潔な制服を着用し、胸部に名札をつけること。

4. 作業等の注意事項

- 1) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- 2) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締りを確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して不快感を与えるような言動をしないこと。

5. 諸材料その他

- ・業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。
- ・本業務は、平成30年度に監視装置（コントローラ等）の更新工事を行う予定であるため、平成30年度のみ本業務は行わないこととする。

第3章 環境測定業務

1. 概要

エコ・プラント姫の沢ごみ焼却施設内から排出される排ガス・焼却灰・飛灰の測定・分析、搬入物（ごみ質、下水道汚泥組成分析）の分析、作業環境測定を行う。

また、施設内で発生するごみ汚水、汚水、汚水処理水の水質分析を行う。

2. 分析（測定）対象及び分析項目

1) 排ガス分析測定

(1) サンプルング（測定）場所

各焼却炉（1,2号炉）煙突サンプルングロ

(2) 測定項目

No.	項目	数量	備考
1	ばいじん	12 検体/年	炉の稼働に応じて毎月 1,2 号炉どちらか
2	窒素酸化物	12 検体/年	同上
3	塩化水素	12 検体/年	同上
4	硫黄酸化物	12 検体/年	同上
5	水銀濃度 (ガス)	6 検体/年	同上
6	水銀濃度 (粒子)	6 検体/年	同上

2) 焼却灰分析

(1) サンプルング場所

焼却灰：各焼却炉（1,2号炉）灰押出機出口部

飛灰：混練物搬送コンベア上点検口（キレート処理済み飛灰）

(2) 測定内容

No.	項目	数量		備考
		焼却灰	飛灰	
1	熱灼減量	12 検体/年	-	炉の稼働に応じて毎月 1,2 号炉どちらか
2	重金属類溶出試験	4 検体/年	4 検体/年	同上(飛灰については共通)
	アルキル水銀	4 検体/年	4 検体/年	同上
	総水銀	4 検体/年	4 検体/年	同上
	カドミウム又はその化合物	4 検体/年	4 検体/年	同上
	鉛またはその化合物	4 回/年	4 回/年	同上
	六価クロム化合物	4 回/年	4 回/年	同上

2	ヒ素	4 回/年	4 回/年	炉の稼働に応じて毎月 1,2 号炉どちらか(飛灰については共通)
	セレン	4 回/年	4 回/年	同上
	1,4-ジオキサン	4 回/年	4 回/年	同上

3) ごみ質分析

(1) サンプルング場所

1,2 号炉ごみ投入ホッパー間へクレーンにて無作為に掴み、サンプル採取
(攪拌済みのごみ)

(2) 測定内容

No.	項目	数量
1	単位容積重量	4 検体/年
2	水分	4 検体/年
3	灰分	4 検体/年
4	真発熱量	4 検体/年
5	組成分析	4 検体/年
6	可燃分	4 検体/年

4) 水質分析 (汚水原水/汚水処理水/ごみ原水)

(1) サンプルング場所

汚水原水：汚水受水槽

汚水処理水：滅菌槽

ごみ原水：ごみ原水用マンホール

(2) 測定内容

No.	項目	数量		
		汚水原水	汚水処理水	ごみ原水
1	pH	6 検体/年	6 検体/年	1 検体/年
2	SS	6 検体/年	6 検体/年	1 検体/年
3	BOD・COD	6 検体/年	6 検体/年	1 検体/年
4	大腸菌群数	6 検体/年	6 検体/年	1 検体/年
5	カドミウム又はその化合物	6 検体/年	6 検体/年	1 検体/年
6	鉛又はその化合物	6 検体/年	6 検体/年	1 検体/年
7	シアン化合物	6 検体/年	6 検体/年	1 検体/年
8	水銀又はその化合物	6 検体/年	6 検体/年	1 検体/年

5) 下水道汚泥組成分析

(1) サンプルング場所

下水道汚泥運搬車両よりサンプルング

(2) 測定内容

No.	項目	数量
1	含水率	2 検体/年
2	真発熱量	2 検体/年
3	定量分析 炭素(C・H・N 同時測定)	2 検体/年
4	定量分析 硫黄(S)	2 検体/年
5	定量分析 塩素(Cl)	2 検体/年
6	定量分析 酸素(O)	2 検体/年
7	定量分析 灰分	2 検体/年
8	定量分析 メタンガス(CH ₄)	2 検体/年

6) ダイオキシン類測定

(1) サンプルング(測定)場所

排ガス：1)と同様

焼却灰：2)と同様

飛灰：2)と同様

(2) 測定内容

No.	項目	数量	備考
1	現地サンプルング	1 検体×2 炉	炉の稼働状況に応じて、1,2号炉同日測定できない可能性有り
2	ダイオキシン類分析		
	焼却灰分析(Co-PCB等含む)	1 検体×2 炉	
	飛灰分析(Co-PCB等含む)	1 検体×2 炉	
	排ガス分析(Co-PCB等含む)	1 検体×2 炉	
	酸素・一酸化炭素連続測定(排ガス)	1 検体×2 炉	
3	報告書作成	2 部	

7) 作業環境中のダイオキシン類測定

(1) サンプルング (測定) 場所

灰積込み室内測定

(2) 測定内容

No.	項目	数量	備考
1	現地サンプルング	2 回/年	
2	粉じん中のダイオキシン類分析	1 回/年	
3	総粉じん濃度測定(6ヶ月後,粉じん5点測定)	1 回/年	※10 検体/回
4	報告書作成	2 部	

3. 遵守事項

- 1) 受託者は、あらかじめ委託者へ年間のサンプルング (測定) 日を書面にて通知すること。
- 2) 委託者又は受託者の都合により、サンプルング (測定) 日に変更が生じた場合、速やかに各々に連絡し、日程を再度調整すること。
- 3) サンプルング (分析を除く) は、受託者自らが行うこと。
- 4) 分析 (測定) 結果 (計量証明書) での報告値については、各分析項目における定量下限値を委託者、受託者協議の上決定とする。
- 5) 受託者は、分析 (測定) 結果 (計量証明書) での報告値に対して、法定基準値も記載すること。
- 6) 受託者は、法改正等により基準値の変更や、分析項目の変更の必要が生じた場合は、速やかに委託者へ通知すること。

第4章 建築設備関係点検業務

第1節 施設清掃業務

1. 業務内容

1) 施設内各箇所日常清掃

(1) トイレ …… 大便器、小便器の清掃、床面・流しの水洗い

(2) その他の場所 …… モップがけ及び箒・掃除機による清掃

2) 施設内各箇所定期清掃（ワックスがけ） …… 1回/年

3) 受託者任意様式にて清掃実績を記入し、毎月委託者に提出すること。

2. 清掃箇所及び清掃頻度一覧

清掃箇所		面積 (㎡)	日常清掃		定期清掃 (ワックスがけ)
			週1回	週2回	
1F	正面玄関	109.3	○		○
	玄関ホール		○		○
	階段		○		○
	エレベーター		○		○
	見学者ホール	195.20	○		○
	職員玄関		○		○
	男子トイレ			○	
	女子トイレ			○	
	身障者トイレ			○	
	エレベーター		○		○
	階段		○		○
	プラットフォーム		○		
	駐車場				
	搬入路等構内				
2F	見学者ホール	123.87	○		○
	階段		○		○
	ホール	67.20	○		○
	階段		○		○
3F	大会議室	612.00	○		
	小会議室		○		
	見学ホール		○		
	男子トイレ			○	
	女子トイレ			○	

清掃箇所		面積 (㎡)	日常清掃		定期清掃 (ワックがけ)
			週 1 回	週 2 回	
3 F	身障者トイレ			○	
	階段		○		○
	廊下		○		○
	湯沸し室	182.95		○	○
	浴室			○	
	脱衣所			○	
	男子トイレ			○	
	女子トイレ			○	
階段		○		○	
4 F	ホール	100.00	○		
	階段		○		
	湯沸し室	218.15	○		○
	浴室			○	○
	脱衣室			○	○
	男子トイレ			○	
	廊下			○	
	階段		○		○
合計		1608.67			

3. 遵守事項

1) 業務主任者選任

(1) 作業を円滑に行うため業務主任者を定め、作業の指揮監督にあたること。

(2) 受託者は業務主任者を選任した時は、受託者の書式により委託者へ届け出ること。

2) 安全確保

作業の実施にあたっては、受託者が事故防止に十分注意し、事故が発生した場合は一切の責任を負うこと。

3) 作業時の服装

作業服は常に清潔な服装を着用し、胸部に名札をつけること。

4. 作業等の注意事項

1) 作業の実施にあたり、必ず委託者の指示を受けること。

2) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した

場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。

- 3) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締り及び火気処理を確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して、不快感を与えるような言動をしないこと。

5. 諸材料その他

- 1) 業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。
- 2) 業務上必要となる諸材料については、受託者が負担すること。
- 3) 業務により排出された塵芥等の搬出処理は、委託者の指定する場所にて受託者が行うこと。

第2節 地下灯油タンク漏洩点検業務

1. 検査対象

地下タンク貯留所

2. タンク数

1基

3. 設置許可年月日

平成10年9月14日 第609号

4. 検査期日

平成30年9月14日までに1回

平成31年9月14日までに1回

平成32年9月14日までに1回

5. 貯留物

灯油

6. 最大数量

10,000リットル

7. 業務内容

1) 地下タンク内清掃

2) 加圧検査（危険物貯留タンク漏洩機密検査）

3) マンホールパッキン交換

4) タンク及び配管の点検

5) 消防へ提出する書類（報告書等）の作成、整理

8. その他注意事項

受託者は、危険作業を含む為各法令を遵守し業務を遂行すること。また、受託者は、業務を行う日程調整及び業務を行う日が確定した場合、速やかに委託者へ連絡すること。

第3節 消防用設備点検業務

1. 点検対象機器及び点検概要

消防法及びその他の法律等に基づき以下の点検を行うものとする。

1) 消火器具

設備名称	設備使用	台数	設備点検項目	備考
消火器	粉末消火器（加圧式）10型	56本	1. 外観点検 1) 設置状況 2) 表示 3) 薬剤の漏れ点検 4) 安全装置の点検 5) 外観変形、損傷、腐食の確認	1. 外観点検 6ヶ月/回
			2. 機能点検 1) 容器本体、内筒点検 2) 消火剤 3) 押し金具 4) 封板、パッキンの点検	2. 機能点検 設置後3年以降実施 抜取点検

2) 屋内・外消火栓設備

設備名称	設備使用	台数	設備点検項目	備考
屋内・外消火栓設備	・屋内消火栓ポンプユニット(FP-1) 65φ*300L/min*53m*7.5kW*400V ・操作盤 ・呼水装置 ・消火水槽(5.2m³) ・消火用補給水槽(ET-1)1m³ ・消火栓箱 2号消火栓 ・常用電源	1台	1. 外観点検 1) 水源 2) 電動機制御装置	1. 外観点検 6ヶ月/回
		1面	3) 起動装置	
		1式	4) 加圧送水装置	
		1基	5) 呼水装置	
		1基	6) 配管	
		25台	7) 消火栓箱	
		1式	2. 機能点検 外観点検と同項目	2. 機能点検 6ヶ月/回
			3. 総合点検 1) 起動性能 2) 放水圧力 3) 放水量	3. 総合点検 1年/回

3) 泡消火設備

設備名称	設備使用	台数	設備点検項目	備考
泡消火設備	・泡消火ポンプユニット(FP-2) 100φ*840L/min*76m*18.5kW *400V	1台	1. 外観点検 1) 水源 2) 電動機制御装置	1. 外観点検 6ヶ月/回
	・泡消火薬剤タンク(FT-1)	1基	3) 起動装置	
	・消火水槽 10.1 m ³	1基	4) 加圧送水装置	
	・自動起動装置	1式	5) 呼水装置	
	・自動警報弁	1基	6) 配管	
	・ポンプ操作盤	1面	7) 泡消火剤貯蔵槽	
	・流水検知装置	22基	8) 泡消火剤混合装置	
	・一斉開放弁	22台	9) ヘッド	
	・手動開放弁	22個	10) 自動警報弁	
	・泡ヘッド	263個	11) 流水検知装置	
	・スプリンクラーヘッド	102個	2. 機能点検	
・圧力スイッチ	1台	外観点検と同項目		
・呼水装置	1式	3. 総合点検 1) 起動性能 2) 一斉開放弁 3) 分布等	3. 総合点検 1年/回	

※泡消火設備において実運転（泡消火剤解放試験）は行わないこととする。

4) 自動火災報知設備

項目	数量	外観・機能点検 (6ヶ月/回)	総合点検 (外観・機能含む) (1年/回)
P型自動火災報知設備			
受信機P型1級 40回線	1面	○	○
副受信機P型 60回線	1面	○	○
差動式分布型熱感知器	95個	○	○
差動式スポット型熱感知器	6個	○	○
定温式スポット型熱感知器	13個	○	○
煙感知器 (光電式・ヘッアラム含む)	118個	○	○
発信機P型1級	26個	○	○

項目	数量	外観・機能点検 (6ヶ月/回)	総合点検 (外観・機能含む) (1年/回)
音響装置（電鈴）	27個	○	○
表示灯	27個	○	○
消火栓起動連動装置	1式	○	○
配線点検（絶縁測定）	1式		○
非常用発電機（150kVA）	1式	○	○

5) 誘導灯及び誘導標識

項目	数量	外観・機能点検 (6ヶ月/回)	総合点検 (外観・機能含む) (1年/回)
誘導灯（小型・中型）	50台	○	○
配線点検（絶縁測定）	1式		○

6) 防火・排煙設備

項目	数量	外観・機能点検 (6ヶ月/回)	総合点検 (外観・機能含む) (1年/回)
P型防排煙制御設備			
連動操作盤 10回線	1面	○	○
熱感知器（定温式）	6個	○	○
ダンパー	3台	○	○
シャッター	2台	○	○
音響装置（ブザー）	2個	○	○
配線点検（絶縁測定）	1式	○	○

7) 非常用照明

項目	数量	外観・機能点検 (6ヶ月/回)	総合点検 (外観・機能含む) (1年/回)
非常用照明（一般）	116台	○	○
非常用照明（ハロゲン球）	68台	○	○
配線点検（絶縁測定）	1式		○

2. 点検報告

- 1) 機器点検及び総合点検作業後、法令で定められた点検結果表に基づき提出する

こと。

- 2) 消防法で定められた点検報告が必要な年度においては、熱海市消防本部へ点検結果を提出、報告すること。

3. 遵守事項

1) 業務主任者選任

- (1) 作業を円滑に行うため業務主任者を定め、作業の指揮監督にあたること。
- (2) 受託者は業務主任者を選任した時は、受託者の書式により委託者へ届け出ること。

2) 安全確保

作業の実施にあたっては、受託者が事故防止に十分注意し、事故が発生した場合は一切の責任を負うこと。

3) 作業時の服装

作業服は常に清潔な服装を着用し、胸部に名札をつけること。

4. 作業等の注意事項

- 1) 作業の実施にあたり、必ず委託者の指示を受けること。
- 2) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- 3) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締り及び火気処理を確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して、不快感を与えるような言動をしないこと。

5. 諸材料その他

- 1) 業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。
- 2) 業務上必要となる諸材料については、受託者が負担すること。
- 3) 業務により発生した塵芥等の搬出処理は、委託者の指定する場所にて受託者が行うこと。

第4節 エレベーター保守点検業務

1. 保守点検対象機器

1) 機器名称及び数量

- | | |
|---------------|----|
| (1) 昇降機 | 2基 |
| (2) 停電時自動着床装置 | 2台 |
| (3) 地震時管制運転装置 | 2台 |

2) 機器仕様（昇降機）

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) メーカー | 三菱電機株式会社 |
| (2) 機種 | グランディ（油圧間接） |
| (3) 数量 | 2基 |
| (4) 停止（非停止）階床数 | 1号機 4（0）
2号機 6（0） |
| (5) 速度 | 60m/min |
| (6) 用途 | 人荷用 |
| (7) 積載質量 | 600kg |

2. 業務内容

保守管理のための定期検査は建築基準法第12条に基づき下記の通り行うこと。

1) 点検・手入れ保全

- (1) 定期的に計画的な点検・手入れ保全（給油・調整・清掃等）を実施すること。
- (2) 点検・手入れ保全の箇所・機器・内容は、業務別紙1のとおり実施すること。
- (3) 点検手入れ保全を行った際は、エレベーター作業報告書を提出すること。

2) リモート点検

- (1) 対象設備の運行状態を常時記録し、その記録を収集して、定期的に対象設備を構成する機器及び運転機能を点検すること。点検する項目・内容は、業務別紙2のとおり実施すること。
- (2) (1)の点検対象の項目・内容について変調状態が生じたときは、状態を確認し、必要に応じて現場で作業を行うこと。
- (3) 対象設備の運行状態のデータに基づく点検結果及び変調状態に対する処理の結果については受託者の任意月にエレベーターリモート点検報告書を提出すること。
- (4) 対象設備の運行状態は、エレベーター利用状況報告書を定期的に提出すること。

3) 異常監視・直接通話

- (1) 対象設備について次の異常が発生したときは、リモート点検装置から異

常通報に基づき、適切な処置をとること。

- ①閉じ込め故障
- ②使用不能故障（運行に支障がある状態。）
- ③着床不良
- ④扉開閉不良
- ⑤制御盤停電
- ⑥リモート点検装置（MOP盤）停電
- ⑦制御関連機器温度異常

なお、閉じ込め故障の場合を除き、施設停電等により⑤、⑥が同時に発生した場合は異常通報が行われないものとする。

- (2) 対象設備に故障が発生した時は、対象設備かご内のインターホンにより、同かご内の乗客と受託者の受信専門員が直接通話し、必要な指示・連絡等に当たること。
- (3) 異常通報に基づく処理の結果については、エレベーターリモート点検報告書にて報告すること。また、異常通報に基づく処置のために現場で作業を行った場合は、その作業に応じて、エレベーター作業報告書または故障修理作業報告書を提出すること。

4) 消耗品の供給

- (1) 作業に必要な部品のうち、消耗部品（通常の使用による摩耗・劣化により、補完・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等）を供給すること。
- (2) 消耗部品の範囲は業務別紙3のとおりとする。

5) 品質検査

1年に1回、対象設備の総合的な機能を確認する検査を行うこと。品質検査の結果については、定期検査報告書にて提出すること。

6) 緊急時の対応

委託者から、対象設備について故障等の緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに、対象設備の運行状況を確認するとともに事態に応じた適切な処置をとること。この処置の結果については、エレベーター作業報告書又は故障修理報告書を提出すること。

7) 法令に基づく検査の立会

- (1) 建築基準法第12条または労働安全衛生法第41条に基づく法令検査の立会を行うこと。
- (2) 受託者は、委託者から法定検査及び法定検査受検諸事項の実施を依頼されたときは責任をもって実施し、結果を特定行政庁へ報告すること。

3. 安全確保

作業の実施にあたっては受託者が事故防止に十分注意し事故が発生した場合は、一切の責任を負うこと。

4. 作業時の服装

作業服は常に清潔な制服を着用し、胸部に名札をつけること。

5. 作業等の注意事項

- 1) 作業の実施にあたり、必ず委託者の指示を受けること。
- 2) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- 3) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締り及び火気処理を確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して、不快感を与えるような言動をしないこと。

6. 諸材料その他

保守点検業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。

第5節 冷暖房空調設備保守点検業務

1. 保守点検対象機器

1) 機器名称及び数量

(1) 冷暖房空調設備

①冷却式チリングユニット (C-1)	1 基
②冷水ポンプ (CP-1)	1 基
③温水一次ポンプ (HP-1)	1 基
④暖房用温水二次ポンプ (HP-2)	1 基
⑤乾燥室温水二次ポンプ (HP-4)	1 基
⑥温水二次ポンプ (HP-5)	1 基
⑦エアハンドリングユニット	1 基
⑧空冷ヒートポンプパッケージエアコン (室内機 4 台)	1 組
⑨空冷ヒートポンプパッケージエアコン (天吊)	4 組
⑩空冷ヒートポンプパッケージエアコン (屋内機 2 台)	1 組
⑪空冷ヒートポンプパッケージエアコン (天かせ)	1 組
⑫空冷ヒートポンプパッケージエアコン (床置き)	1 組
⑬空冷ヒートポンプパッケージエアコン (天埋め)	1 組
⑭ファンコイルユニット	51 台
⑮冷温水熱源設備	1 系統

(2) 空調自動制御盤機器

①空調熱源制御系統	1 系統
②温水ヒーター監視制御系統	1 系統
③オイルサービスタンク制御系統	1 系統
④外調機制御系統	1 系統
⑤ファンコイルユニット制御系統	1 系統
⑥ポンプ発停制御系統	1 系統
⑦受水槽制御系統	1 系統
⑧水槽水位監視制御系統	1 系統
⑨貯湯槽制御系統	1 系統
⑩ファン発停制御系統	1 系統
⑪熱源温水制御系統	1 系統
⑫中央監視制御系統	1 系統

2) 点検頻度

(1) 冷暖房空調設備

①冷却式チリングユニット (C-1)	1 回/年 (冷房切替時)
②冷水ポンプ (CP-1)	1 回/年 (")

③温水一次ポンプ (HP-1)	1 回/年 (暖房切替時)
④暖房用温水二次ポンプ (HP-2)	1 回/年 (")
⑤乾燥室温水二次ポンプ (HP-4)	1 回/年 (")
⑥温水二次ポンプ (HP-5)	1 回/年 (")
⑦エアハンドリングユニット	1 回/年 (冷房切替時)
⑧空冷ヒートポンプパッケージエアコン (室内機 4 台)	1 回/年 (")
⑨空冷ヒートポンプパッケージエアコン (天吊)	1 回/年 (")
⑩空冷ヒートポンプパッケージエアコン (屋内機 2 台)	1 回/年 (")
⑪空冷ヒートポンプパッケージエアコン (天かせ)	1 回/年 (")
⑫空冷ヒートポンプパッケージエアコン (床置き)	1 回/年 (")
⑬空冷ヒートポンプパッケージエアコン (天埋め)	1 回/年 (")
⑭ファンコイルユニット	4 回/フィルター清掃/年
⑮冷温水熱源設備	2 回/年 (冷暖房切替)
(2) 空調自動制御盤機器	
①空調熱源制御系統	2 回/年 (冷暖房切替時)
②温水ヒーター監視制御系統	1 回/年 (冷房切替時)
③オイルサービスタンク制御系統	1 回/年 (")
④外調機制御系統	2 回/年 (冷暖房切替時)
⑤ファンコイルユニット制御系統	2 回/年 (")
⑥ポンプ発停制御系統	1 回/年 (冷房切替時)
⑦受水槽制御系統	1 回/年 (")
⑧水槽水位監視制御系統	1 回/年 (")
⑨貯湯槽制御系統	1 回/年 (")
⑩ファン発停制御系統	1 回/年 (")
⑪熱源温水制御系統	1 回/年 (")
⑫中央監視制御系統	1 回/年 (")

2. 保守点検内容

- 1) 冷却式チリングユニット・ポンプ類・エアハンドリングユニット・空冷ヒートポンプ・パッケージエアコンの外観点検・機能点検を行うこと。
- 2) 空冷ヒートポンプパッケージエアコン・ファンコイルユニットのフィルター清掃を行うこと。
- 3) 冷温水熱源設備の冷暖房切替を行うこと。
- 4) 空調自動制御盤機器の総合点検整備を行うこと。
- 5) 空調自動制御盤機器の冷暖房切替を行うこと。
- 6) その他委託業者が保守管理上必要と認め指示する点検、手入れ。

※受託者は各機器の種類、性質等によって点検内容を確定すること

3. 保守点検報告

受託者は、受託者が使用する保守点検記録表を使用し、保守点検を実施した後、速やかに報告書を提出すること。

4. 保守点検時期

受託者は委託者と協議の上点検を実施すること。

5. 遵守事項

1) 業務主任者選任

(1) 作業を円滑に行うため業務主任者を定め、作業の指揮監督にあたること。

(2) 受託者は業務主任者を選任した時は、受託者の書式により委託者へ届け出ること。

2) 安全確保

作業の実施にあたっては、受託者が事故防止に十分注意し、事故が発生した場合は一切の責任を負うこと。

3) 作業時の服装

作業服は常に清潔な服装を着用し、胸部に名札をつけること。

6. 作業等の注意事項

1) 作業の実施にあたり、必ず委託者の指示を受けること。

2) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損箇所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。

3) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締り及び火気処理を確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して、不快感を与えるような言動をしないこと。

7. 諸材料その他

1) 業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。

2) 業務上必要となる諸材料については、受託者が負担すること。

第6節 貯水槽等清掃点検業務

1. 清掃及び点検対象機器

1) 機器名称及び数量

(1) 貯水槽 (T-1)	1 基
(2) 給水加圧ポンプ (PU-1)	1 基
(3) 温水ヒーター (BH-1)	1 基
(4) 貯湯槽 (HST-1)	1 基
(5) 温水タンク (空調用 HT-1)	1 基
(6) 膨張タンク (給湯用)	1 基
(7) 膨張タンク (空調用)	1 基

2) 点検頻度

(1) 貯水槽 (T-1)	1 回/年
(2) 給水加圧ポンプ (PU-1)	1 回/年
(3) 温水ヒーター (BH-1)	定期点検 2 回/年 オーバーホール 1 回/年
(4) 貯湯槽 (HST-1)	1 回/年
(5) 温水タンク (空調用 HT-1)	1 回/年
(6) 膨張タンク (給湯用)	1 回/年
(7) 膨張タンク (空調用)	1 回/年

2. 保守点検内容

- 1) 点検対象機器においては、対象となる各種関連法律等を遵守し、必要な点検を行うこと。
- 2) 法律等による点検内容の他に、受託者が必要とする点検も行うこと
- 3) 保守点検作業は受託者使用の保守点検記録表等を用いて行うこと

3. 保守点検報告

保守点検作業後、受託者使用の保守点検記録表を速やかに委託者へ提出すること。

4. 保守点検時期

受託者は委託者と協議の上点検を実施すること。

5. 遵守事項

1) 業務主任者選任

- (1) 作業を円滑に行うため業務主任者を定め、作業の指揮監督にあたらせる

こと。

(2) 受託者は業務主任者を選任した時は、受託者の書式により委託者へ届けること。

2) 安全確保

作業の実施にあたっては、受託者が事故防止に十分注意し事故が発生した場合は一切の責任を負うこと。

3) 作業時の服装

作業服は常に清潔な服装を着用し、胸部に名札をつけること。

6. 作業等の注意事項

1) 作業の実施にあたり、必ず委託者の指示を受けること。

2) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。

3) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締り及び火気処理を確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して、不快感を与えるような言動をしないこと。

7. 諸材料その他

1) 業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。

2) 業務上必要となる諸材料については、受託者が負担すること。

第7節 電動シャッター点検整備業務

1. 業務内容

業務内容及び結果報告は、一般社団法人 日本シャッター・ドア協会（旧日本シャッター工業会）の点検報告書様式に準ずるものとする。

2. 点検個所

日本文明シャッター(株)製

番号	点検個所	寸法 (W/H)	数量
①	工作室	2,930/2,430	1面
②	灰積出室	3,540/4,000	1面
③	リサイクル施設	3,210/4,000	1面
④	リサイクル施設	5,450/4,000	1面
⑤	リサイクル施設	4,540/4,000	1面
⑥	汚泥受入室	3,300/4,600	1面
⑦	汚泥装置室	4,000/3,450	1面
計			7面

3. 遵守事項

1) 業務主任者選任

(1) 作業を円滑に行うため業務主任者を定め、作業の指揮監督にあたること。

(2) 受託者は業務主任者を選任した時は、受託者の書式により委託者へ届けること。

2) 安全確保

作業の実施にあたっては、受託者が事故防止に十分注意し、事故が発生した場合は一切の責任を負うこと。

3) 作業時の服装

作業服は常に清潔な服装を着用し、胸部に名札をつけること。

4. 作業等の注意事項

- 1) 作業の実施にあたり、必ず委託者の指示を受けること。
- 2) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- 3) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締り及び火気処理を確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して、不快感を与えるような言動をしないこと。

5. 諸材料その他

- 1) 業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。
- 2) 業務上必要となる諸材料については、受託者が負担すること。

第8節 自動扉開閉装置点検業務

1. 業務内容

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成25年版建築保全業務共通仕様書）による。（点検項目、点検内容は業務別紙4を参照）

2. 業務範囲

1) 対象自動ドア

(1) 設置場所 エコ・プラント姫の沢プラットホーム

(2) 仕様等

①入口側

製造者	中日本オート・ドア(株)
形状	開口 5530 DW1431*DH3975*4 枚
駆動装置	GS-2MD2
メインコントローラ	SKY-G3
サブコントローラ	マルチコントローラ
起動装置	赤外線反射センサー、押しボタンスイッチ
補助センサー	光線センサー

②出口側

製造者	中日本オート・ドア(株)
形状	開口 7127 DW1830.25*DH3975*4 枚
駆動装置	GS-2MD2
メインコントローラ	SKY-G3
サブコントローラ	マルチコントローラ
起動装置	赤外線反射センサー、押しボタンスイッチ
補助センサー	光線センサー

(3) 点検回数

年2回定期的に行う。

(4) 点検日程

点検日程の決定については、委託者受託者協議の上決定とする。

3. 点検報告

1) 受託者は点検を行った後、受託者書式において速やかに点検報告書及び修理報告書を提出すること。

2) 受託者はあらかじめ受託者に有資格証（自動ドア施工技能士）の写しを点検前に委託者へ提出すること。

4. 遵守事項

1) 安全確保

作業の実施にあたっては、受託者が事故防止に十分注意し、事故が発生した場合は一切の責任を負うこと。

2) 作業時の服装

作業服は常に清潔な服装を着用し、胸部に名札をつけること。

5. 作業等の注意事項

1) 作業の実施にあたり、必ず委託者の指示を受けること。

2) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。

3) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締り及び火気処理を確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して、不快感を与えるような言動をしないこと。

6. 諸材料その他

1) 保守点検業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。

2) 業務上必要となる諸材料については、受託者が負担すること。

3) 不慮の故障については速やかに対応すること。

第9節 ホイスト式クレーン年次点検業務

1. 業務内容

本業務はクレーン等安全規則第34条に基づく定期自主検査（年次点検）を行うものとする。

2. 点検個所

東洋ホイスト(株)製

番号	点検個所	設置階数	吊上げ荷重
1	粗大ごみ受入コンベヤ不適用除去用ヒスト	1F	0.5t
2	可燃性粗大ごみダンピングボックス不適用除去用ヒスト	1F	0.5t
3	缶プレス機用成形品搬送用ヒスト	1F	0.5t
4	鉄プレス機用成形品搬送用ヒスト	1F	0.5t
5	不適用荷下用ヒスト	3F	0.5t
6	衝撃せん断回転式破砕機保全用ヒスト	3F	2.0t
7	メンテナンス用ヒスト	3F	0.5t
8	メンテナンス用ヒスト（工作室）2台	1F	0.5t
9	メンテナンス用ヒスト（減温塔）	4F	1.0t
10	メンテナンス用ヒスト（集じん器）	4F	1.0t

3. 遵守事項

1) 業務主任者選任

- (1) 作業を円滑に行うため業務主任者を定め、作業の指揮監督にあたること。
- (2) 受託者は業務主任者を選任した時は、受託者の書式により委託者へ届け出ること。

2) 安全確保

作業の実施にあたっては、受託者が事故防止に十分注意し事故が発生した場合は一切の責任を負うこと。

3) 作業時の服装

作業服は常に清潔な服装を着用し、胸部に名札をつけること。

4. 作業等の注意事項

- 1) 作業の実施にあたり、必ず委託者の指示を受けること。
- 2) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損個所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- 3) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締り及び火気処理を確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して、不快感を与えるような言動をしないこと。

5. 諸材料その他

- 1) 業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。
- 2) 業務上必要となる諸材料については、受託者が負担すること。

第10節 浄化槽保守管理業務

1. 業務内容

エコ・プラント姫の沢に設置されている合併処理浄化槽の保守点検業務を行う。

2. 浄化槽仕様

接触ばっ気方式 90人槽

3. 保守管理項目

- | | |
|--------------------------|---|
| 1) 保守点検 | 24回/年 |
| 2) 滅菌剤補充 | 72kg/年 |
| 3) 放流水水質検査 | 1回/年 |
| 4) 汚泥引抜作業 | 27 m ³ × 1回/年
※沈殿分離槽（第1・第2） |
| 5) 法定検査（浄化槽法 11条関係）及び立会い | 1回/年 |

4. 遵守事項

1) 業務主任者選任

- (1) 作業を円滑に行うため業務主任者を定め、作業の指揮監督にあたること。
- (2) 受託者は業務主任者を選任した時は、受託者の書式により委託者へ届け出ること。

2) 安全確保

作業の実施にあたっては、受託者が事故防止に十分注意し事故が発生した場合は一切の責任を負うこと。

3) 作業時の服装

作業服は常に清潔な服装を着用し、胸部に名札をつけること。

5. 作業等の注意事項

- 1) 作業の実施にあたり、必ず委託者の指示を受けること。
- 2) 作業の実施にあたり、受託者が備品・器具等を破損し又は破損箇所を発見した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- 3) 盗難及び火災の発生に注意し作業が終了した時は、戸締り及び火気処理を確認すること。作業員は品位を保ち職員等に対して、不快感を与えるような言動をしないこと。

6. 諸材料その他

- 1) 保守点検業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担すること。
- 2) 業務上必要となる諸材料については、受託者が負担すること。

エレベーター保守点検業務 点検箇所及び内容

【昇降機】

(1/5)

箇所	機器名	点検内容
機械室	室内環境	1. 機械室出入口戸・窓の開閉・施錠状態 2. 機械室周辺壁劣化・損傷の有無 3. 機械室照明の点灯状態 4. 機械室内の換気状態
	制御盤	1. 制御盤固定状態 2. 制御盤扉開閉状態 3. 制御盤本体劣化・損傷の有無 4. 接触器作動状態 5. 各回路絶縁状態 6. 戸開走行保護装置作動状態※1 7. その他機器作動状態 8. その他機器劣化損傷の有無
	油圧ポンプ	1. ポンプモータ回転状態 2. ポンプモータ取付状態 3. ポンプモータ劣化・損傷の有無 4. ポンプモータ絶縁状態 5. プーリー回転状態 6. プーリー取付状態 7. プーリー劣化・損傷の有無 8. Vベルト劣化・損傷の有無 9. Vベルト設定状態
	サイレンサ	1. サイレンサ取付状態 2. サイレンサ劣化・損傷の有無 3. 油漏れ有無
	バルブ	1. 各バルブ取付状態 2. ロックナット締付状態 3. 圧力異常の有無 4. 油漏れ有無
	ファン ラジエータ	1. ラジエータ取付状態 2. ファンの劣化・損傷の有無 3. ファンの固定状態・回転状態 4. 温度センサ作動状態 5. 油漏れ有無
	オイルタンク	1. タンク取付状態 2. タンクの劣化・損傷の有無 3. フィルターの劣化・損傷の有無 4. 油漏れ有無
	その他	1. 端子箱の取付状態 2. 配管・配線の劣化・損傷の有無

箇所	機器名	点検内容
かごまわり	かご上	1. かご上各機器作動状態 2. かご上各機器劣化・損傷の有無 3. かご上各安全スイッチ作動状態
	かご戸まわり	1. かご戸取付状態 2. かごドアハンガー取付・作動状況 3. かごドアハンガー劣化・損傷の有無 4. 戸開閉連動機構取付・作動状態 5. 戸開閉連動機構劣化・損傷の有無 6. かごドア制御・駆動機器取付・作動状態 7. かごドア制御・駆動機器劣化・損傷の有無 8. かごドア関連安全装置取付・作動状態 9. かごドア関連安全装置劣化・損傷の有無 10. かご戸と乗場戸連動状態
	かご上 ステーション	1. 各安全スイッチ取付・作動状態 2. ステーション内各機器作動状態 3. ステーション内各機器劣化・損傷の有無
	着床装置	1. 着床リレー作動状態
	非常止め装置	1. 非常止め装置取付・作動状態 2. 非常止め装置劣化・損傷の有無 3. 非常止めスイッチ作動状態
	ガイドシュー (ガイドローラー)	1. ガイドシュー(ガイドローラー)作動状態 2. ガイドシュー(ガイドローラー)劣化・損傷の有無 3. ガイドシュー(ガイドローラー)取付状態
	はかり装置	1. スイッチ取付・作動状態 2. はかり装置劣化・損傷の有無
	救出口	1. スイッチ取付・作動状態 2. 扉開閉状態 3. 扉施錠状態
	吊り車	1. 綱車劣化・損傷の有無 2. 吊り車回転状態
	その他機器	1. かご室ファン取付・作動状態 2. 移動ケーブル取付状態 3. かご室組立構成機器取付状態 4. かご室組立構成機器劣化・損傷の有無

箇所	機器名	点検内容
昇降路	昇降路	1. 昇降路周壁の劣化・損傷の有無
	終点スイッチ	1. 終点スイッチ作動状態
	ガイドレール	1. レール劣化・損傷の有無 2. レール取付状態
	ロープ	1. メインロープ劣化・損傷の有無 2. ガバナロープ劣化・損傷の有無 3. メインロープソケット劣化・損傷の有無 4. メインロープ取付状態 5. ガバナロープ取付状態
	調速機	1. 調速機運転状態 2. 調速機作動速度 3. 調速機周り各スイッチ作動状態 4. 調速機取付状態 5. 各給油部の給油状態
	着床装置プレート	1. プレート劣化・損傷の有無 2. プレート取付状態
	移動ケーブル	1. ケーブル動特性 2. ケーブル劣化・損傷の有無 3. ケーブル取付状態
	乗場戸まわり	1. 乗場戸自閉機能作動状態 2. 乗場戸取付状態 3. 乗場ドアハンガー取付・作動状態 4. 乗場ドアハンガー劣化・損傷の有無 5. 乗場ドア関連安全装置取付・作動状態 6. 乗場ドア関連安全装置劣化損傷の有無 7. 乗場戸とかご戸の連動状態
	油圧ジャッキ	1. ジャッキ固定状態 2. プランジャ作動状態 3. プランジャ劣化・損傷の有無 4. パッキンの劣化・損傷の有無 5. ガイドシューの劣化・損傷の有無 6. ガイドシュー作動状態
	返し車	1. 綱車劣化・損傷の有無 2. 返し車回転状態
	その他機器	1. ケーブル保護網の劣化・損傷の有無 2. ロープ振れ止め取付状態

箇所	機器名	点検内容
ピット	ピット	1. ピット周壁の劣化・損傷の有無 2. ピット漏水の有無・汚損状態
	緩衝器	1. 緩衝器劣化・損傷の有無 2. 緩衝器台劣化・損傷の有無 3. 緩衝器取付状態
	張り車	1. 張り車劣化・損傷の有無 2. 張り車取付・回転状態
	油圧配管	1. 各配管取付状態 2. 各配管劣化・損傷の有無 3. 油漏れ有無
	ジャッキ台	1. ジャッキ台取付状態 2. ジャッキ台の劣化・損傷の有無
かご室乗場	かご	1. かご運転状態 2. 全自動戸開閉状態 3. 停電灯点灯状態 4. かご内表示器作動状態 5. かご釦作動状態 6. かご釦劣化・損傷の有無
	照明・意匠	1. かご室機器損傷・変形の有無 2. 各銘板取付・汚損の有無 3. かご室照明点灯状態
	かご内操作盤	1. かご内操作盤カバー取付状態 2. かご内操作盤各スイッチ作動状態
	外部連絡装置	1. 外部連絡装置作動状態
	乗場	1. 全自動戸開閉状態 2. 乗場釦作動状態 3. 乗場釦劣化・損傷の有無 4. 乗場表示器作動状態

【付加装置】

(5/5)

箇所	機器名	点検内容
地震時管制 運転装置 (EER)	全般	1. 管制運転作動状態 2. 気配リアナウンス作動状態
	昇降路内	1. 地震感知器作動状態 2. 地震感知器取付状態
	制御盤内	1. 接触器取付状態 2. 接触器作動状態 3. 接触器劣化・損傷の有無
停電時 自動着床装置 (MELD)	全般	1. 自動着床状態 2. 戸開閉状態 3. 気配リアナウンス作動状態 4. 停電灯点灯状態
	制御盤内	1. 接触器取付状態 2. 接触器作動状態 3. 接触器劣化・損傷の有無 4. 各回路絶縁状態 5. MELD用基盤取付状態 6. MELD用基盤劣化・損傷の有無 7. その他機器取付状態 8. その他機器劣化・損傷の有無
	バッテリー	1. 作動電圧
火災時管制 運転装置 (FER)	全般	1. 管制運転作動状態 2. 気配リアナウンス作動状態
	制御盤	1. 接触器取付状態 2. 接触器作動状態 3. 接触器劣化・損傷の有無
	乗場	1. 呼び戻しボタン取付状態 2. 呼び戻しボタン作動状態 3. 呼び戻しボタン劣化・損傷の有無
自家発管制 運転装置 (OEPS)	全般	1. 管制運転作動状態 2. 気配リアナウンス作動状態
	制御盤内	1. 接触器取付状態 2. 接触器作動状態 3. 接触器劣化・損傷の有無
遮煙ドア	乗場ドア	1. 気密材取付状態 2. 気密材劣化・損傷の有無
マルチビーム ドアセンサ (MBS)	本体	1. センサ取付状態 2. ケーブル配線状態 3. 基盤取付・配線状態 4. 作動状態

【付加装置】

(1/2)

箇所	機器名	点検内容
超音波 ドアセンサ (USDS)	本体	1. センサ取付状態 2. ケーブル配線状態 3. 基盤取付・配線状態 4. 作動状態
音声合成 アナウンス装置 (AAN)	本体	1. 装置本体取付状態 2. 装置本体劣化・損傷の有無 3. スピーカー取付状態 4. 作動状態 5. 音声・音量の状態
車椅子仕様	専用乗車釦	1. 乗場釦作動状態 2. 乗場釦劣化・損傷の有無
	専用操作盤釦	1. 操作盤カバー取付状態 2. かご釦作動状態 3. かご釦劣化・損傷の有無
	鏡	1. 鏡固定状態 2. 鏡汚れ・損傷の有無
	手すり	1. 手すり固定状態 2. 手すり劣化・損傷の有無
	光電式 ドアセンサ	1. 光電式ドアセンサ作動状態 2. 光電式ドアセンサ関連機器の取付状態 3. 光電式ドアセンサ関連機器の劣化・損傷の有無
かご内 ITVカメラ		1. カメラ本体内部取付状態 2. カバー取付状態 3. レンズ汚れ・損傷の有無 4. カバー汚れ・損傷の有無 5. カメラの作動状態
指紋照合 呼び登録装置 ※2		1. 操作部劣化・損傷の有無 2. 表示機器点灯状態 3. 操作部取付状態 4. 処理部及びテンキーの取付状態 5. 表示部取付状態
エレベーター 連動装置 (MIS) 〈指紋OPUタイプ〉	IDコントローラ	1. コントローラの劣化・損傷の有無 2. コントローラの作動状態 3. コントローラの取付状態 4. 表示機器点灯状態
	指紋OPU ※2	1. ユニットの劣化・損傷の有無 2. ユニットの読み取り状態 3. ユニットの取付状態 4. 表示機器点灯状態 5. 作動ブザーの鳴動状態
	IOコントローラ ※3	1. コントローラの劣化・損傷の有無 2. コントローラの作動状態 3. コントローラの取付状態 4. 表示機器点灯状態

【付加装置】

(1/2)

箇所	機器名	点検内容
エレベーター 連動システム (MIS) (非接触カード リーダータイプ)	IDコントローラ	1. コントローラの劣化・損傷の有無 2. コントローラの作動状態 3. コントローラの取付状態 4. 表示機器点灯状態
	非接触 カードリーダー ※4	1. カードリーダーの劣化・損傷の有無 2. カードリーダーの読み取り状態 3. カードリーダーの取付状態 4. 表示機器点灯状態 5. 作動ブザーの鳴動状態
	IOコントローラ ※3	1. コントローラの劣化・損傷の有無 2. コントローラの作動状態 3. コントローラの取付状態 4. 表示機器点灯状態
空調機	全般	1. 熱交換器汚損状態 2. フィルター汚損状態 3. 吸込・吸出空気温度異常の有無 4. 絶縁状態 5. ドレン部汚損状態

※1 戸開装置保護装置が設置されている場合に適用

※2 指紋データの登録・管理(バックアップ、アップロード、しきい値変更等)は含まず

※3 停止階床が15停止以上の場合に適用

※4 カードデータの登録・管理(バックアップ、アップロード)は含まず

エレベーター保守点検業務 リモート点検項目及び内容

点検項目		点検内容
制御関連機器	設置環境	機器温度
	巻上機(パワーユニット)	ブレーキ(バルブ)動作状態
	制御盤	接触器動作状態 制御機器動作状態
かご関連機器	かごの戸	戸の開閉状態
		ドアスイッチ動作状態
	かご操作盤	押し釦動作状態
	蛍光灯	点灯状態
	外部連絡装置	インターホン電源電圧状態
	停電灯	点灯状態
乗場関連機器	乗場の戸	開閉状態
		ドアスイッチ動作状態
	乗場押し釦	動作状態
昇降路内関連機器	安全スイッチ	動作状態
運転性能		起動状態 加速状態 一定速状態 減速状態 着床状態

エレベーター保守点検業務 消耗部品の範囲

部品名	備考
可動・固定コンタクト	リレーによっては本体工事となる場合有り
制御盤・受電盤内ヒューズ	NFブレーカーは含まない
制御盤・受電盤内抵抗管	リボン型抵抗管、回生抵抗は含まない
かごドア装置用Vベルト・ベルト	
給油器油芯(繊維)	
ドアシュー(戸の脚)	
照明用ランプ、スターター	ランプ関係は、ネオン管、インテリア照明その他特殊な発光体は含まない
インジケーター用ランプ	
操作盤・乗場押し釦用ランプ	
かご室内停電灯用ランプ	
点検用オイル、グリス類	巻上機ギヤオイル、油圧式エレベーターの作動油及び緩衝器の作動油は含まない
ウェス、サンドペーパー	
ビス、ナット、ワッシャー	

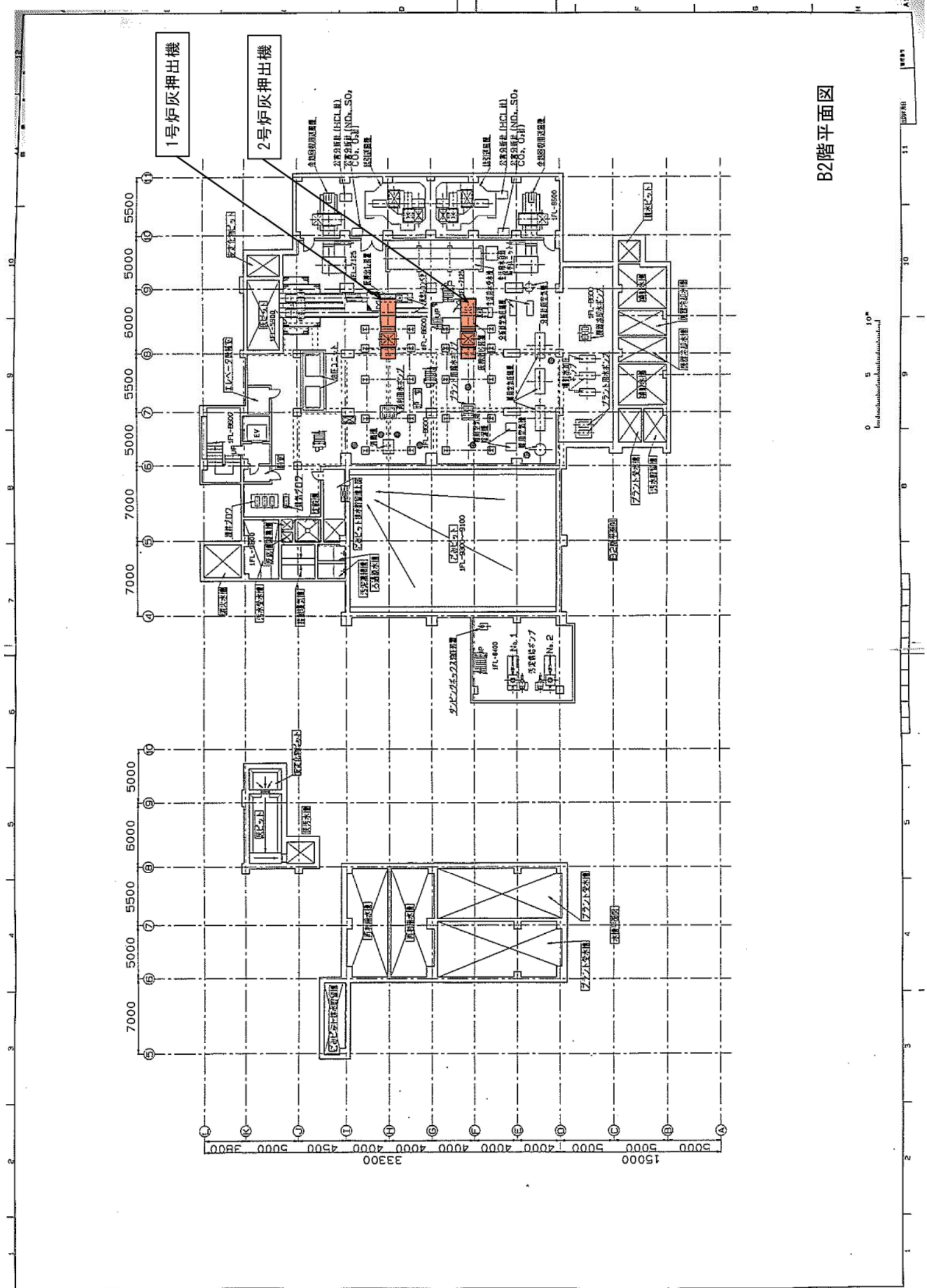
自動扉開閉装置点検業務 点検項目及び点検内容

点検項目	点検内容
1. ドア・サッシ部	<ul style="list-style-type: none"> ① ドア本体の傷、錆、腐食及び汚れの有無を点検する。 ② 自動ドア表示ステッカーまたは警告ラベルの有無を点検する。 ③ ドア本体作動時の異常音の有無を点検する。 ④ ドアと無目の隙間が適正であることを確認する。 ⑤ 全閉時戸先隙間又はドアと床面の隙間が適正であることを確認する。 ⑥ ドアと中間方立及びガイドレールの隙間が適正であることを確認する。 ⑦ 無目点検カバーの取付状態を点検する。
2. 懸架部	<ul style="list-style-type: none"> ① 吊戸車、ハンガーレールの汚れ、摩擦及び損傷の有無 ② ハンガーレールの取付状態 ③ 吊戸車及びストッパーの取付状態
3. 動力部・作動部	<ul style="list-style-type: none"> ① 手動開閉の動作確認及び異常音の有無を点検する。 ② モータの取付状態を確認する。 ③ 防振ゴムの変形の有無を点検する。 ④ 従動プーリーの取付状態を点検する。 ⑤ ベルト、チェーン、ワイヤーの張り、摩耗及び取付状態を確認する。
4. 制御装置	<ul style="list-style-type: none"> ① 開閉速度及び開放タイマーの時間を点検する。 ② 徐行速度の状態を点検する。 ③ ドア位置検出スイッチの取付状態を点検する。 ④ 電源スイッチの作動状態を点検する。 ⑤ 制御装置の取付状態を点検する。
5. センサー部	<ul style="list-style-type: none"> ① センサー、補助センサーの取付状態及び作動状態を点検する。 ② センサー及び補助センサー検出面の汚れの有無を点検する。 ③ タッチスイッチ及び併用センサーの作動状態を点検する。
6. 電気回路	<ul style="list-style-type: none"> ① 通常開閉動作及び反転動作を点検する。 ② 電線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の有無を点検する。 ③ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ④ 電源電圧を測定し、その良否を確認する。

<各種参考図面>

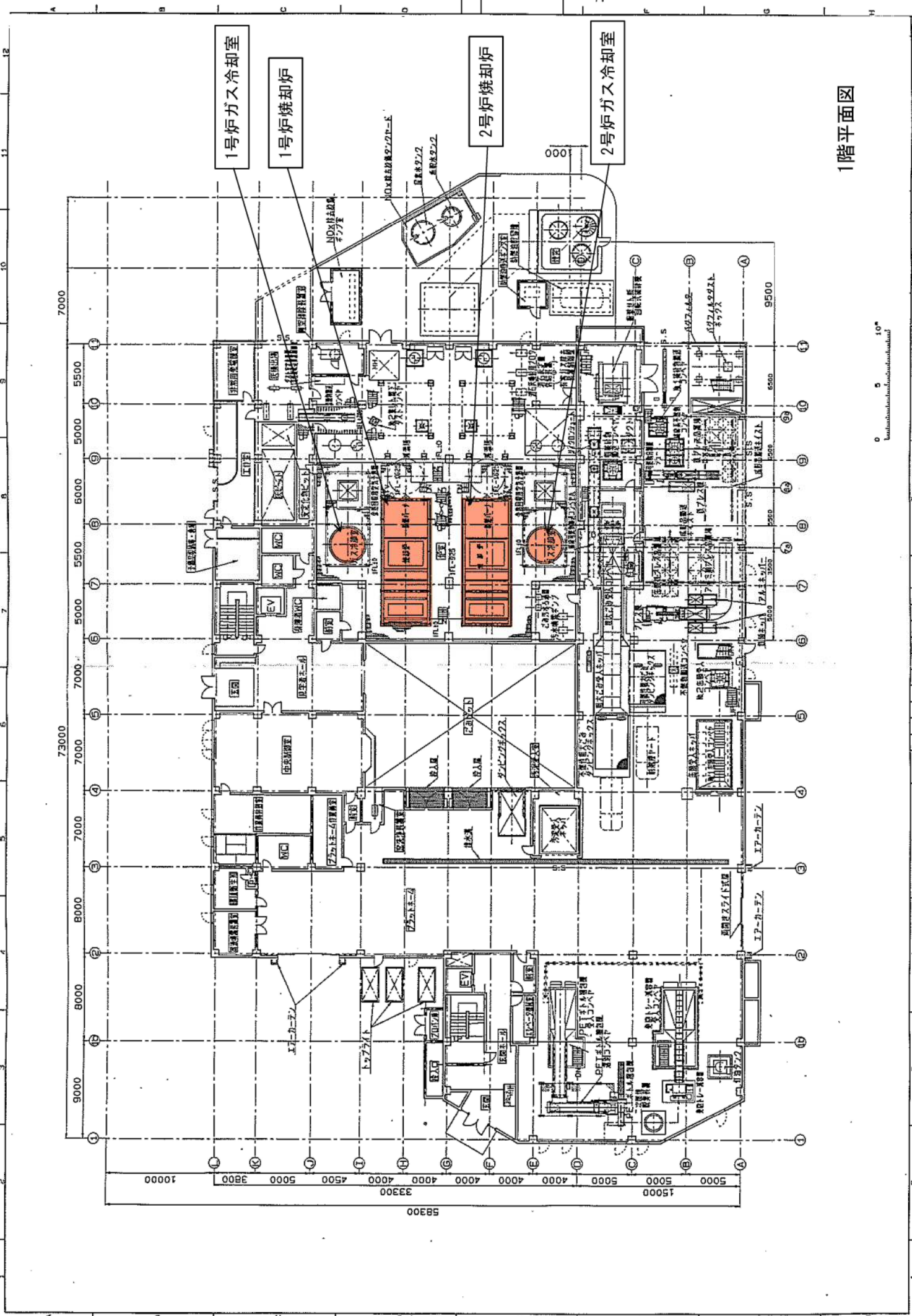
焼却炉内清掃点検業務参考図面	P81
施設清掃業務参考図面	P88
消防用設備点検業務参考図面	P93
冷暖房空調設備保守点検業務参考図面	P123
貯水槽等清掃点検業務参考図面	P131
電動シャッター一点検整備業務参考図面	P136
自動扉開閉装置点検業務参考図面	P139
ホイスト式クレーン年次点検業務参考図面	P141

焼却炉内清掃点検業務参考図面



B2階平面図

0 5 10m
1:1000
建築士事務所



1号炉ガス冷却室

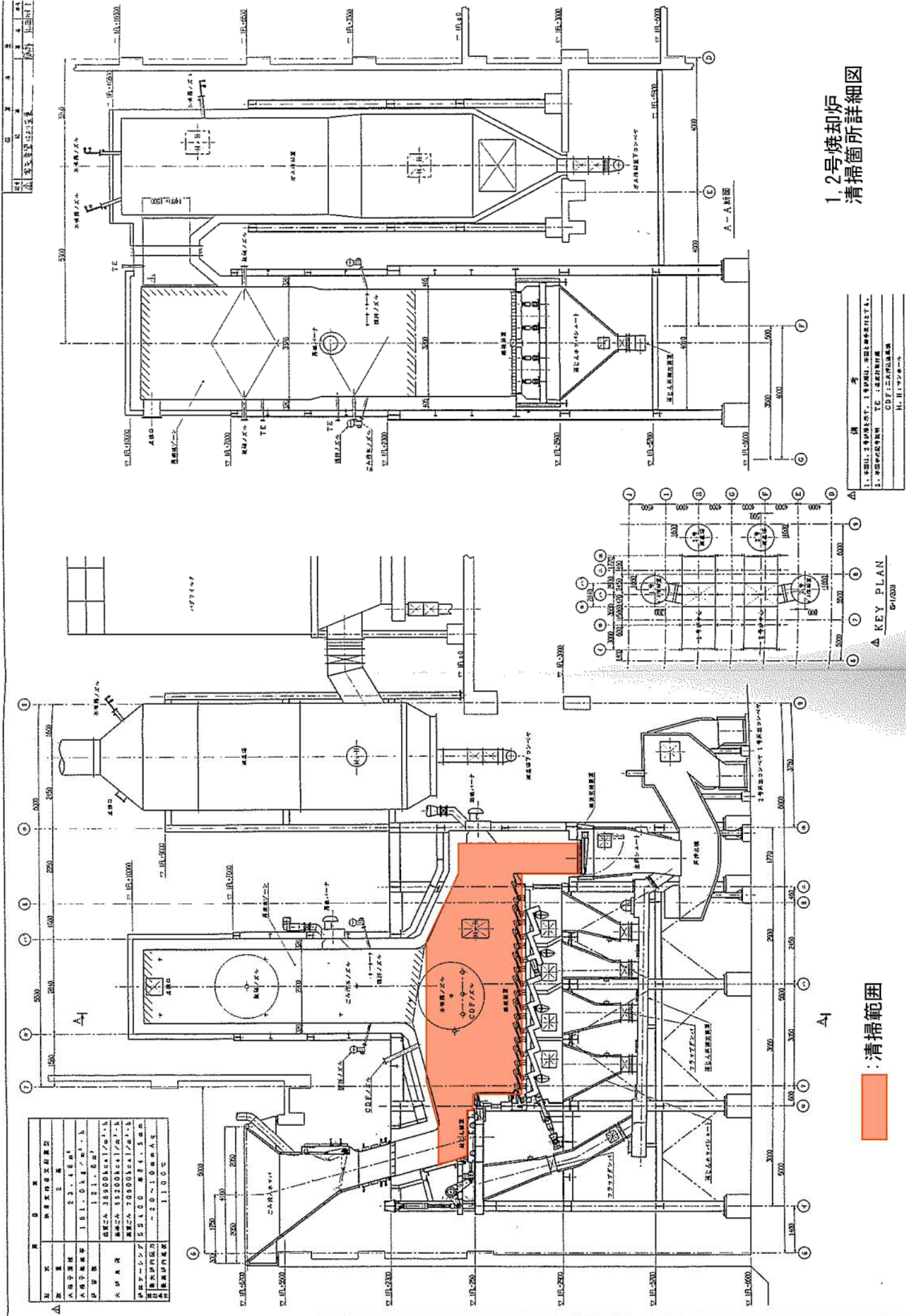
1号炉焼却炉

2号炉焼却炉

2号炉ガス冷却室

1階平面図

0 5 10
縮尺 1/100



1,2号焼却炉
清掃箇所詳細図

備 考

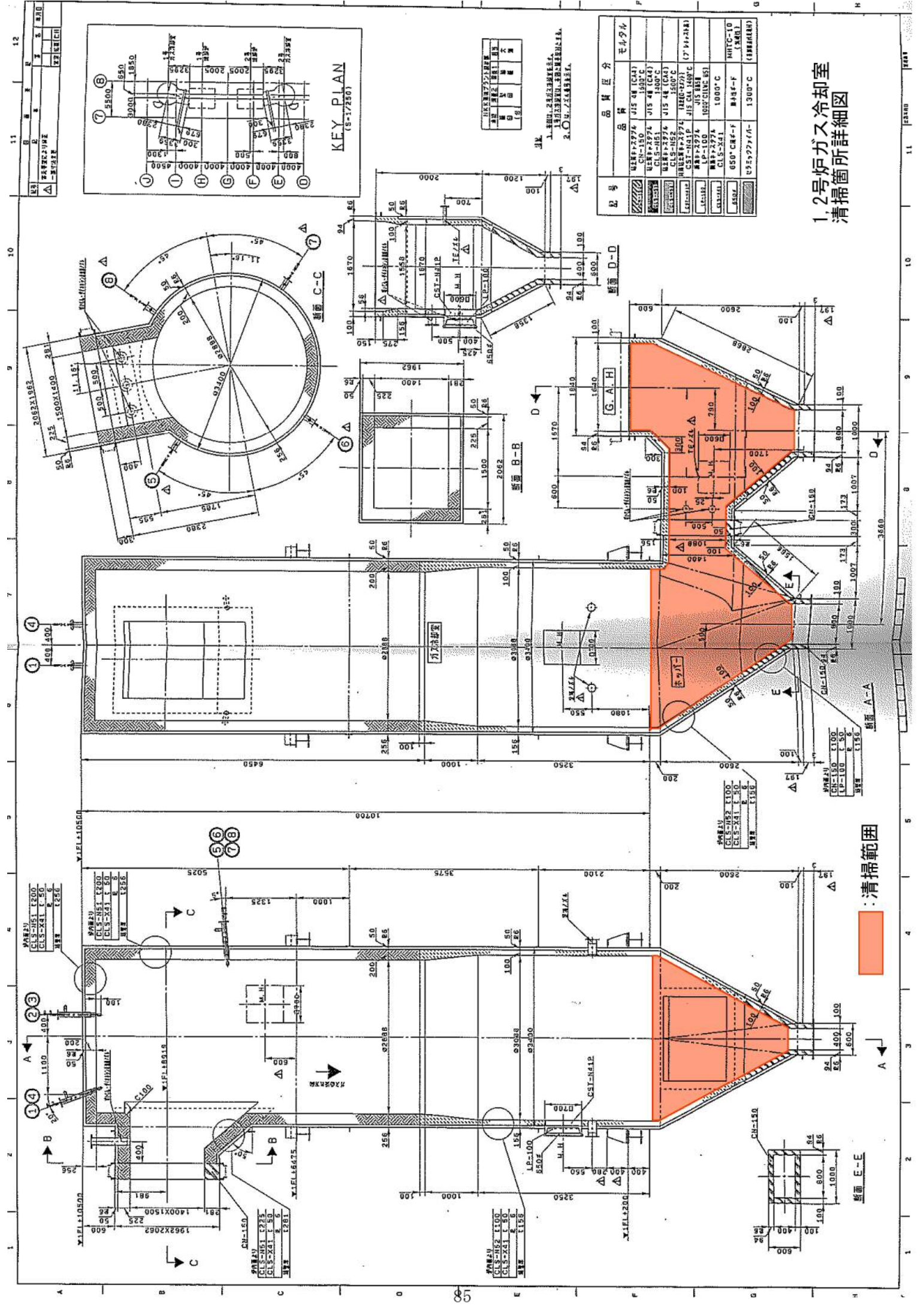
1. 本図は、2号炉焼却炉、1号炉焼却炉、灰田と排灰管及び下土。
2. 本図中の記号説明
3. 本図中の記号説明

CFD: 二次粉砕機
H: H・ワゴン

KEY PLAN
G-1/200

○: 清掃範囲

記 号	名 称	数 量
1	焼却炉	2
2	灰田	2
3	排灰管	2
4	下土	2
5	二次粉砕機	1
6	H・ワゴン	1
7	構造鋼	1
8	鋼板	1
9	鋼管	1
10	鋼材	1
11	鋼材	1
12	鋼材	1
13	鋼材	1
14	鋼材	1
15	鋼材	1
16	鋼材	1
17	鋼材	1
18	鋼材	1
19	鋼材	1
20	鋼材	1
21	鋼材	1
22	鋼材	1
23	鋼材	1
24	鋼材	1
25	鋼材	1
26	鋼材	1
27	鋼材	1
28	鋼材	1
29	鋼材	1
30	鋼材	1
31	鋼材	1
32	鋼材	1
33	鋼材	1
34	鋼材	1
35	鋼材	1
36	鋼材	1
37	鋼材	1
38	鋼材	1
39	鋼材	1
40	鋼材	1
41	鋼材	1
42	鋼材	1
43	鋼材	1
44	鋼材	1
45	鋼材	1
46	鋼材	1
47	鋼材	1
48	鋼材	1
49	鋼材	1
50	鋼材	1
51	鋼材	1
52	鋼材	1
53	鋼材	1
54	鋼材	1
55	鋼材	1
56	鋼材	1
57	鋼材	1
58	鋼材	1
59	鋼材	1
60	鋼材	1
61	鋼材	1
62	鋼材	1
63	鋼材	1
64	鋼材	1
65	鋼材	1
66	鋼材	1
67	鋼材	1
68	鋼材	1
69	鋼材	1
70	鋼材	1
71	鋼材	1
72	鋼材	1
73	鋼材	1
74	鋼材	1
75	鋼材	1
76	鋼材	1
77	鋼材	1
78	鋼材	1
79	鋼材	1
80	鋼材	1
81	鋼材	1
82	鋼材	1
83	鋼材	1
84	鋼材	1
85	鋼材	1
86	鋼材	1
87	鋼材	1
88	鋼材	1
89	鋼材	1
90	鋼材	1
91	鋼材	1
92	鋼材	1
93	鋼材	1
94	鋼材	1
95	鋼材	1
96	鋼材	1
97	鋼材	1
98	鋼材	1
99	鋼材	1
100	鋼材	1



1,2号炉ガス冷却室
清掃箇所詳細図

清掃範囲

記号	品名	品質区分	モデル
W1	MWP-2774	JIS 4H (C43)	モデル
W2	CH-150	JIS 4H (C43)	
W3	MWP-2774A	JIS 4H (C43)	
W4	CLS-1651	JIS 4E (C43)	
W5	CLS-1652	JIS 4E (C43)	
W6	CLS-1654	JIS 4E (C43)	
W7	MWP-2774B	JIS 4H (C43)	
W8	CST-1612P	JIS CA1 (400°C)	(7-161-248)
W9	MWP-2774	JIS 4H (C43)	
W10	LP-100	1000°C (C16C 15)	
W11	MWP-2774A	1000°C	MUTC-10
W12	CLS-X41	MWP-F	
W13	650° CR-F	MWP-F	
W14	C25-2774A	1300°C	(C25-2774A)

注
1. 本図は、2次元図であり、
2. O.D.は、2次元図による。

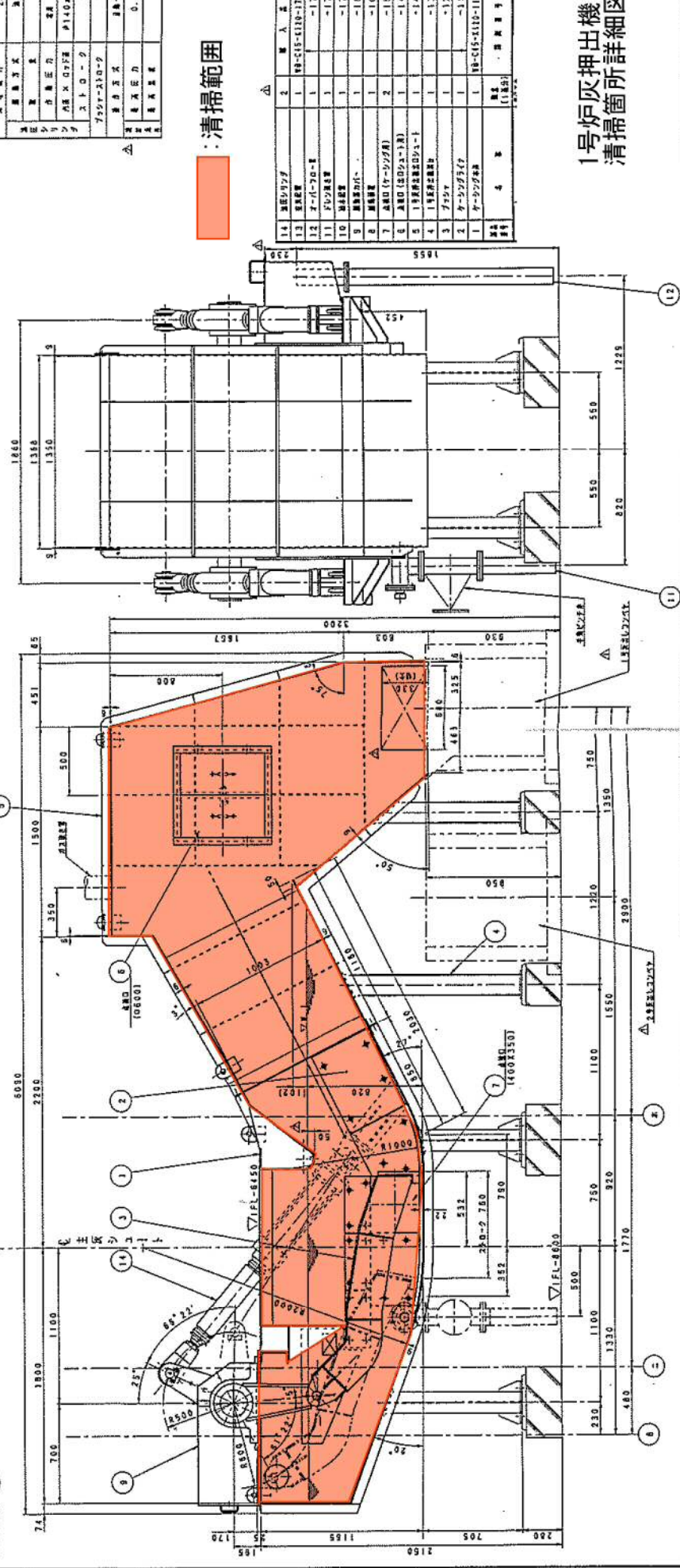
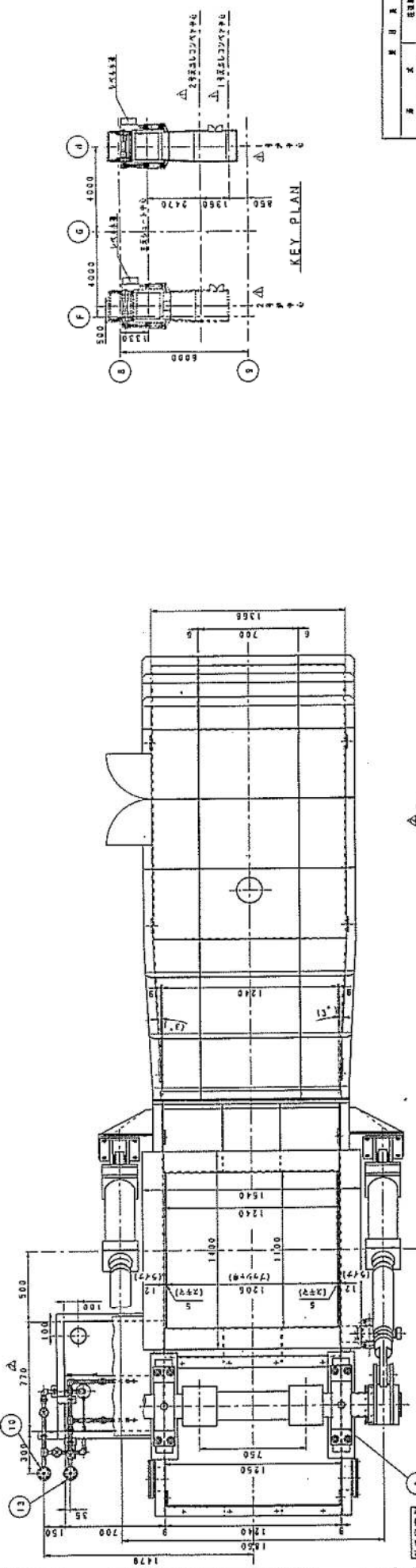
KEY PLAN
(S-17250)

断面 E-E

断面 A-A

断面 B-B

断面 D-D

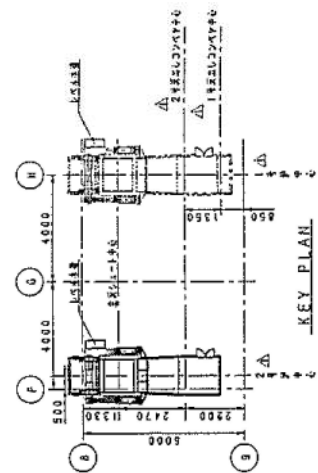
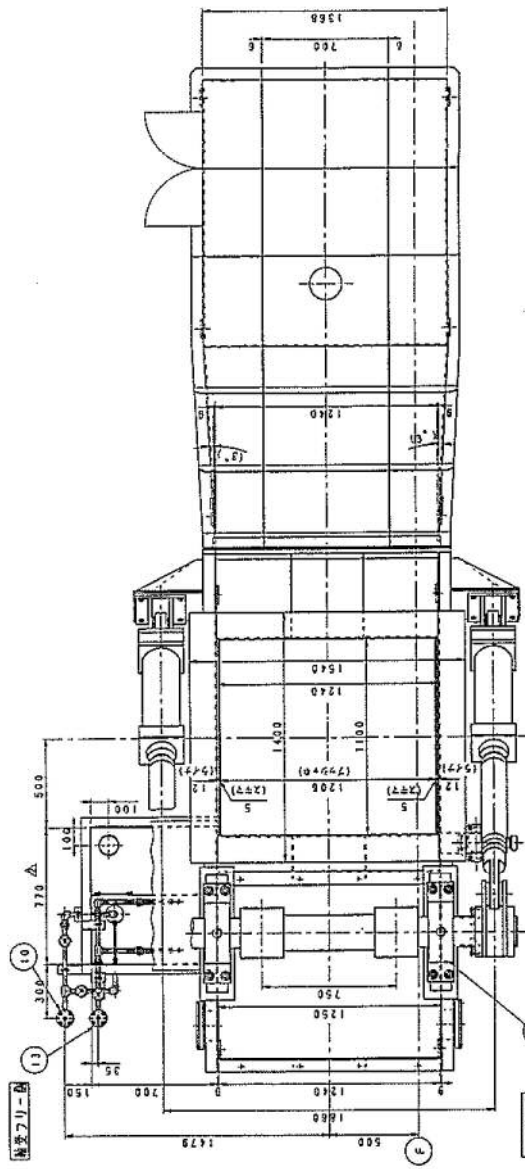


項目	仕様
型式	掃除機
馬力	2.0 T/h
速度	1 速
圧力	70 kPa
容量	80 L
寸法	φ140mm x 480mm
重量	55kg
材質	鋼製
温度	750°C
圧力	0.1 MPa
速度	1500 rpm

掃除機

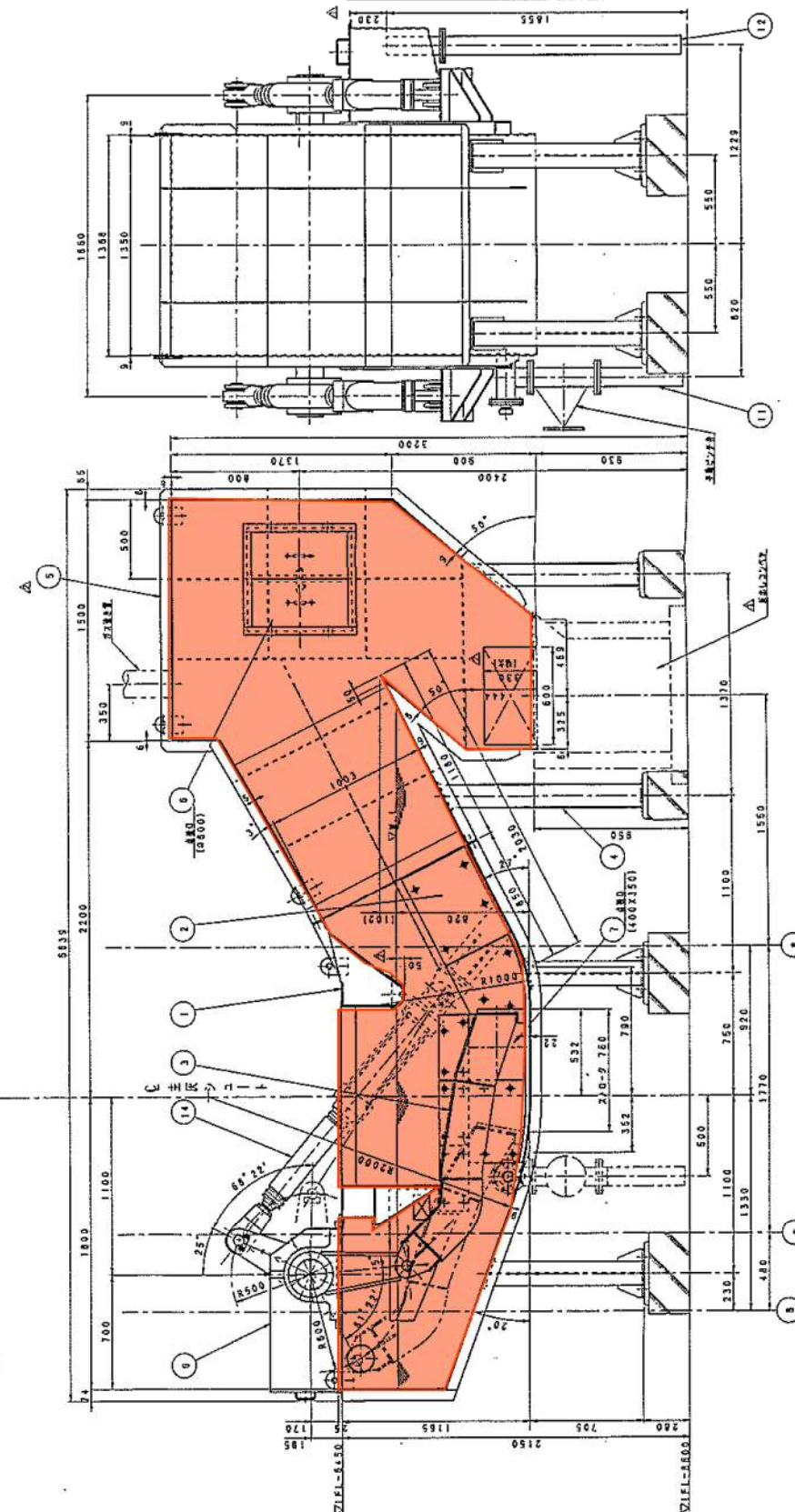
項目	仕様
型式	掃除機
馬力	2.0 T/h
速度	1 速
圧力	70 kPa
容量	80 L
寸法	φ140mm x 480mm
重量	55kg
材質	鋼製
温度	750°C
圧力	0.1 MPa
速度	1500 rpm

1号炉灰押出機
清掃箇所詳細図



項目		内容
1	駆動機	日立製作所製
2	駆動力	2.0 T/R
3	構造形式	垂直駆動
4	速度	1 1/2
5	容積圧力	24.70kPa/cm ²
6	筒径 X 筒長	φ140mm X 980mm
7	ストローク	550mm
8	7797-2110-2	760mm
9	構造形式	垂直駆動
10	駆動力	0.13kPa/cm ²
11	構造形式	1500

清掃範囲



項目		内容
14	駆動機	日立製作所製
1	駆動力	2.0 T/R
2	構造形式	垂直駆動
3	速度	1 1/2
4	容積圧力	24.70kPa/cm ²
5	筒径 X 筒長	φ140mm X 980mm
6	ストローク	550mm
7	7797-2110-2	760mm
8	構造形式	垂直駆動
9	駆動力	0.13kPa/cm ²
10	構造形式	1500

2号炉灰押出機
清掃箇所詳細図

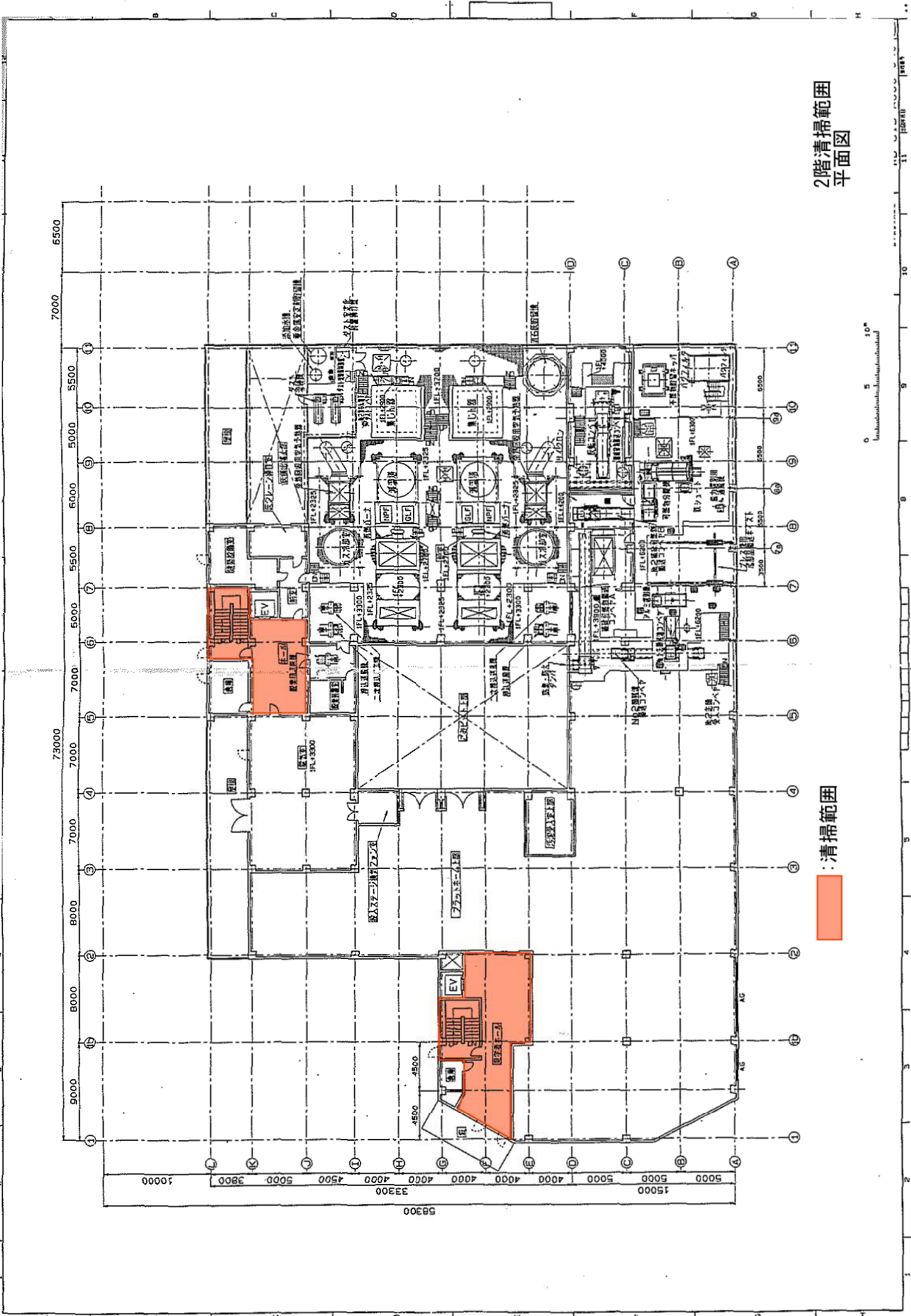
施設清掃業務参考図面

2階清掃範囲
平面図

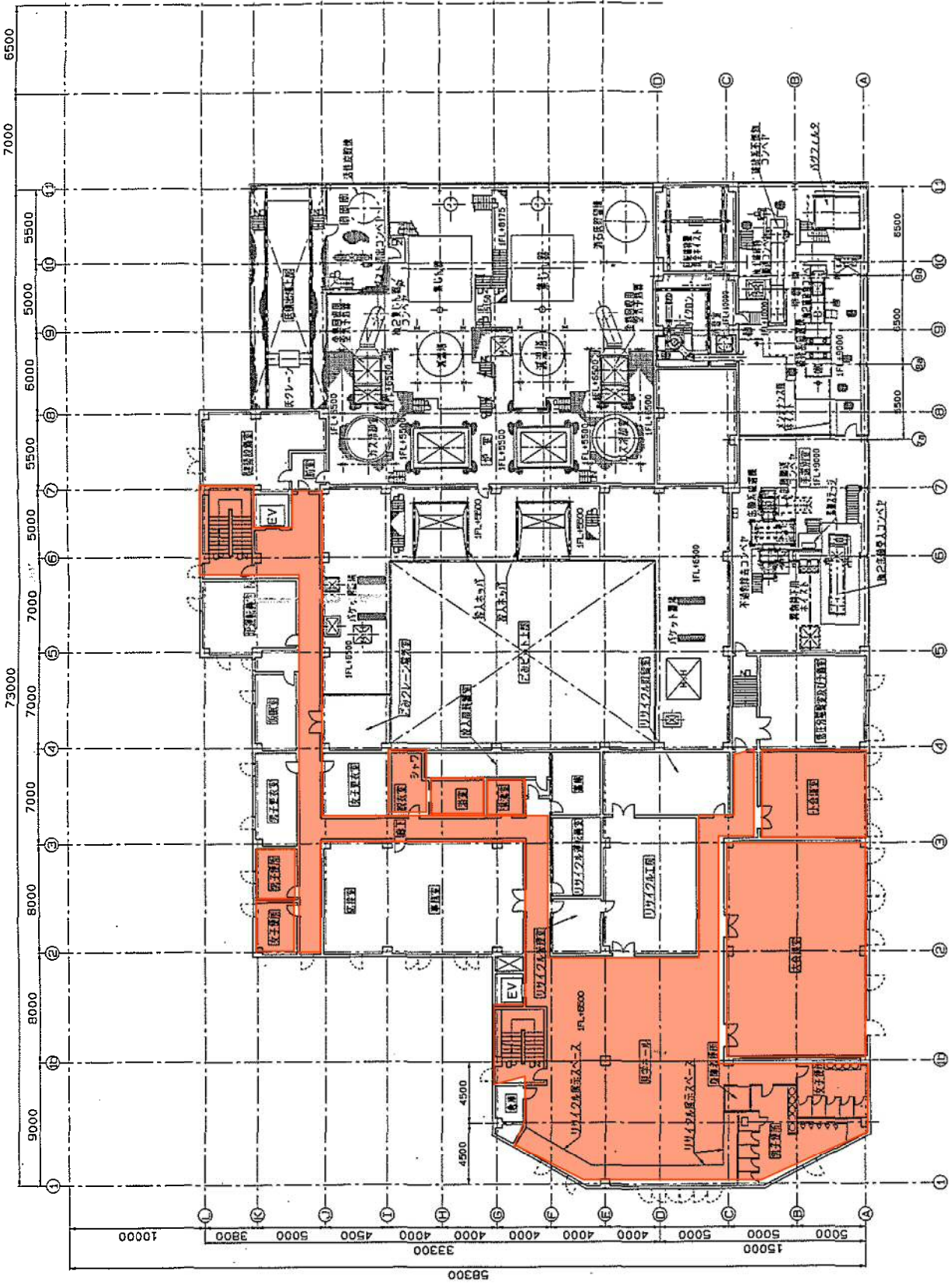
：清掃範囲



0 5 10"
1:10000

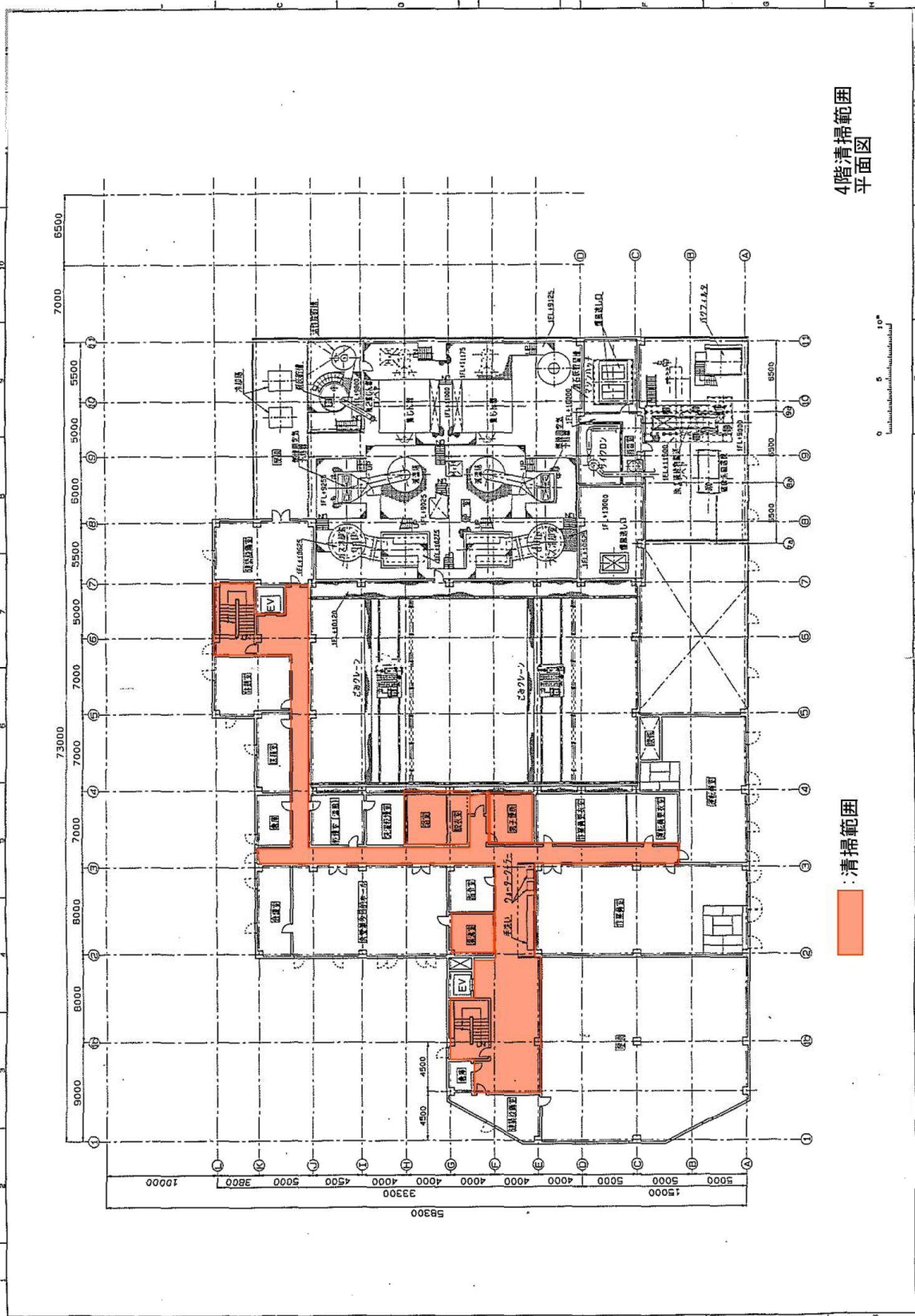


3階清掃範囲
平面図



■ : 清掃範囲



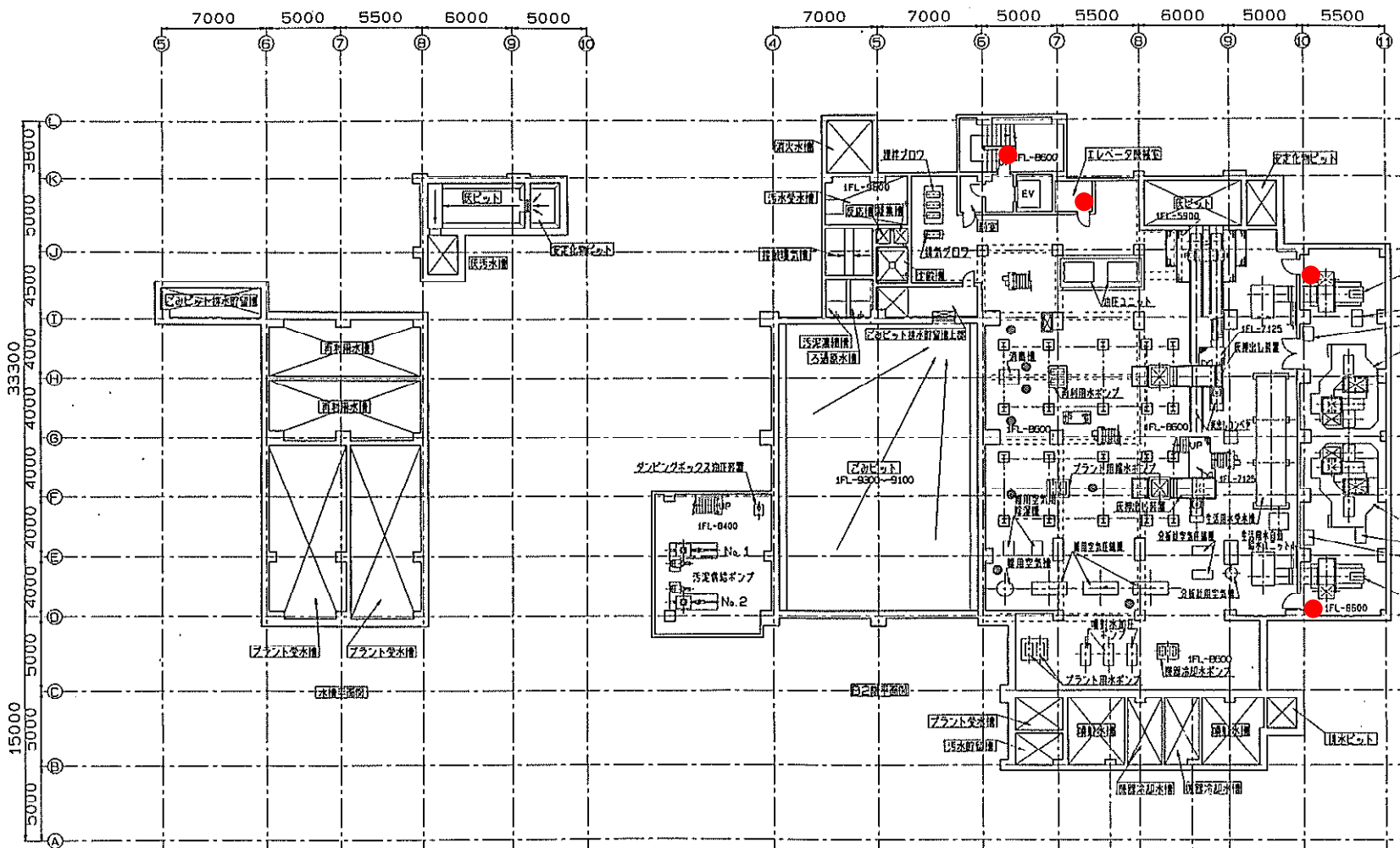


4階清掃範囲 平面図

■ : 清掃範囲

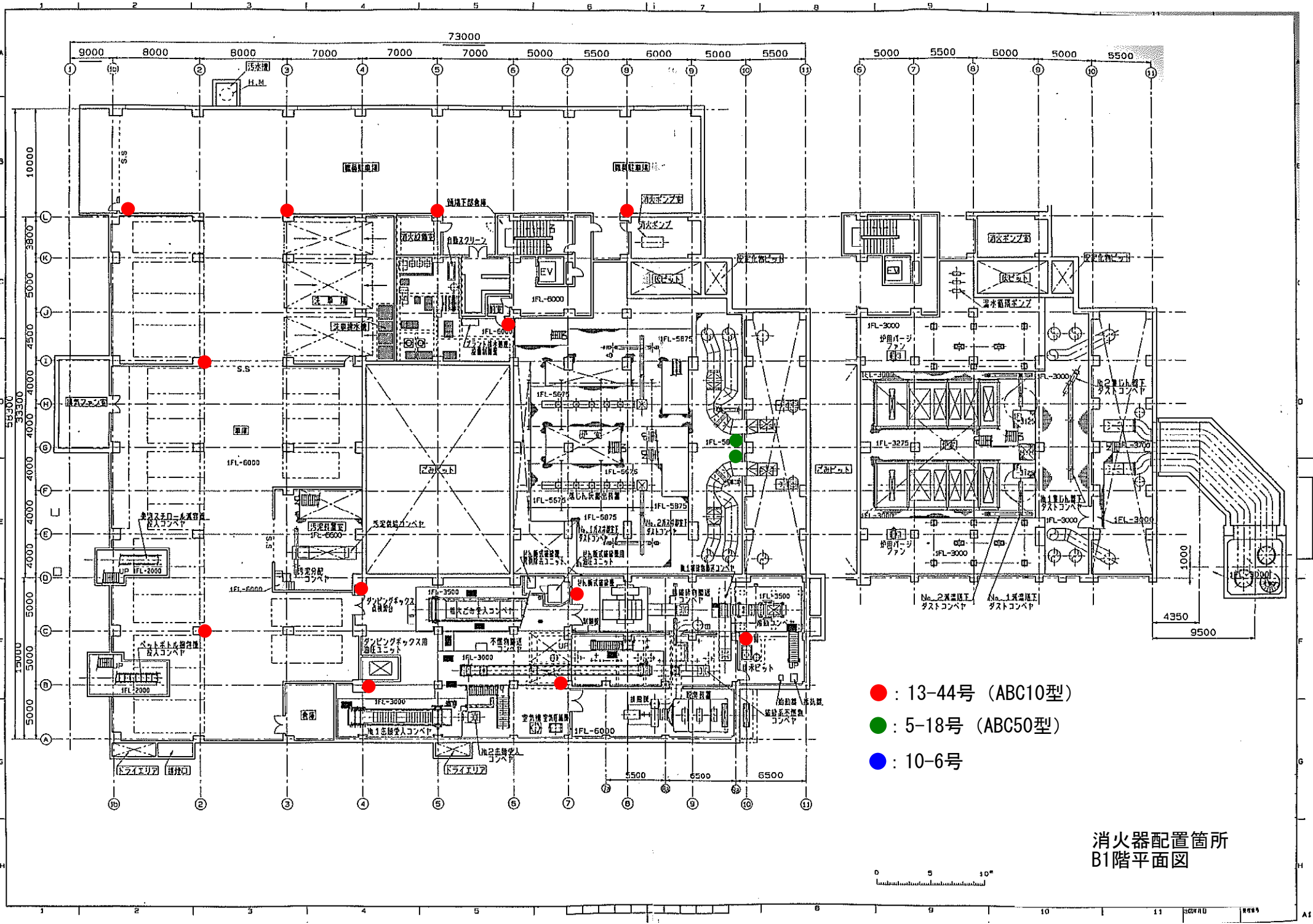
0 5 10
Scale

消防用設備点検業務参考図面



- : 13-44号 (ABC10型)
- : 5-18号 (ABC50型)
- : 10-6号

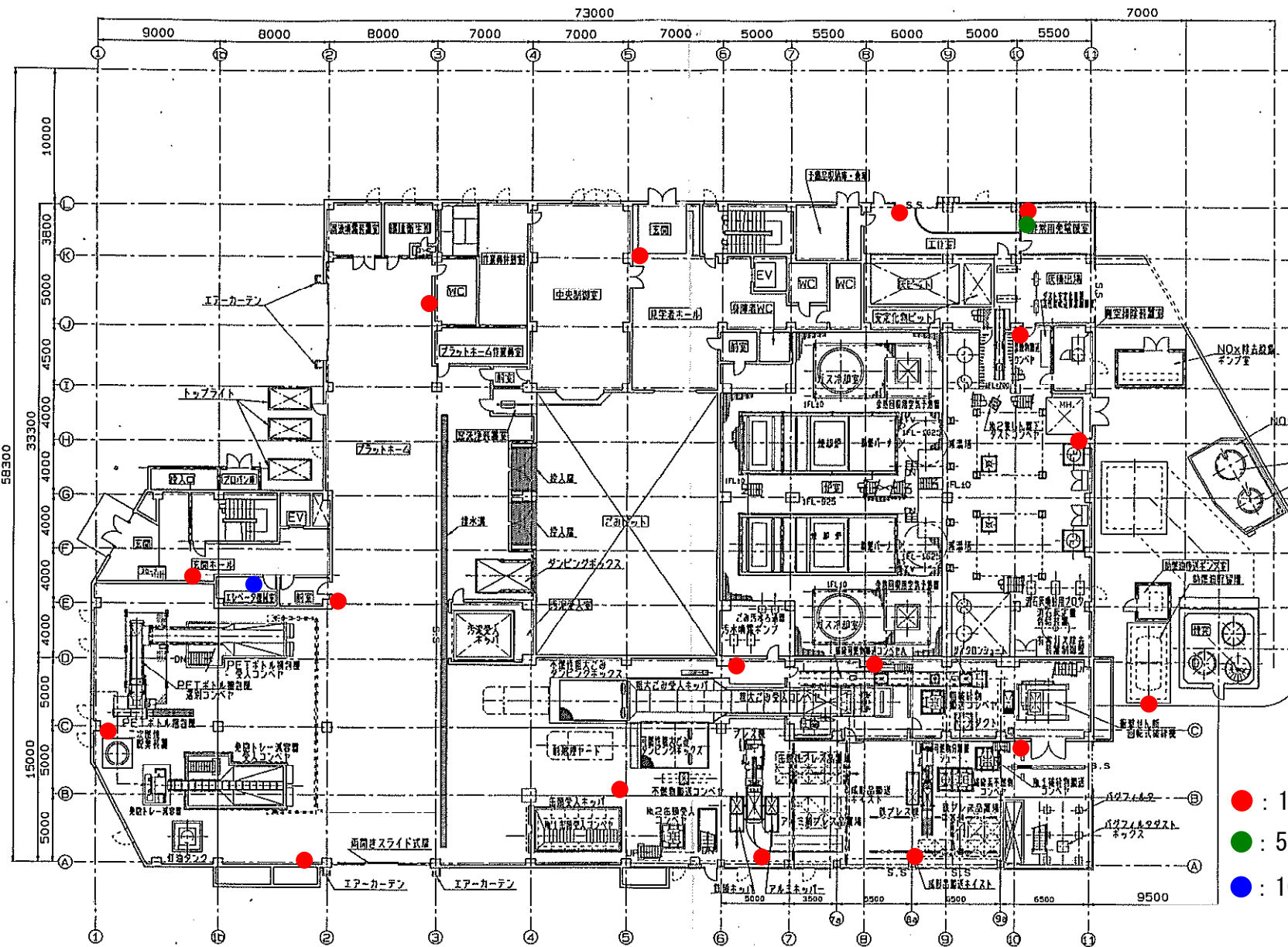
消火器配置箇所
B2階平面図



- : 13-44号 (ABC10型)
- : 5-18号 (ABC50型)
- : 10-6号

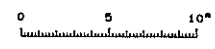
消火器配置箇所
B1階平面図

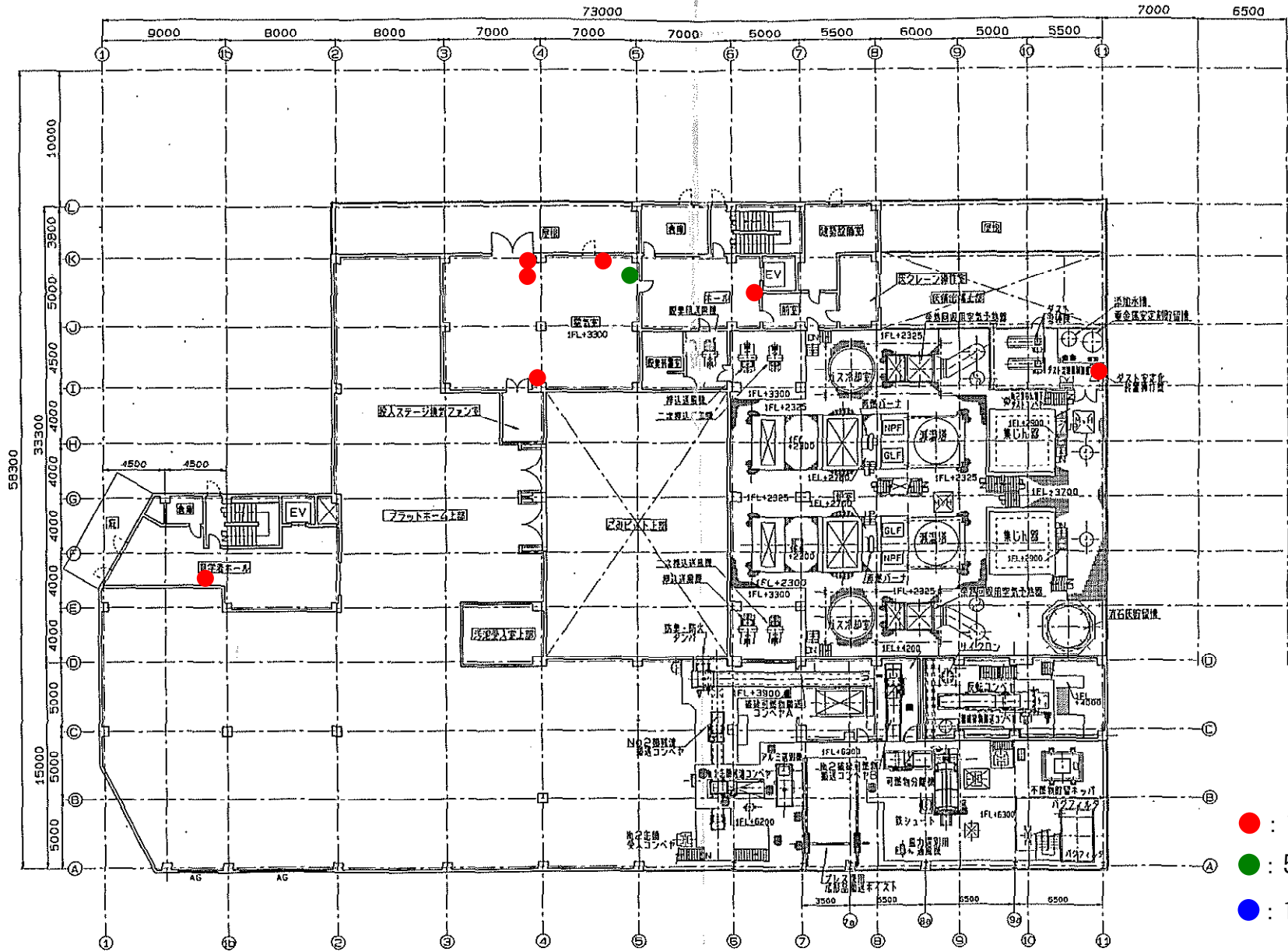
0 5 10m



- : 13-44号 (ABC10型)
- : 5-18号 (ABC50型)
- : 10-6号

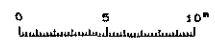
消火器配置箇所
1階平面図

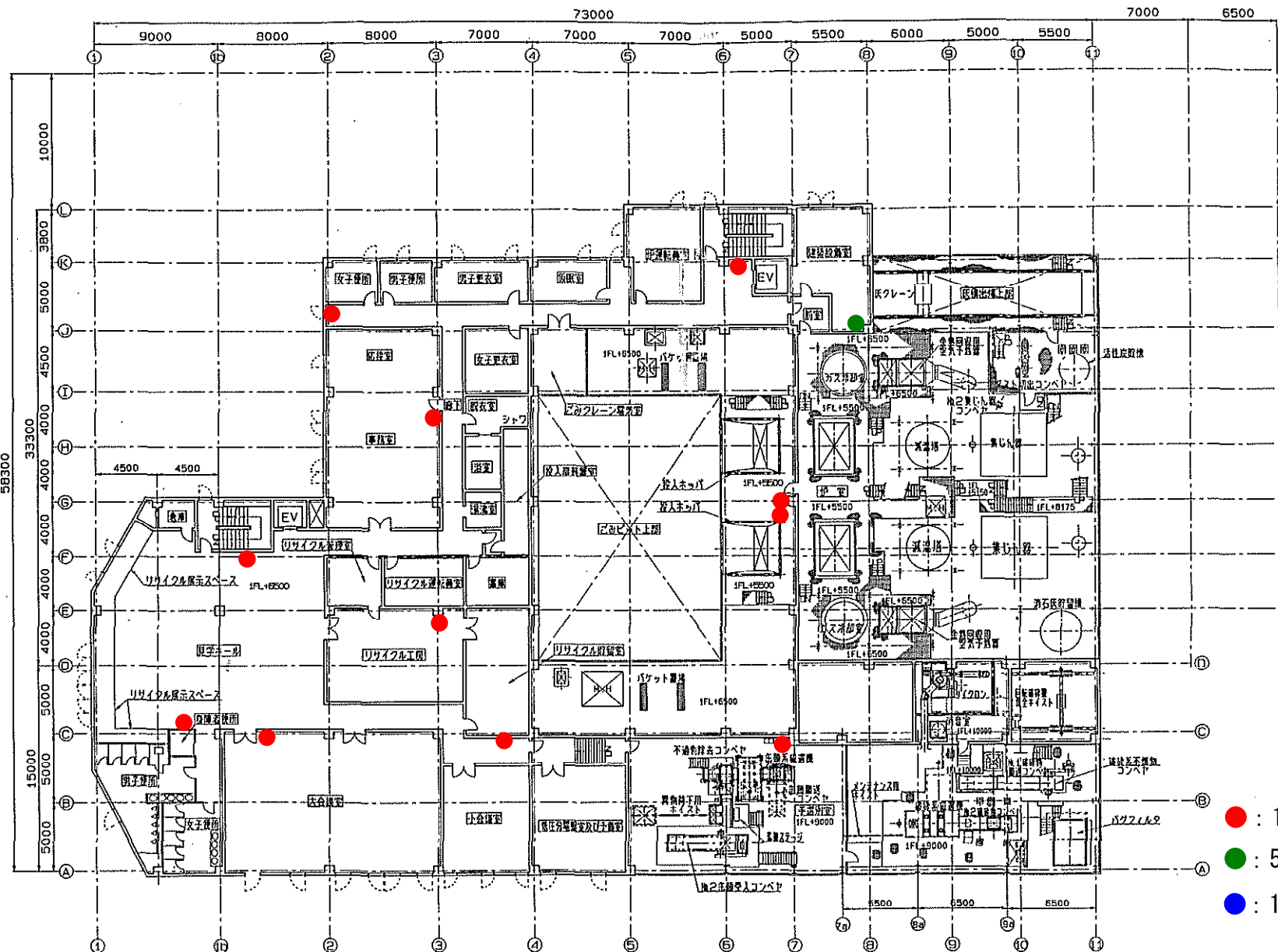




- : 13-44号 (ABC10型)
- : 5-18号 (ABC50型)
- : 10-6号

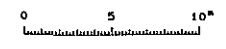
消火器配置箇所
2階平面図





- : 13-44号 (ABC10型)
- : 5-18号 (ABC50型)
- : 10-6号

消火器配置箇所
3階平面図



記号	名称	仕様	数量	備注
①	非常監視盤	大分県消防庁 第1種 40回路	1台	自火防
②	非常監視盤	延長回路用 10回路	10台	
③	非常監視盤	延長回路用 10回路	10台	
④	非常監視盤	延長回路用 62回路 監視用	62台	
⑤	非常監視盤	2層1号	1台	
⑥	非常監視盤	2層2号	1台	
⑦	非常監視盤	2層3号	1台	
⑧	非常監視盤	2層4号	1台	
⑨	非常監視盤	2層5号	1台	
⑩	非常監視盤	2層6号	1台	
⑪	非常監視盤	2層7号	1台	
⑫	非常監視盤	2層8号	1台	
⑬	非常監視盤	2層9号	1台	
⑭	非常監視盤	2層10号	1台	
⑮	非常監視盤	2層11号	1台	
⑯	非常監視盤	2層12号	1台	
⑰	非常監視盤	2層13号	1台	
⑱	非常監視盤	2層14号	1台	
⑲	非常監視盤	2層15号	1台	
⑳	非常監視盤	2層16号	1台	
㉑	非常監視盤	2層17号	1台	
㉒	非常監視盤	2層18号	1台	
㉓	非常監視盤	2層19号	1台	
㉔	非常監視盤	2層20号	1台	
㉕	非常監視盤	2層21号	1台	
㉖	非常監視盤	2層22号	1台	
㉗	非常監視盤	2層23号	1台	
㉘	非常監視盤	2層24号	1台	
㉙	非常監視盤	2層25号	1台	
㉚	非常監視盤	2層26号	1台	
㉛	非常監視盤	2層27号	1台	
㉜	非常監視盤	2層28号	1台	
㉝	非常監視盤	2層29号	1台	
㉞	非常監視盤	2層30号	1台	
㉟	非常監視盤	2層31号	1台	
㊱	非常監視盤	2層32号	1台	
㊲	非常監視盤	2層33号	1台	
㊳	非常監視盤	2層34号	1台	
㊴	非常監視盤	2層35号	1台	
㊵	非常監視盤	2層36号	1台	
㊶	非常監視盤	2層37号	1台	
㊷	非常監視盤	2層38号	1台	
㊸	非常監視盤	2層39号	1台	
㊹	非常監視盤	2層40号	1台	
㊺	非常監視盤	2層41号	1台	
㊻	非常監視盤	2層42号	1台	
㊼	非常監視盤	2層43号	1台	
㊽	非常監視盤	2層44号	1台	
㊾	非常監視盤	2層45号	1台	
㊿	非常監視盤	2層46号	1台	
㉿	非常監視盤	2層47号	1台	
㊰	非常監視盤	2層48号	1台	
㊱	非常監視盤	2層49号	1台	
㊲	非常監視盤	2層50号	1台	
㊳	非常監視盤	2層51号	1台	
㊴	非常監視盤	2層52号	1台	
㊵	非常監視盤	2層53号	1台	
㊶	非常監視盤	2層54号	1台	
㊷	非常監視盤	2層55号	1台	
㊸	非常監視盤	2層56号	1台	
㊹	非常監視盤	2層57号	1台	
㊺	非常監視盤	2層58号	1台	
㊻	非常監視盤	2層59号	1台	
㊼	非常監視盤	2層60号	1台	
㊽	非常監視盤	2層61号	1台	
㊾	非常監視盤	2層62号	1台	
㊿	非常監視盤	2層63号	1台	

記号	名称	仕様	数量	備注
①	非常監視盤	大分県消防庁 第1種 40回路	1台	自火防
②	非常監視盤	延長回路用 10回路	10台	
③	非常監視盤	延長回路用 10回路	10台	
④	非常監視盤	延長回路用 62回路 監視用	62台	
⑤	非常監視盤	2層1号	1台	
⑥	非常監視盤	2層2号	1台	
⑦	非常監視盤	2層3号	1台	
⑧	非常監視盤	2層4号	1台	
⑨	非常監視盤	2層5号	1台	
⑩	非常監視盤	2層6号	1台	
⑪	非常監視盤	2層7号	1台	
⑫	非常監視盤	2層8号	1台	
⑬	非常監視盤	2層9号	1台	
⑭	非常監視盤	2層10号	1台	
⑮	非常監視盤	2層11号	1台	
⑯	非常監視盤	2層12号	1台	
⑰	非常監視盤	2層13号	1台	
⑱	非常監視盤	2層14号	1台	
⑲	非常監視盤	2層15号	1台	
⑳	非常監視盤	2層16号	1台	
㉑	非常監視盤	2層17号	1台	
㉒	非常監視盤	2層18号	1台	
㉓	非常監視盤	2層19号	1台	
㉔	非常監視盤	2層20号	1台	
㉕	非常監視盤	2層21号	1台	
㉖	非常監視盤	2層22号	1台	
㉗	非常監視盤	2層23号	1台	
㉘	非常監視盤	2層24号	1台	
㉙	非常監視盤	2層25号	1台	
㉚	非常監視盤	2層26号	1台	
㉛	非常監視盤	2層27号	1台	
㉜	非常監視盤	2層28号	1台	
㉝	非常監視盤	2層29号	1台	
㉞	非常監視盤	2層30号	1台	
㉟	非常監視盤	2層31号	1台	
㊱	非常監視盤	2層32号	1台	
㊲	非常監視盤	2層33号	1台	
㊳	非常監視盤	2層34号	1台	
㊴	非常監視盤	2層35号	1台	
㊵	非常監視盤	2層36号	1台	
㊶	非常監視盤	2層37号	1台	
㊷	非常監視盤	2層38号	1台	
㊸	非常監視盤	2層39号	1台	
㊹	非常監視盤	2層40号	1台	
㊺	非常監視盤	2層41号	1台	
㊻	非常監視盤	2層42号	1台	
㊼	非常監視盤	2層43号	1台	
㊽	非常監視盤	2層44号	1台	
㊾	非常監視盤	2層45号	1台	
㊿	非常監視盤	2層46号	1台	

1) 両方監視盤の取付内訳は下記の通り。

非常監視盤	30L	
予備	1L	
合計	40L	

2) 非常監視盤の取付内訳は下記の通り。

非常監視盤	1L	非常監視盤 60L	1L
予備	1L		
合計	2L		

3) 非常監視盤の取付内訳は下記の通り。

非常監視盤	3L	
予備	1L	
合計	4L	

4) 非常監視盤の取付内訳は下記の通り。

非常監視盤	2L	
予備	1L	
合計	3L	

5) 非常監視盤の取付内訳は下記の通り。

非常監視盤	AE 0.9-2C	(16) 施工時
非常監視盤	AE 0.9-3C	(16)
非常監視盤	AE 0.9-4C	(10)
非常監視盤	AE 0.9-2C	(16)
非常監視盤	AE 0.9-4C	(16)

6) 非常監視盤の取付内訳は下記の通り。

非常監視盤	HP 1.2-2C	(16)
非常監視盤	HP 1.2-3C	(22)
非常監視盤	HP 1.2-5C	(2)
非常監視盤	HP 1.2-2C	(16)
非常監視盤	HP 1.2-3C	(16)
非常監視盤	HP 1.2-5C	(2)

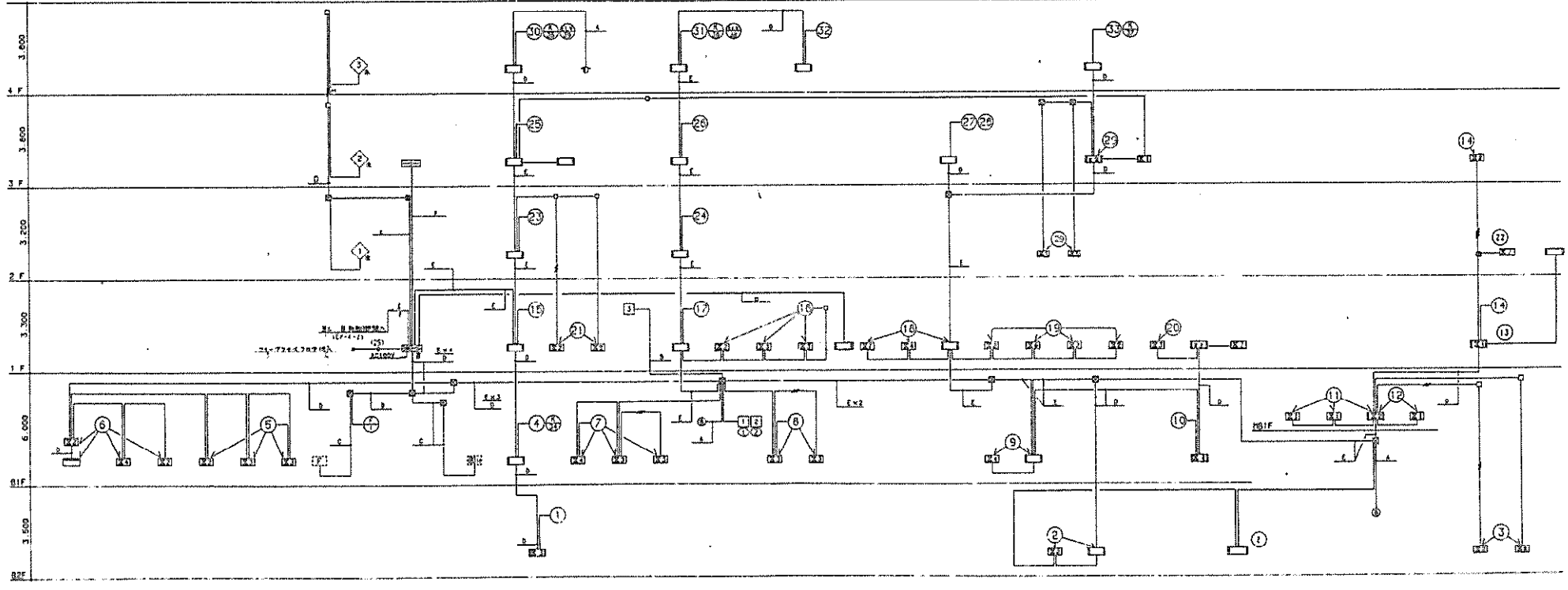
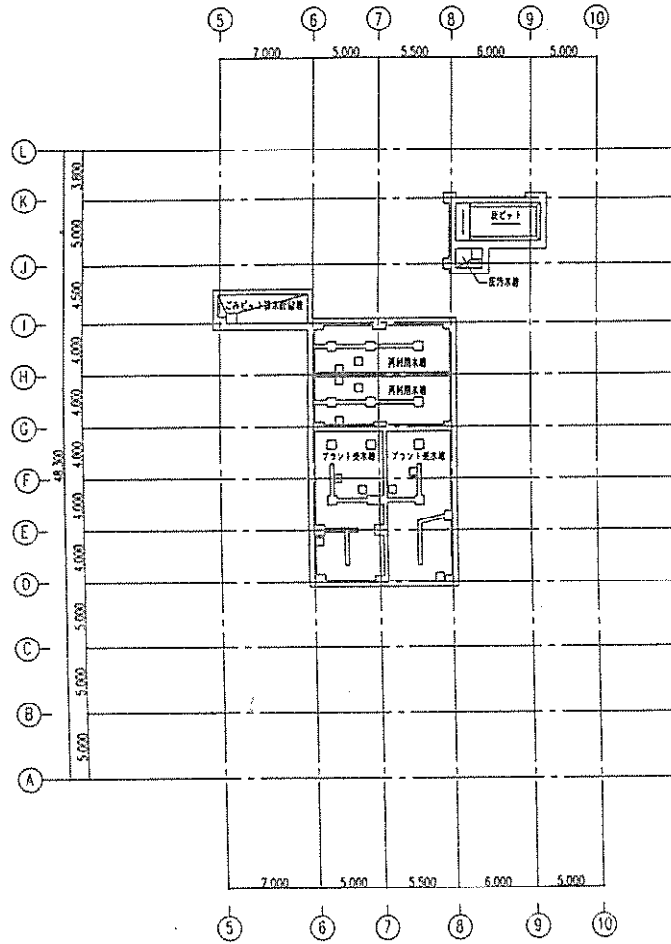
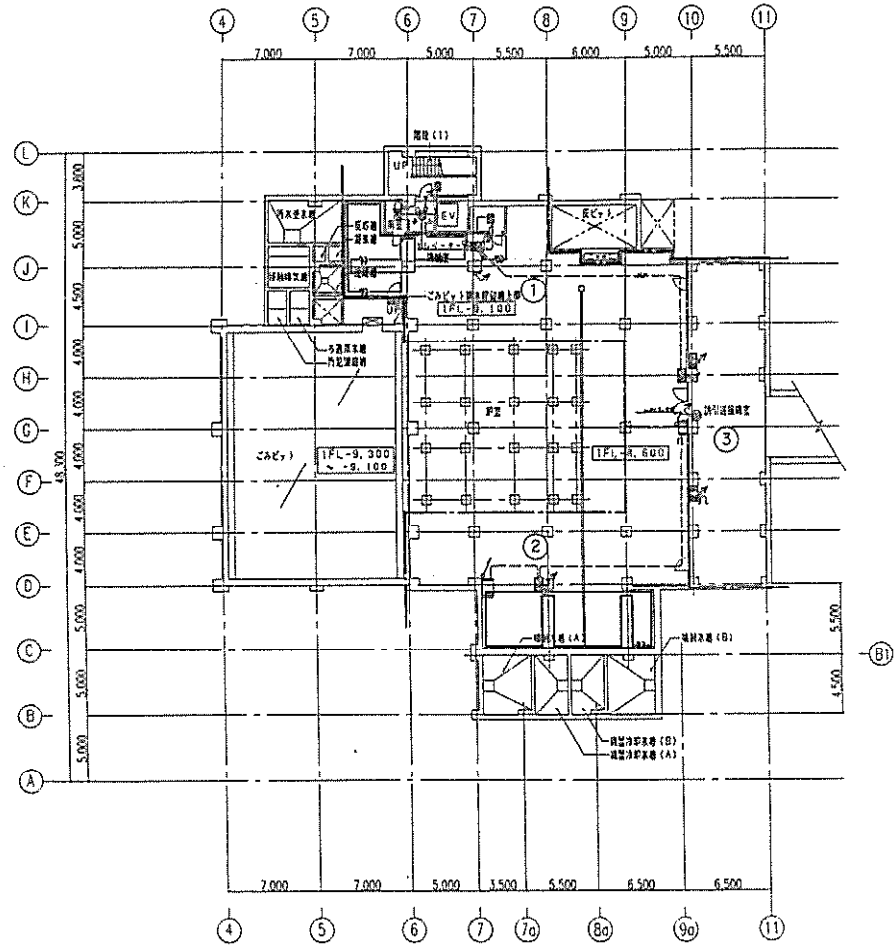


図 1 火災警報システム図

自動火災報知設備 系統図



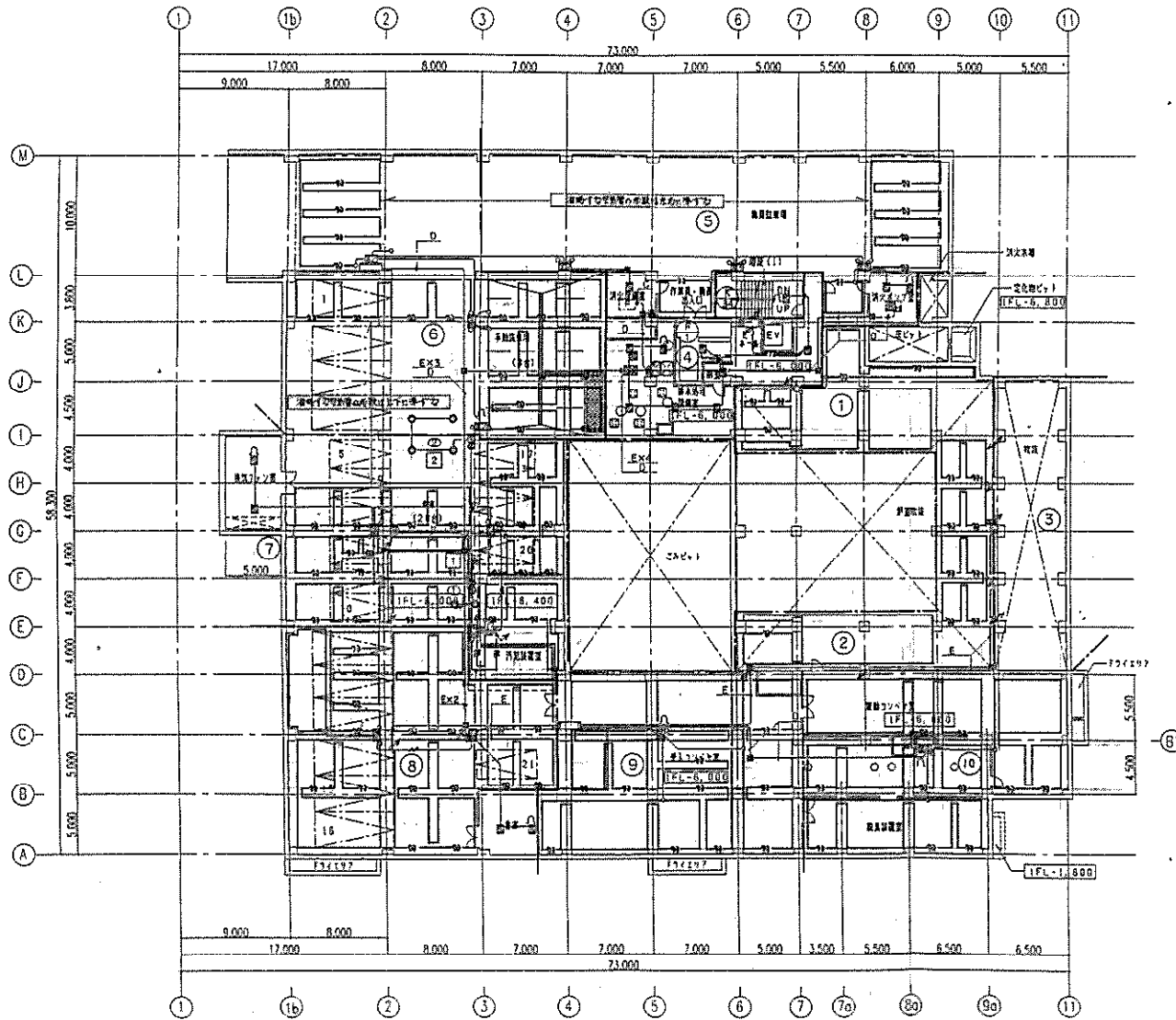
1階平面図 1:200
(B2FL=IFL-12,000)



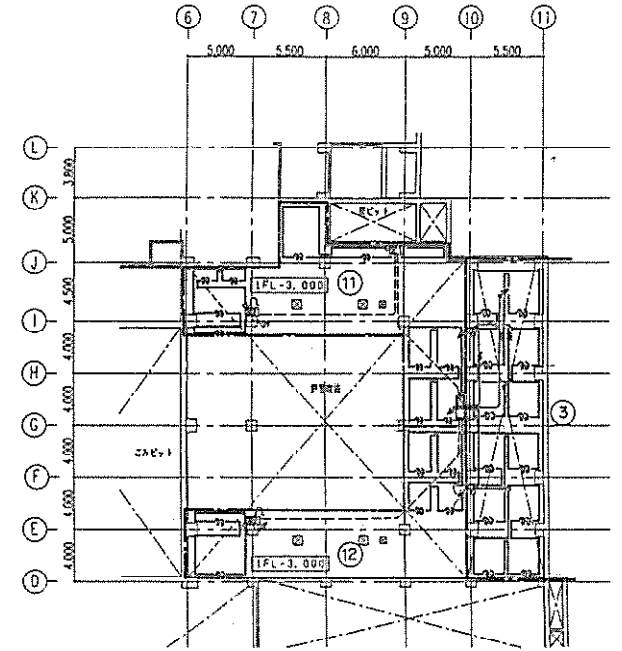
地下2階平面図 1:200
(B2FL=IFL-8,600)

詳細(200倍)は別紙図面を参照

自動火災報知設備
B2階平面図



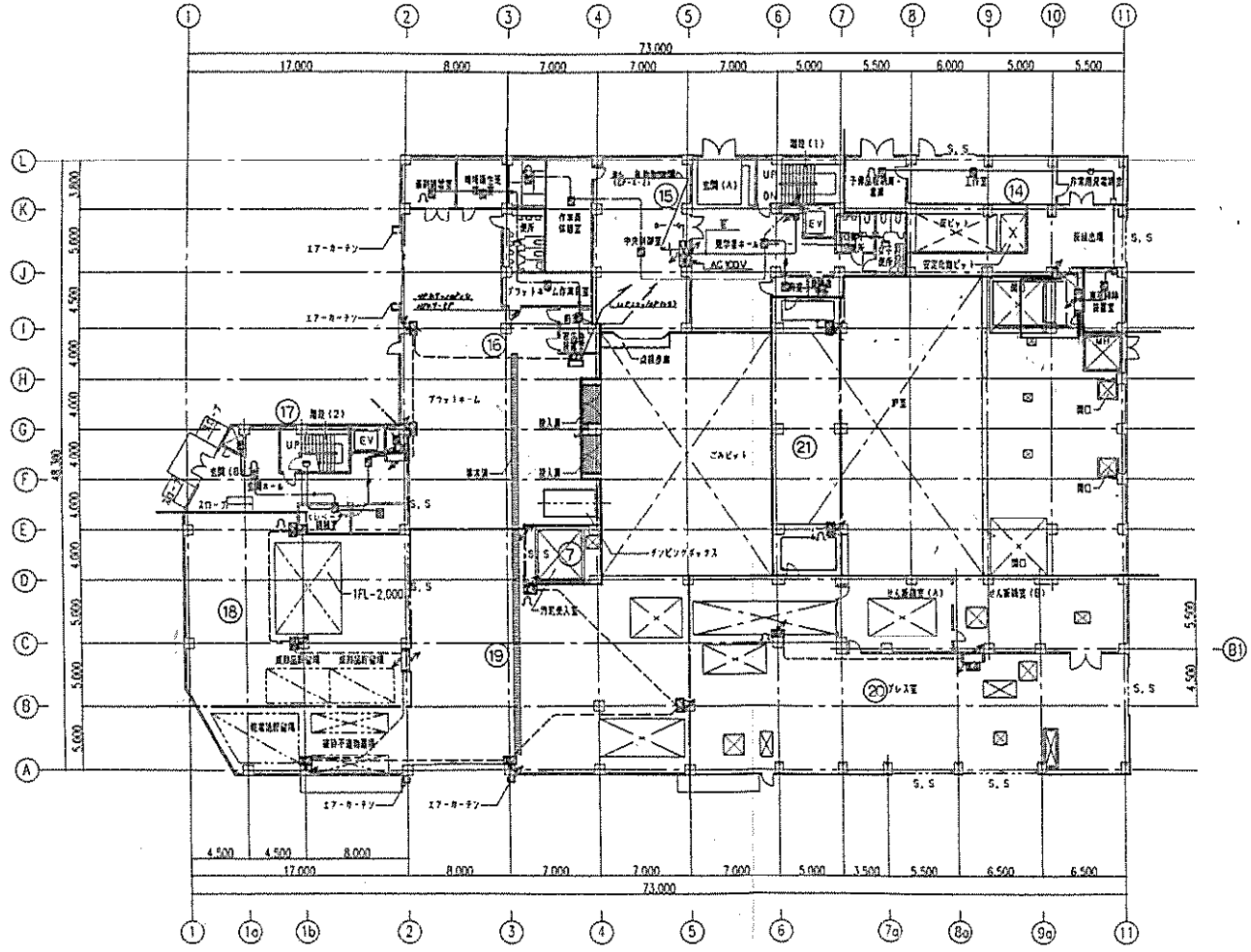
地下1階平面図 1:200
(BIFL=IPL-6,000)



IPL-3,000 平面図 1:200

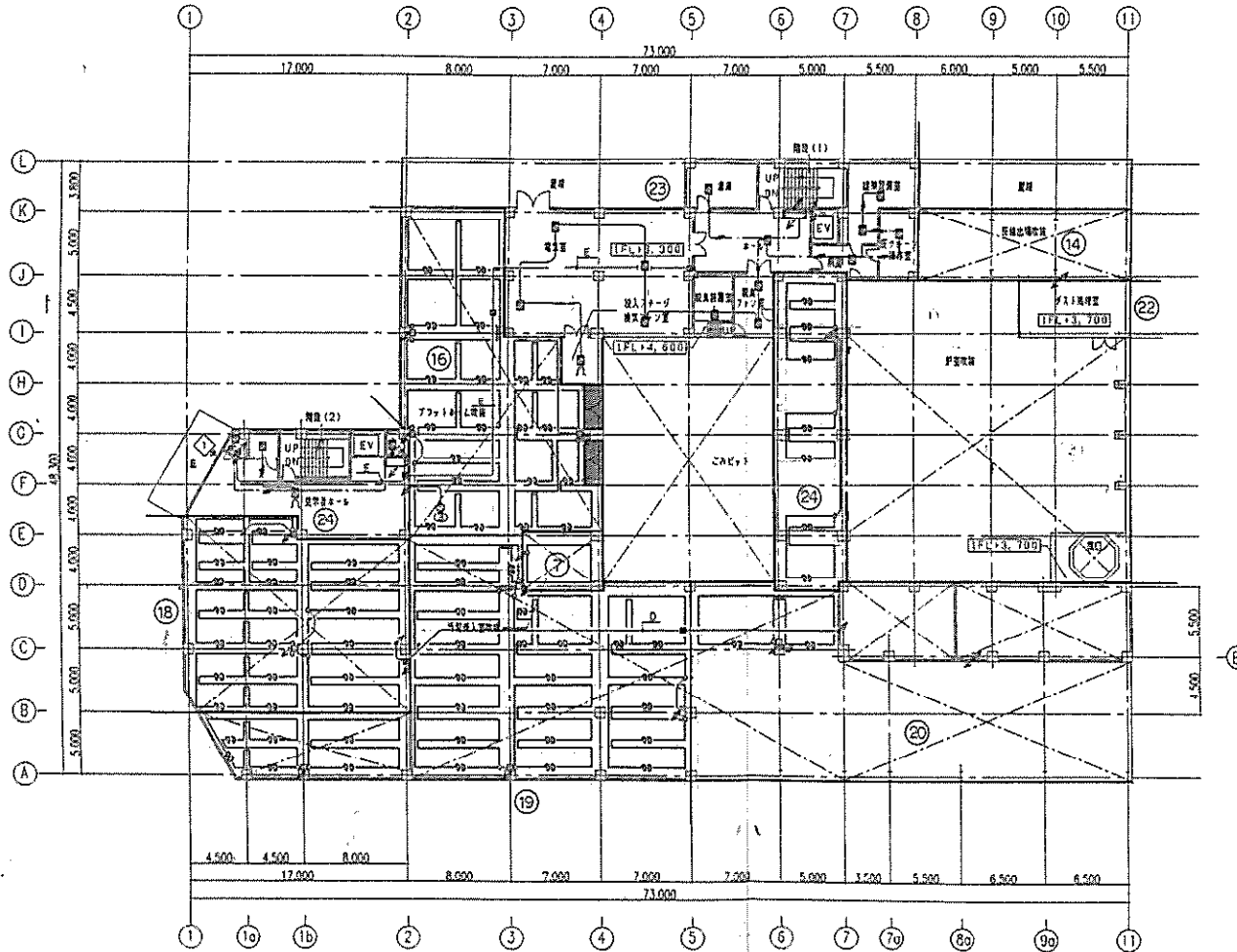
地下1階以下に設置する火災報知設備の配置

自動火災報知設備
B1階平面図



1階平面図 1:200
(1F=GL+200)

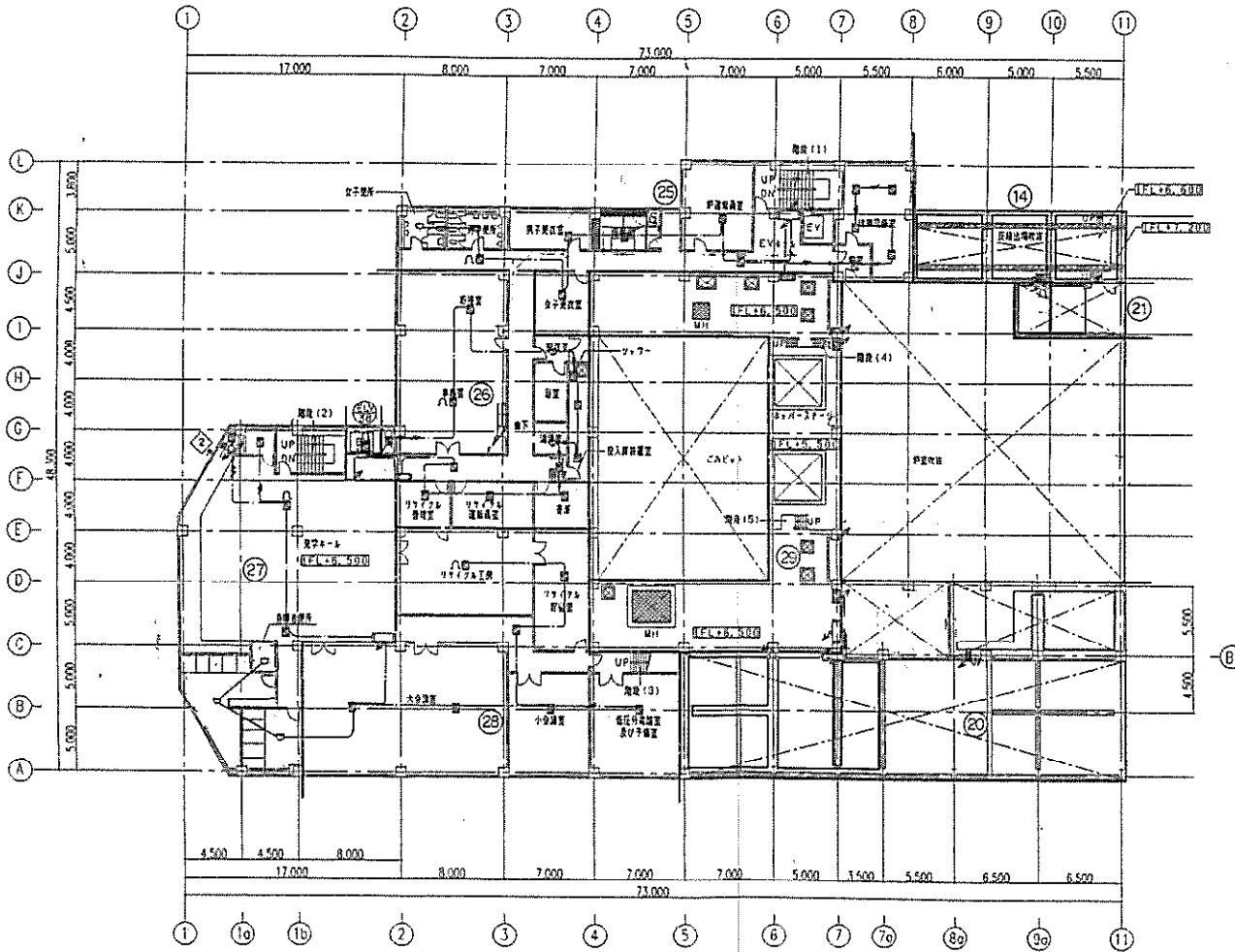
自動火災報知設備
1階平面図



詳細は図面7017参照(0.1系共通)

2階平面図 1:200
(2FL=1FL+3.300)

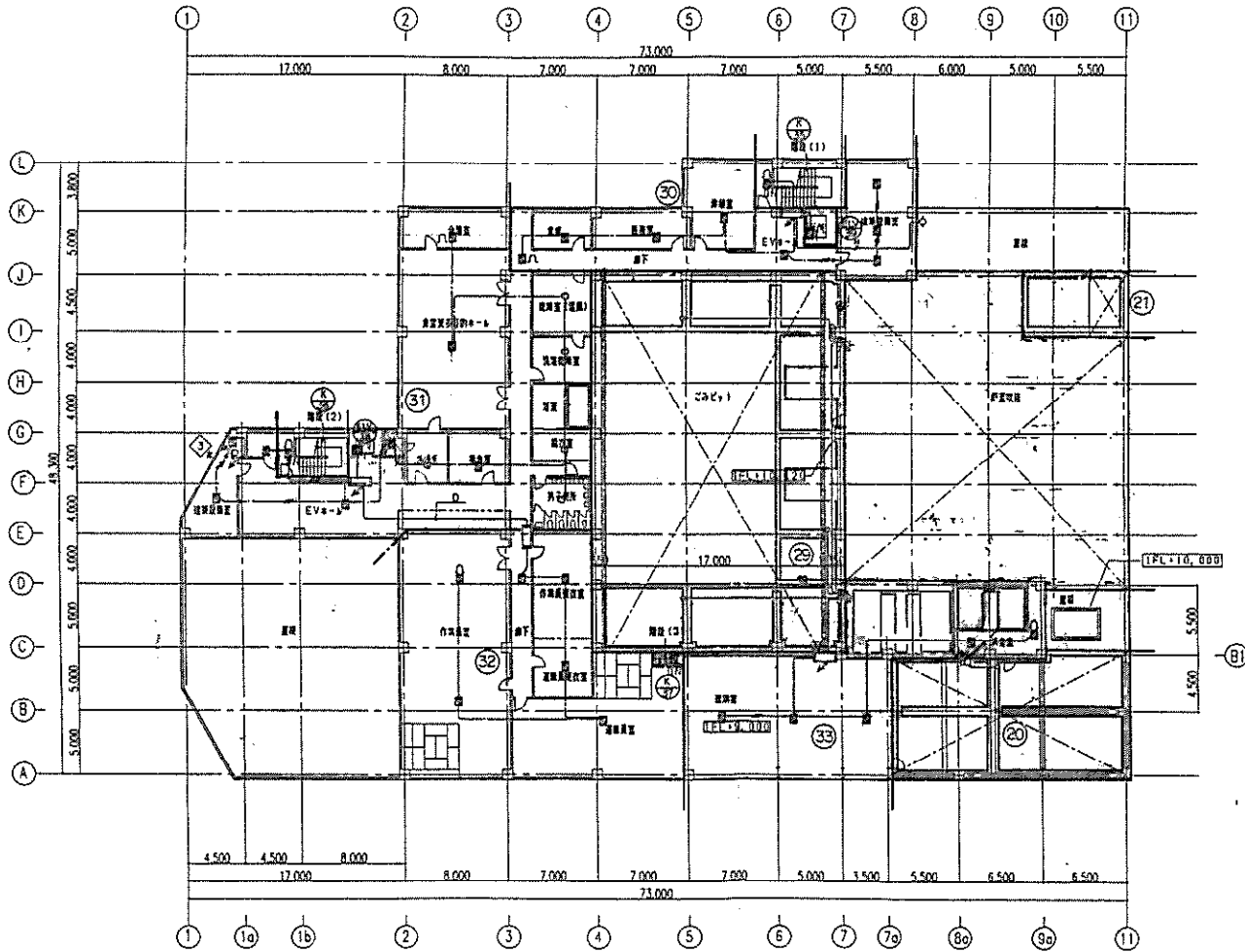
自動火災報知設備
2階平面図



製圖(仮設)用紙(青)建築標準用紙(青)

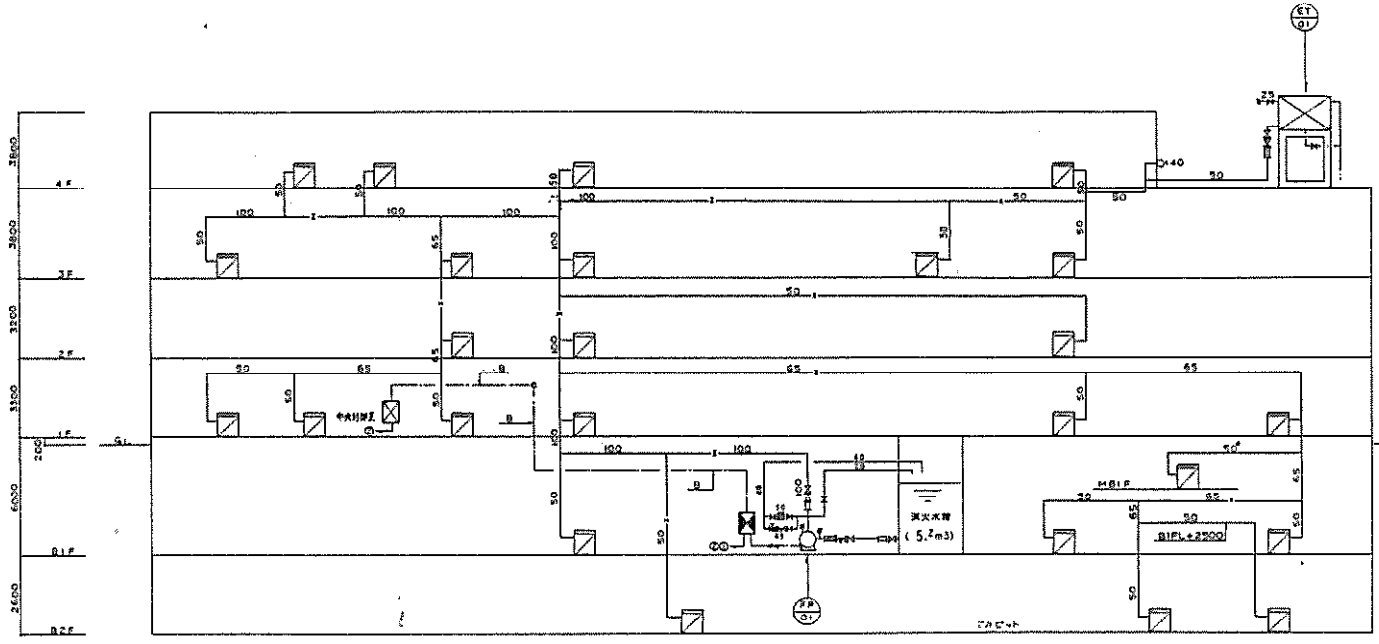
3階平面図 1:200
(3FL=IFL+6,500)

自動火災報知設備
3階平面図



4階平面図 1:200
 (4FL=1FL+10,300)

自動火災報知設備
 4階平面図



屋内消火栓・放水銃設備系統図

記号	記号	記号	記号

凡例

記号	名称	仕様
消火栓	屋内消火栓(1号)	H40A・3-240A・15m・2ノズル・既設機種適合
放水銃	放水銃	H40A
消火用水タンク	消火用水タンク	5.2m³
ポンプ	ポンプ	HP 1.25kW・2P
配管	配管	25φ G 3452 (SOP)
バルブ	バルブ	ボールバルブ
電動機	電動機	ポンプ電動機

機台仕様	機台仕様	機台仕様
ポンプ	ポンプ	ポンプ
ポンプ	ポンプ	ポンプ
ポンプ	ポンプ	ポンプ

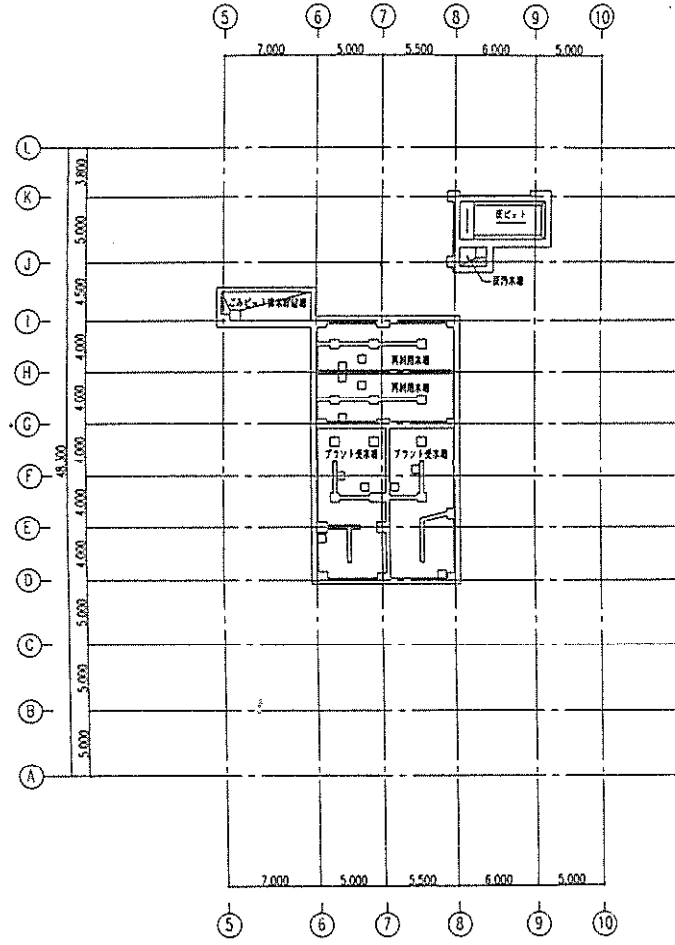
項目	仕様
ポンプ揚水能力	15000 L/min
管径損失	1.2 m
ポンプ揚水能力	1.7 m
揚水能力	1.7 m
ホース損失	3.6 m
合計計	5.5 m
水圧水量	2.6m³ × 2層 = 5.2 m³

項目	仕様
①	三相火災受電機
②	高圧非常電源 AC400V

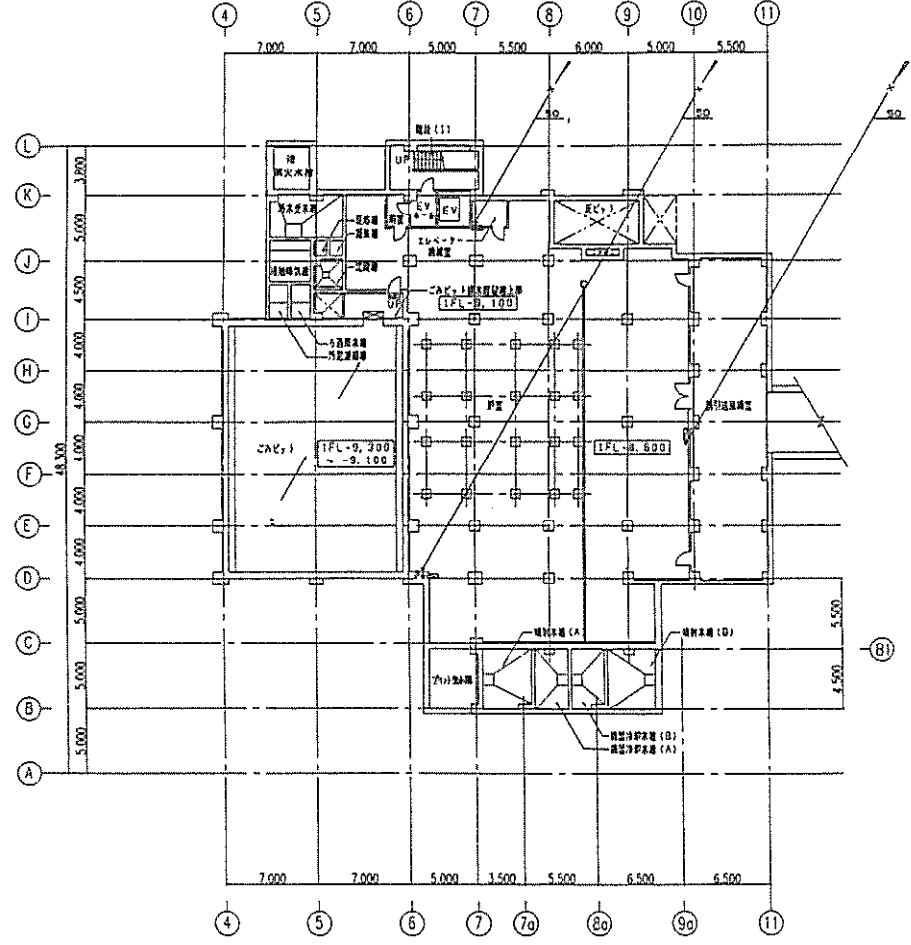
☆ 屋内消火栓 3F 以下兼座機換付

記号	機台仕様	機台仕様	機台仕様
B	HP 1.25kW・2P	E-19	標準機

消火設備 系統図

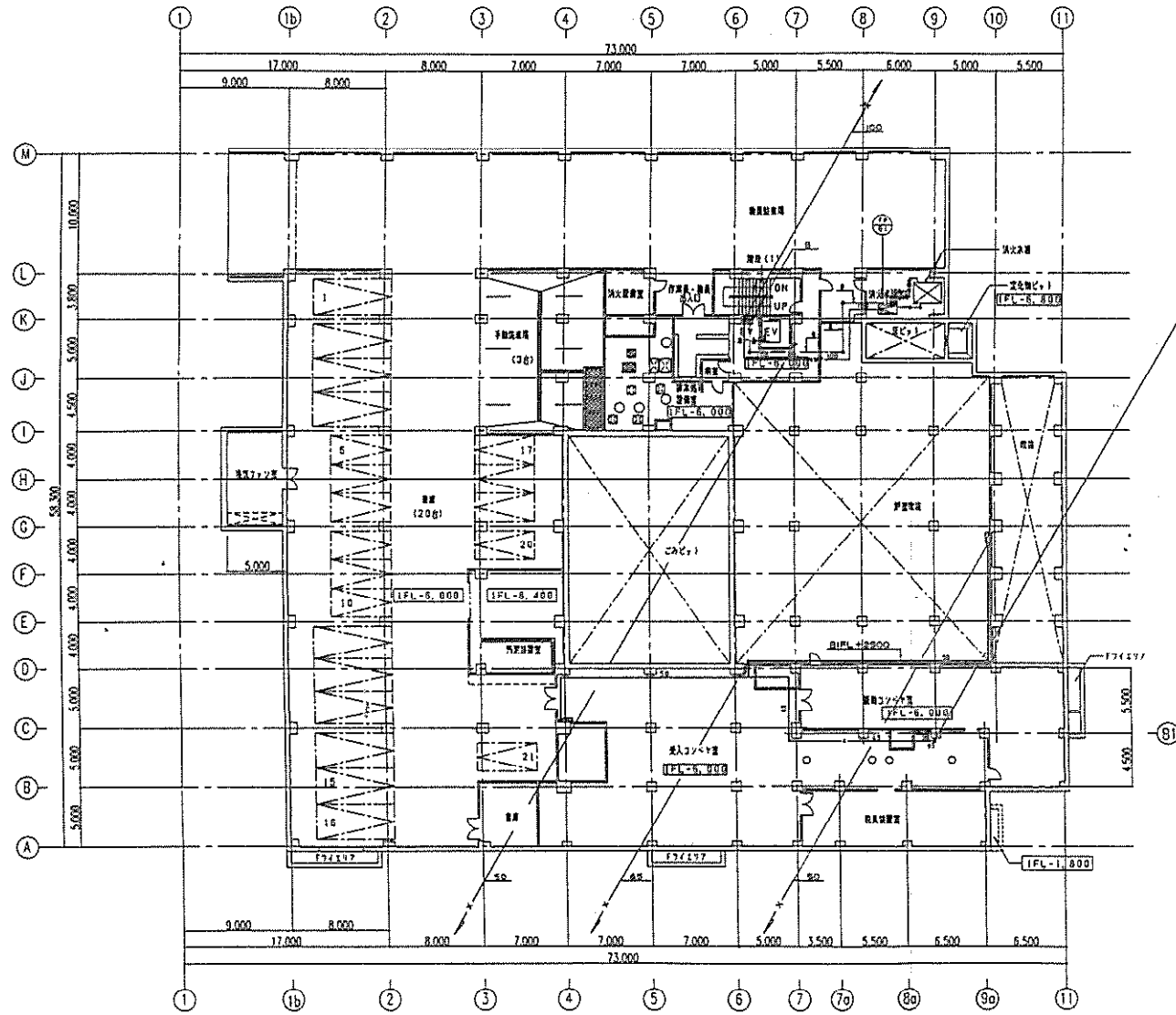


水階平面図 1:200
 (B2FLOOR: FLOOR - 12, 000)

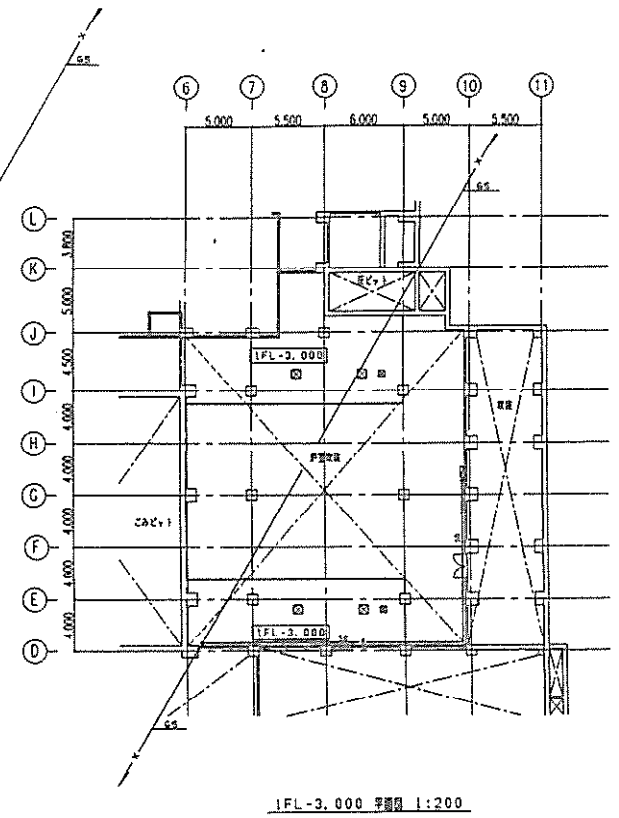


地下2階平面図 1:200
 (B2FLOOR: FLOOR - 8, 600)

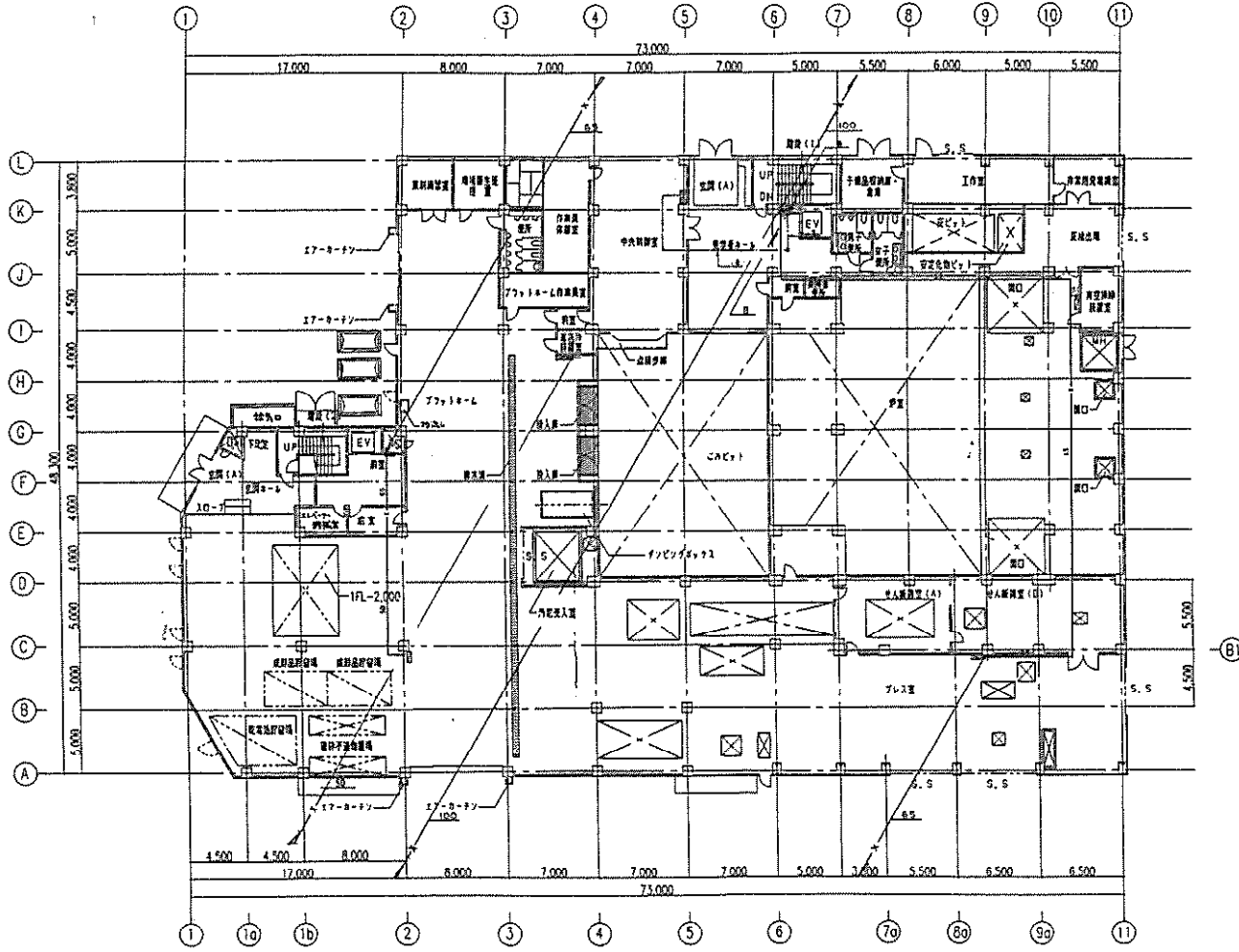
消火設備
 B2階平面図



地下1階平面図 1:200
 (B1FL=1FL-6.000)

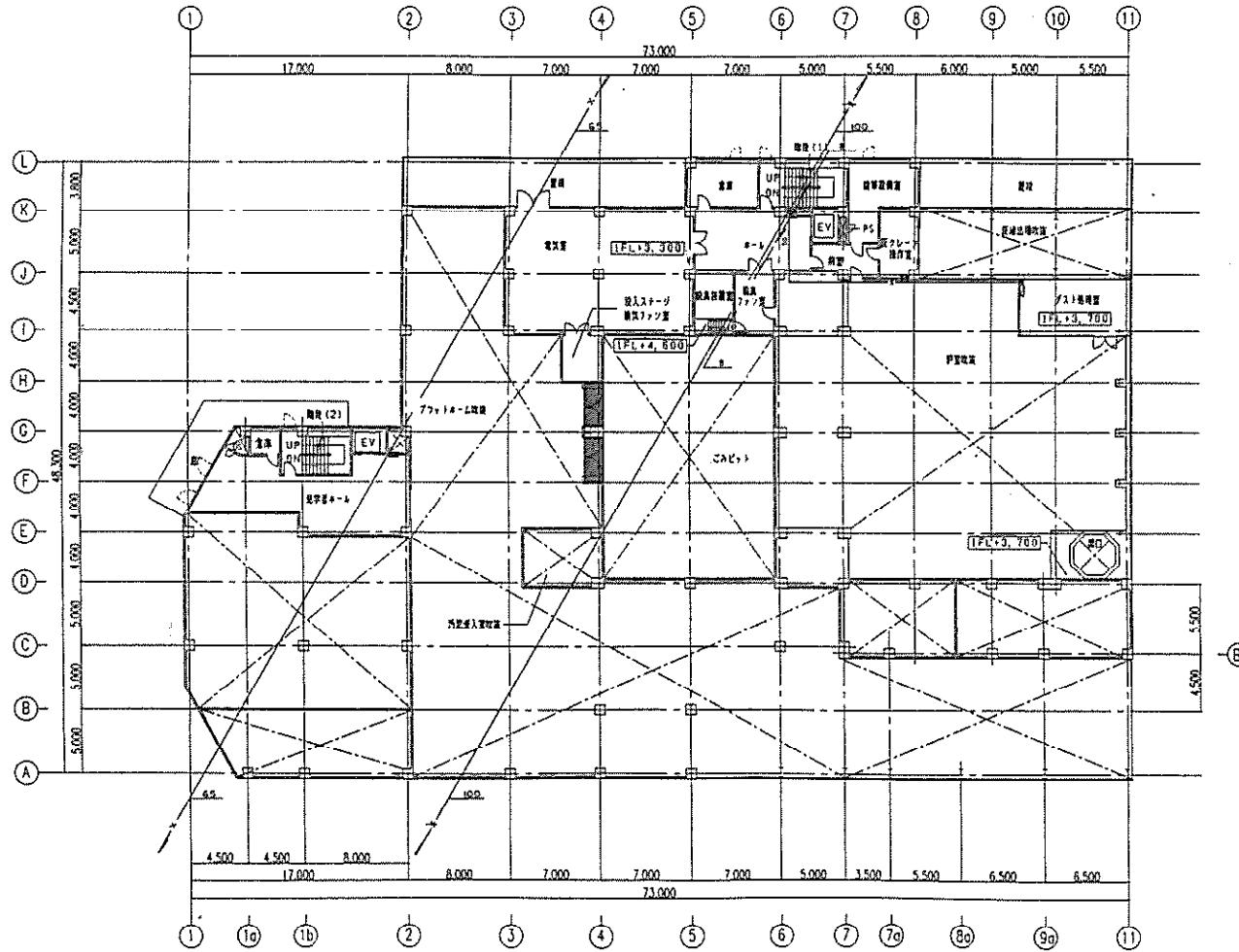


消火設備
 B1階平面図



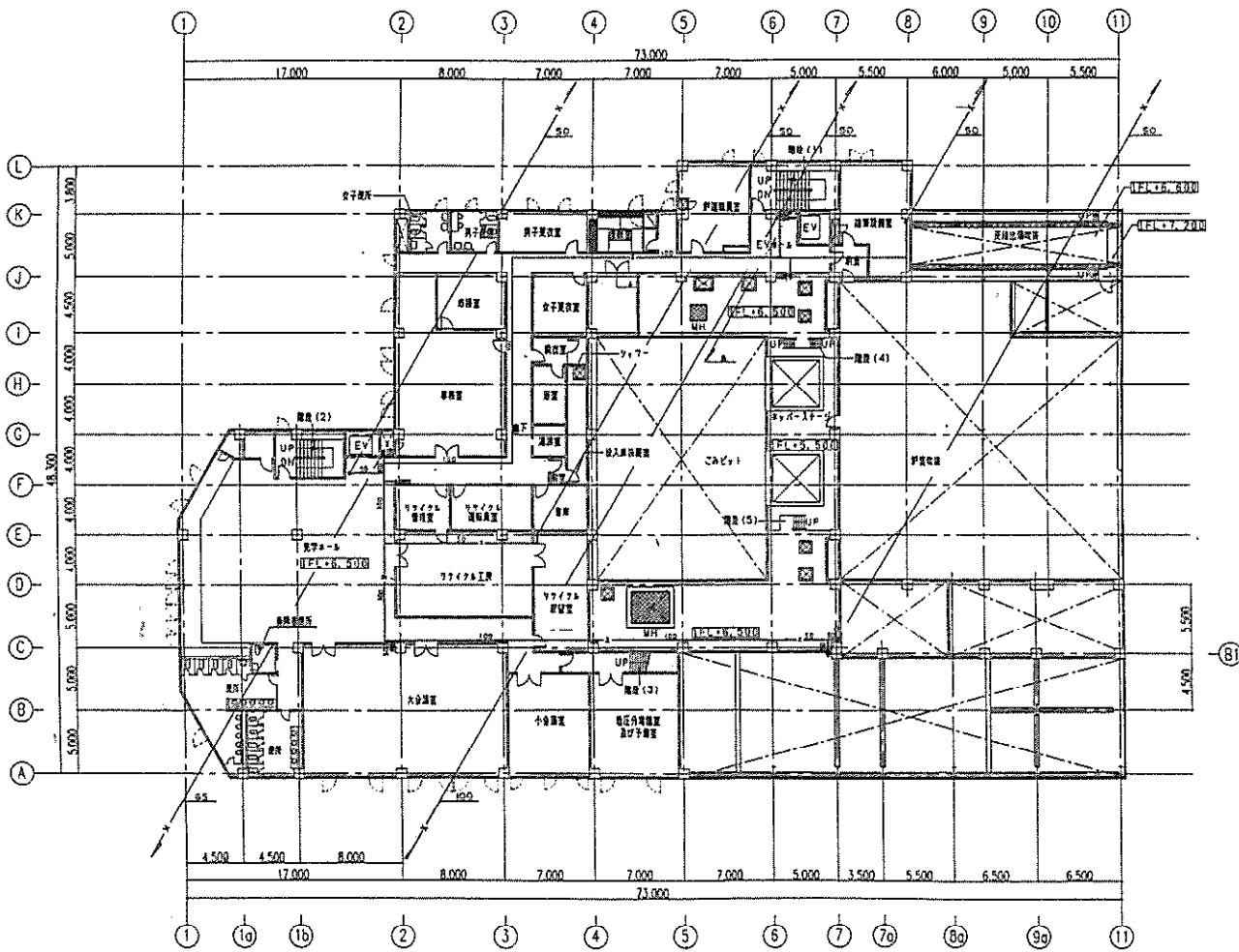
1階平面図 1:200
(1F=GL+200)

消火設備
1階平面図



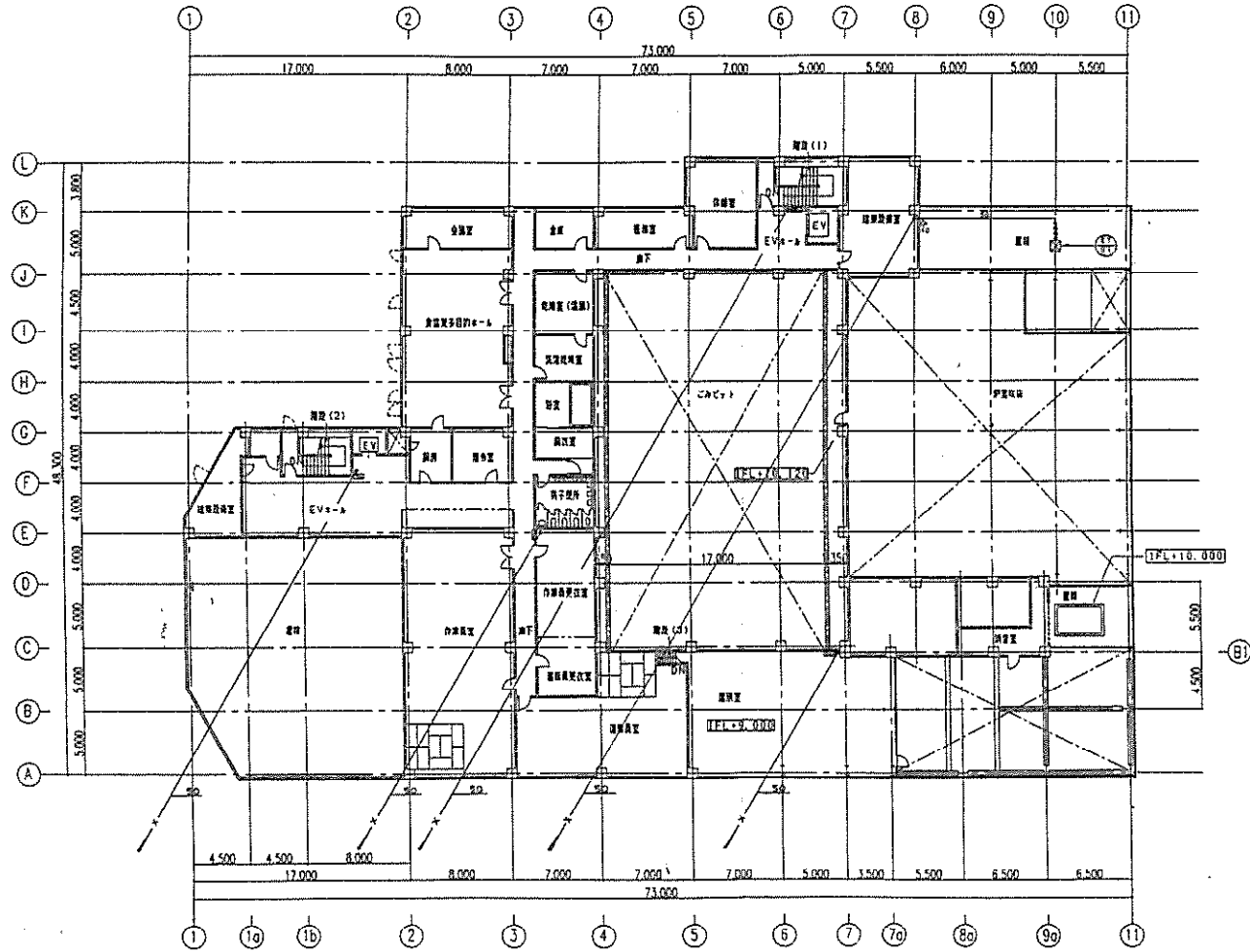
2階平面図 1:200
(2FL = 1FL + 3, 300)

消火設備
2階平面図



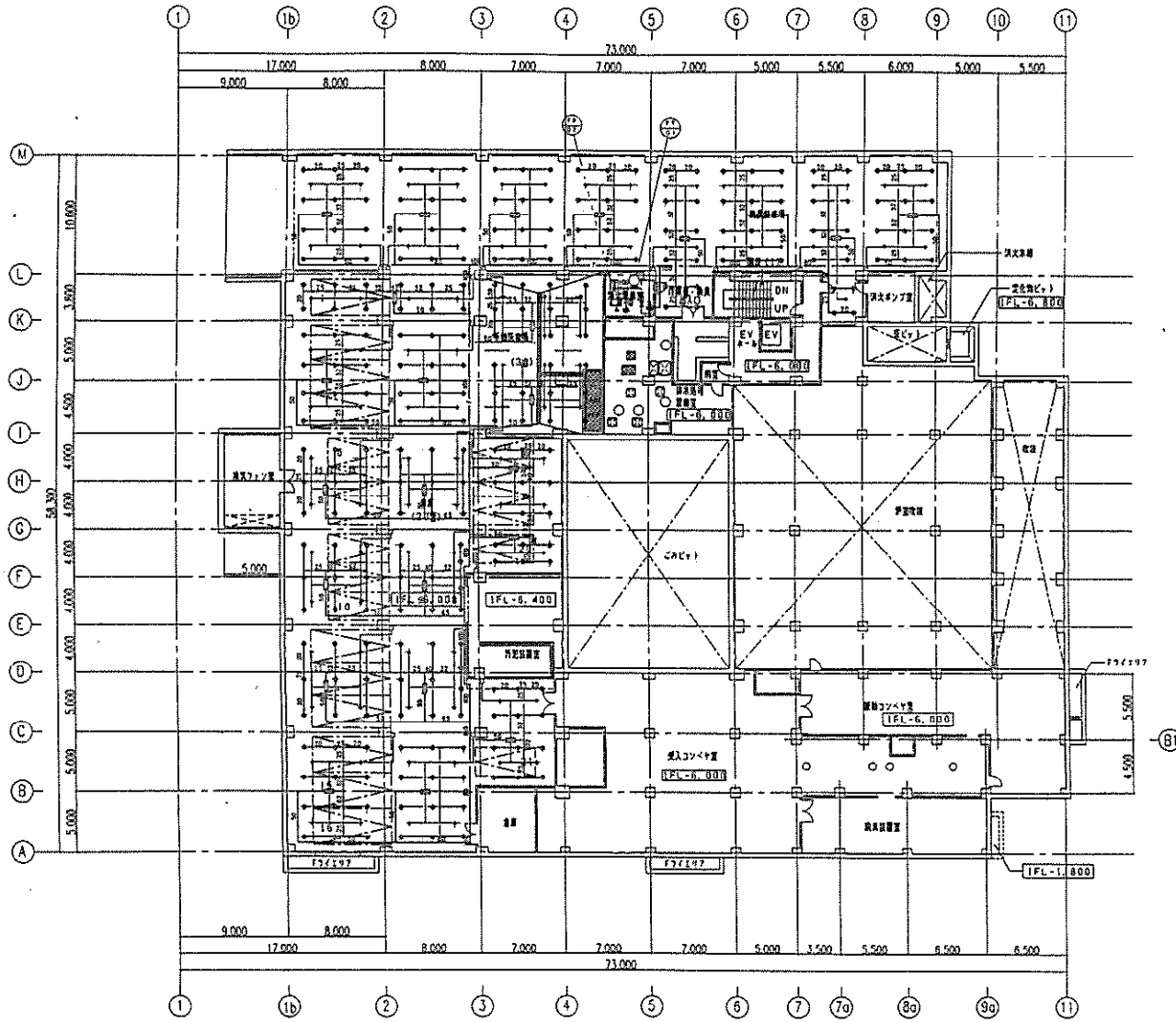
消火設備
3階平面図

3階平面図 1:200
(3FL=1FL+6,500)

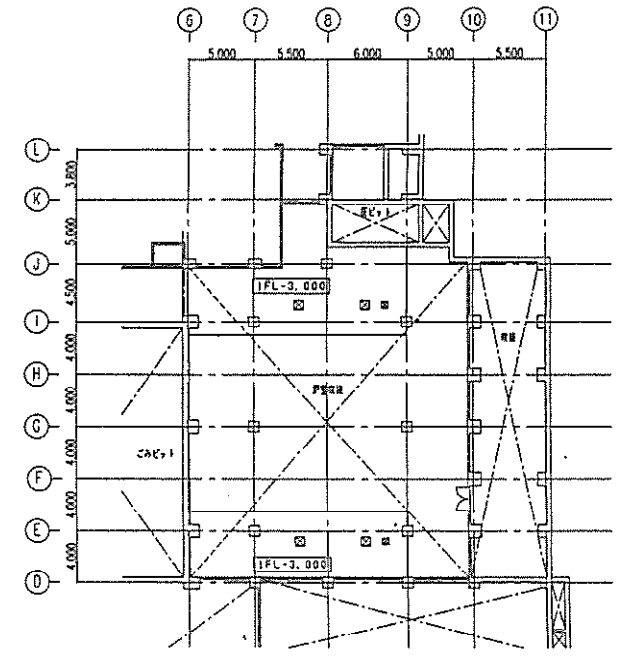


4階平面図 1:200
 (4FL=1FL+0.300)

消火設備
 4階平面図





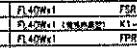


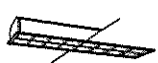

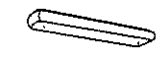
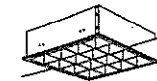

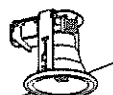





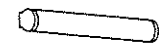







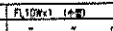
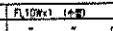
地下1階平面図 1:200
 (01FPL-1FPL-6.000)



1FL-3.000 平面図 1:200

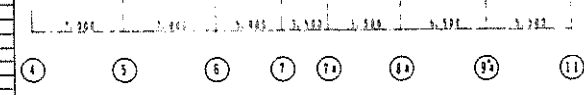
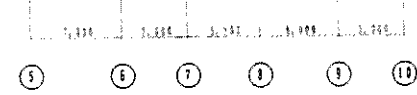
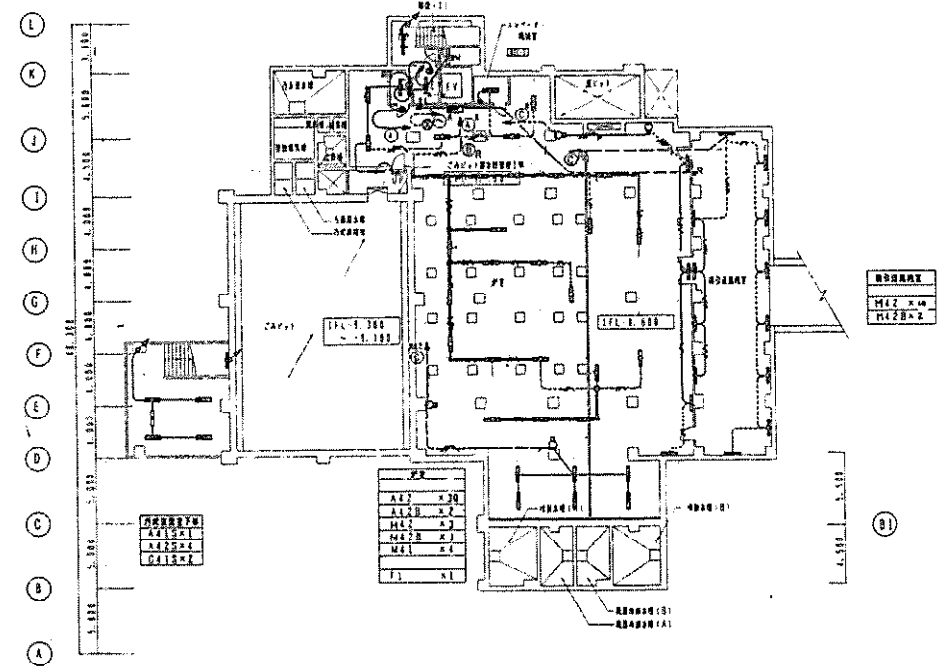
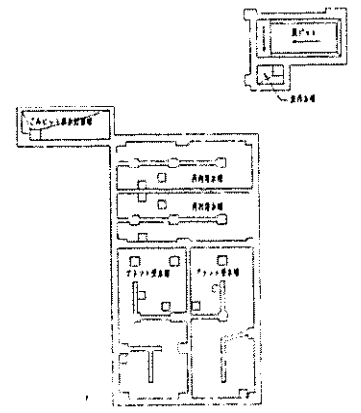
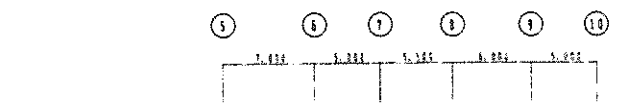
泡消火設備
 B1階平面図

照明器具姿図

A 器具番号	D 寸法	H 電圧・ワット	M 材質	G フォス	g 器具形状	g 器具形状
	D-21 FL20Wx1 D-41 FL40Wx1 D-42 FL40Wx2 D-42B FL40Wx2 (電球内蔵型) K1-FRS3-402 D-43 FL40Wx3	FRS3-201 FRS3-401 FRS3-402 FRS3-402 FRS3-403				
	A-41 FL40Wx1 A-41B FL40Wx1 (電球内蔵型) K1-FSR1-401 A-41P FL40Wx1 A-41S FL40Wx1 (2灯型) A-42 FL40Wx2 A-42B FL40Wx2 (電球内蔵型) K1-FSR1-402 A-42BP FL40Wx2 (電球内蔵型) A-42BP FL40Wx2 (電球内蔵型)	FSR1-401 K1-FSR1-401 FSR1-401 FSR1-402 K1-FSR1-402 FSR1-402 K1-FSR1-402				
	B-21 FL20Wx1 B-41 FL40Wx1 B-41B FL40Wx1 (電球内蔵型) SK1-FRS4-401 B-41H FL40Wx1 (電球型) B-42 FL40Wx2 B-42B FL40Wx2 (電球内蔵型) SK1-FRS4-402	FRS4-201 FRS4-401 SK1-FRS4-401 FRS4-402 FRS4-402 SK1-FRS4-402				
	C-41 FL40Wx1 C-41B FL40Wx1 (電球内蔵型)					
	E-100 HF100Wx1 E-200 HF200Wx1 E-400 HF400Wx1	HSR1-100 HSR1-200 HSR1-400				
	F-42 FL40Wx2 F-42B FL40Wx2 (電球型)	OA+G ffs X FRS11-0131 FRS11-0181				
	G-42 FL40Wx2 (電球型)	L-181 FDL18Wx1				
						
						
						
						
						
						

※ B - 電球内蔵型
 R - バイブ吊り
 G - ガード付
 S - S115型
 H - 高天井
 MR - 防塵型

照明器具見姿図

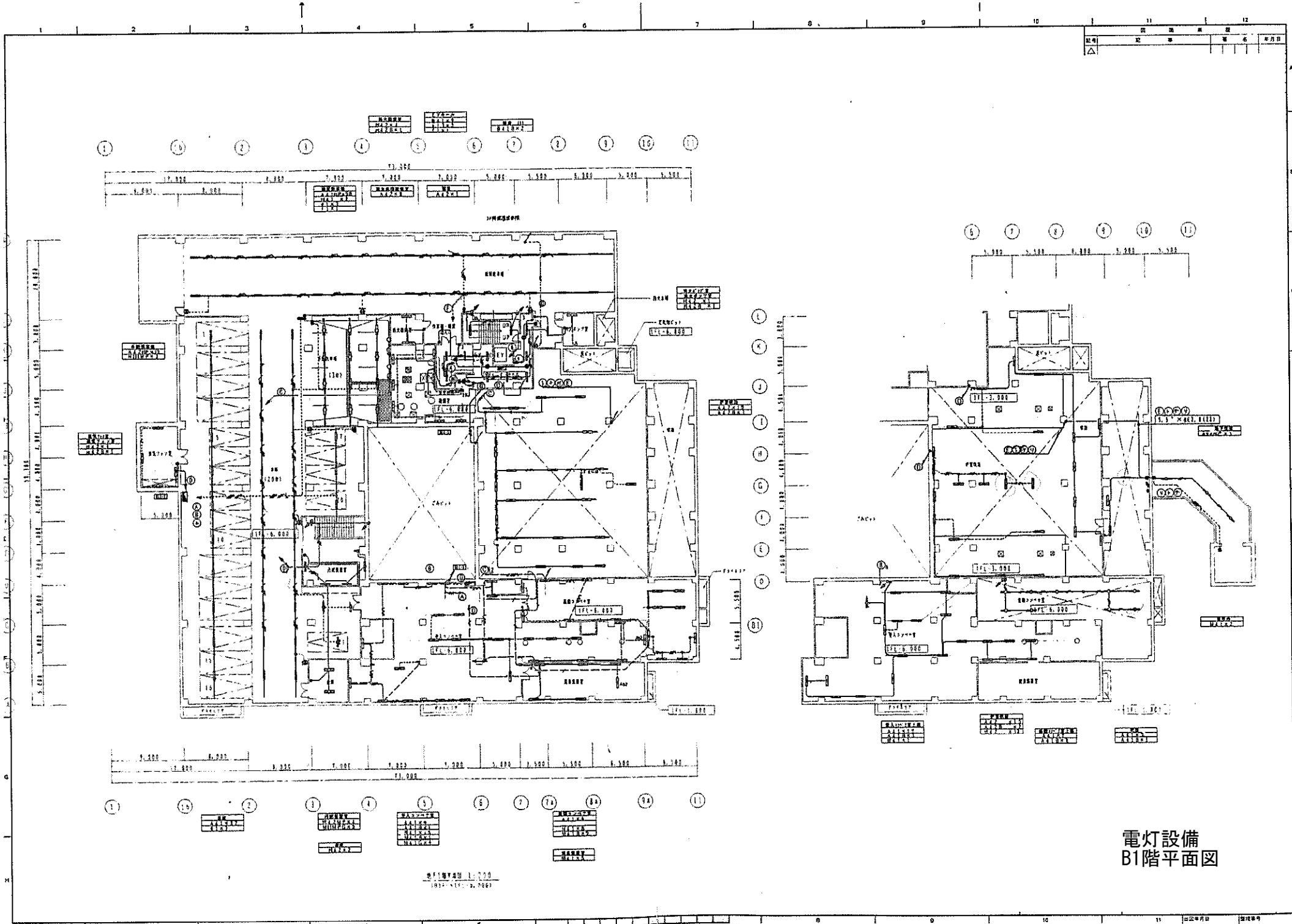


地下2階平面図 1:200
(027FL-1FL-12.000)

電 燈 設 備 表	
1. 0x7 E2. 0 (PF15)	
2. 0x1 E2. 0 (PF15)	
2. 0x1 E2. 0 (PF22)	
2. 0x1 E2. 0 (L1)	照
2. 0x1 E2. 0 (L2)	照
2. 0x1 E2. 0 (L2)	照
2. 0x1 E2. 0 (L2)	照
5. 5'x7 E2. 0 (PF15)	
5. 5'x7 E2. 0 (PF22)	
5. 5'x7 E2. 0 (L2)	照
5. 5'x7 E2. 0 (L2)	照
YVF2. 0-10x2 (1E)	照
YVF2. 0-20x2 (1E)	照
YVF2. 0-20x2 (1E)	照
YVF2. 0-30x2 (1E)	照
YVF2. 0-30x2 (1E)	照
YVF2. 0-30x2 (1E)	照
YVF2. 0-30	照
YVF2. 0-30	照
YVF2. 0-30x2	照

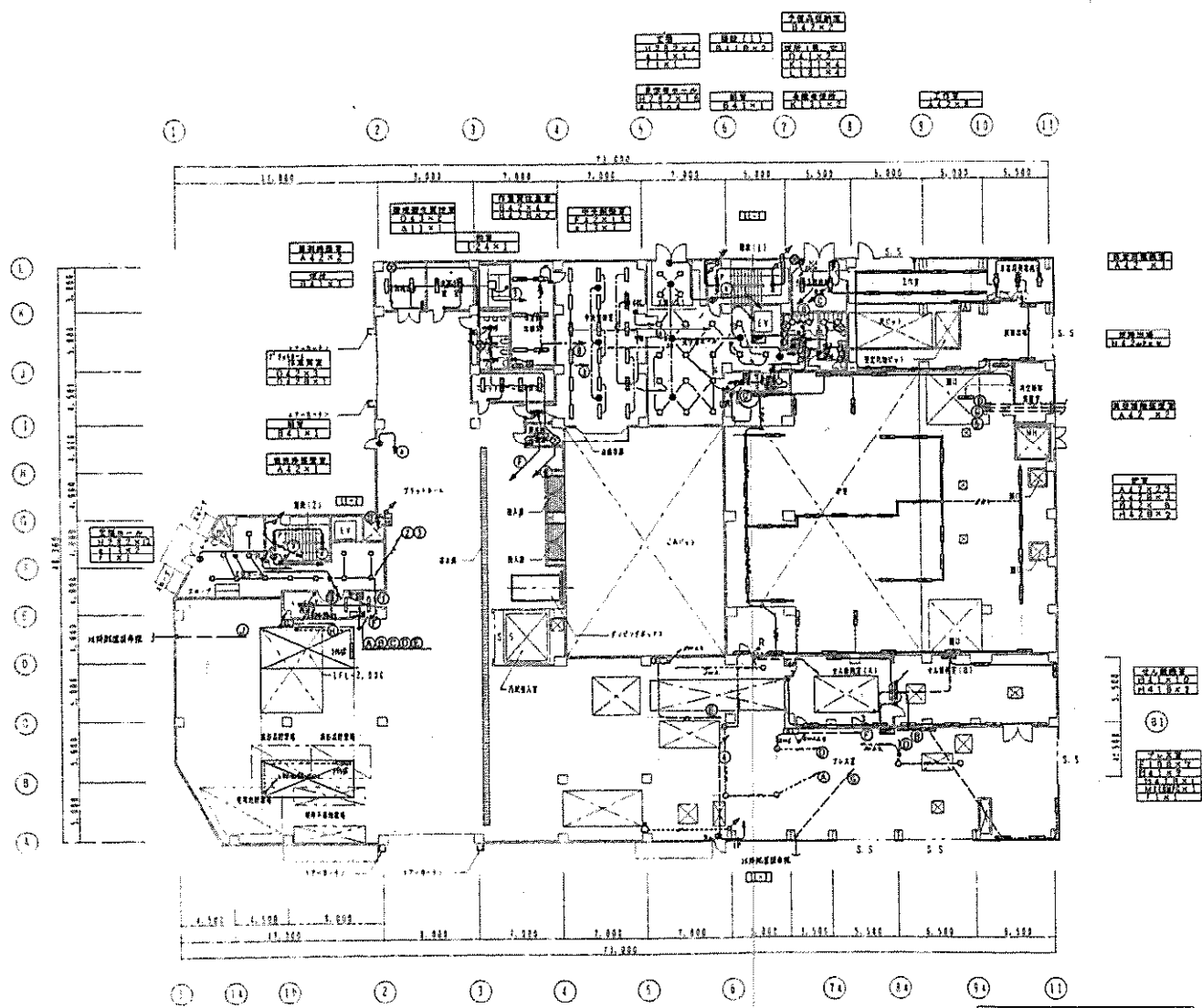
地下2階平面図 1:200
(027FL-1FL-0.000)

電灯設備
B2階平面図



電灯設備
B1階平面図

8F平面図 1:100
1977.10.10

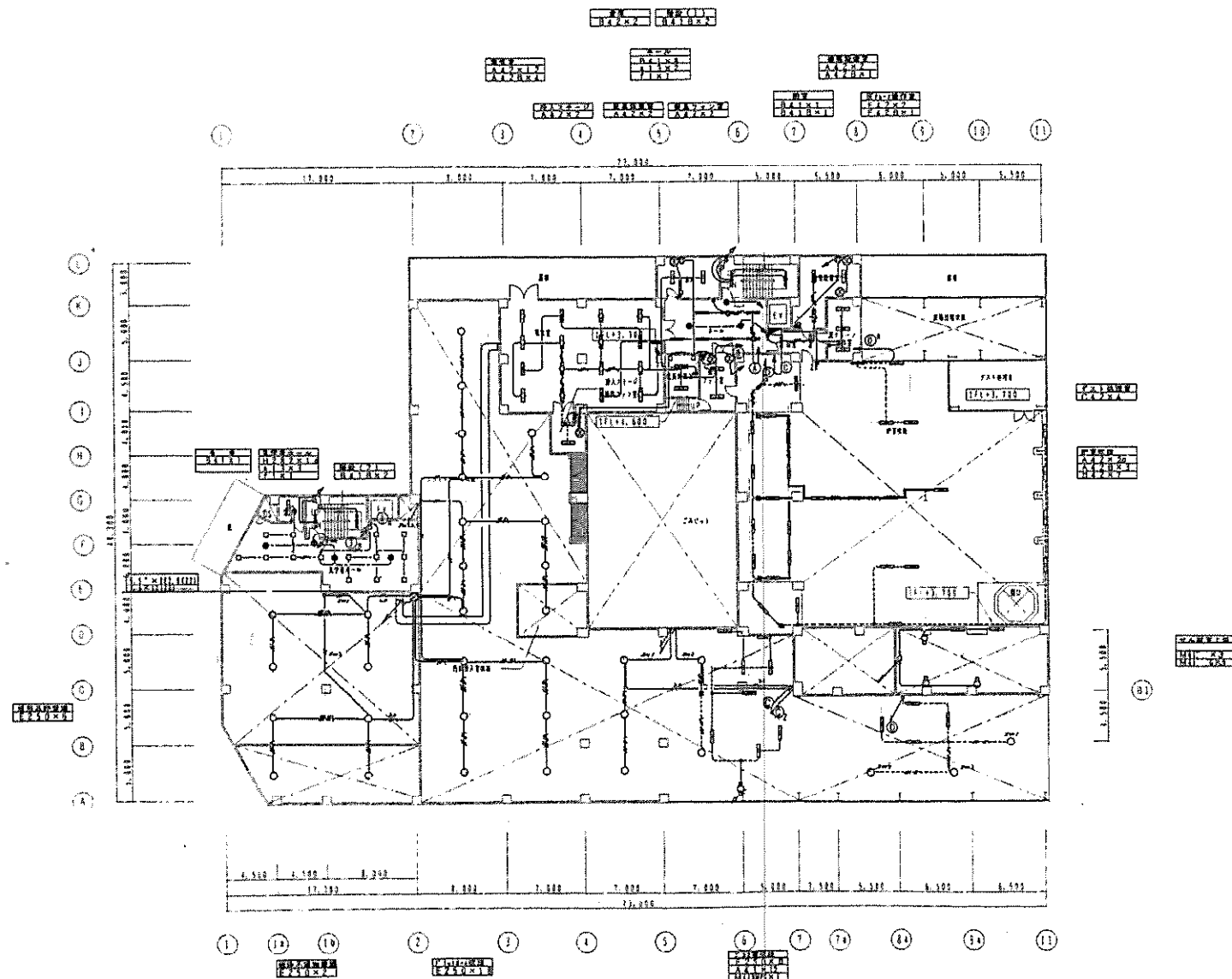


注 記
 1. 標明在圖中者為()
 2. 標明在圖中者為()
 3. 標明在圖中者為()
 4. 標明在圖中者為()
 5. 標明在圖中者為()

燈具	
1. 燈具種類	
1150	HF 250W x 2燈
1151	HF 250W x 4燈
1152	HF 250W x 6燈
1153	HF 250W x 8燈
1154	HF 250W x 10燈
1155	HF 100W x 2燈
1156	HF 100W x 4燈
1157	HF 100W x 6燈

電灯設備
1階平面圖

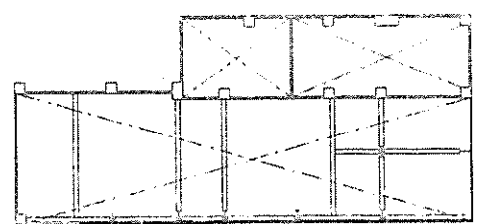
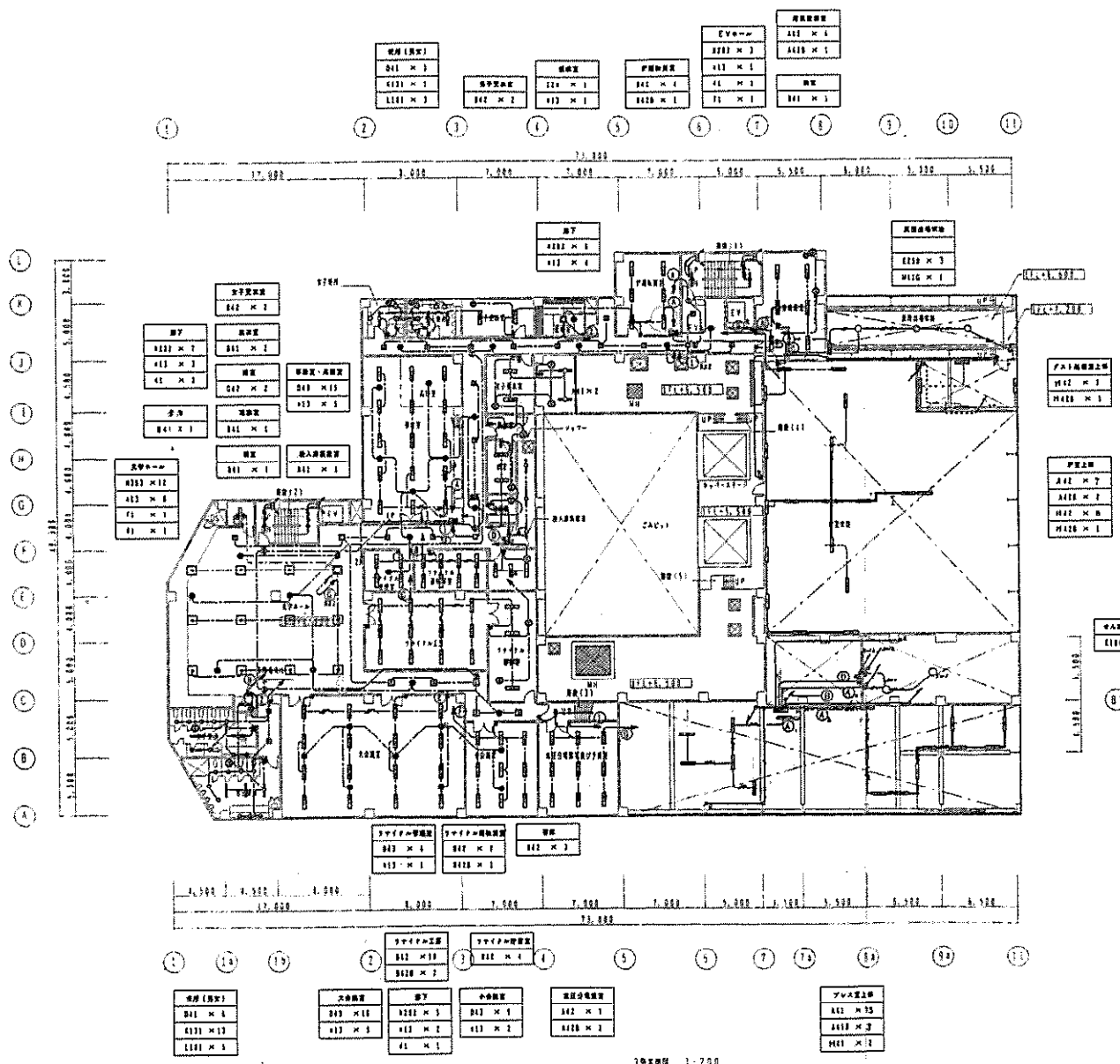
1/200
119-DL-200



電灯設備
2階平面図

2階平面図 1:200
427(L)×211×3.30(3)

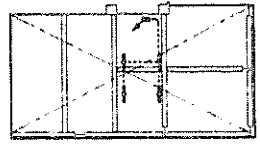
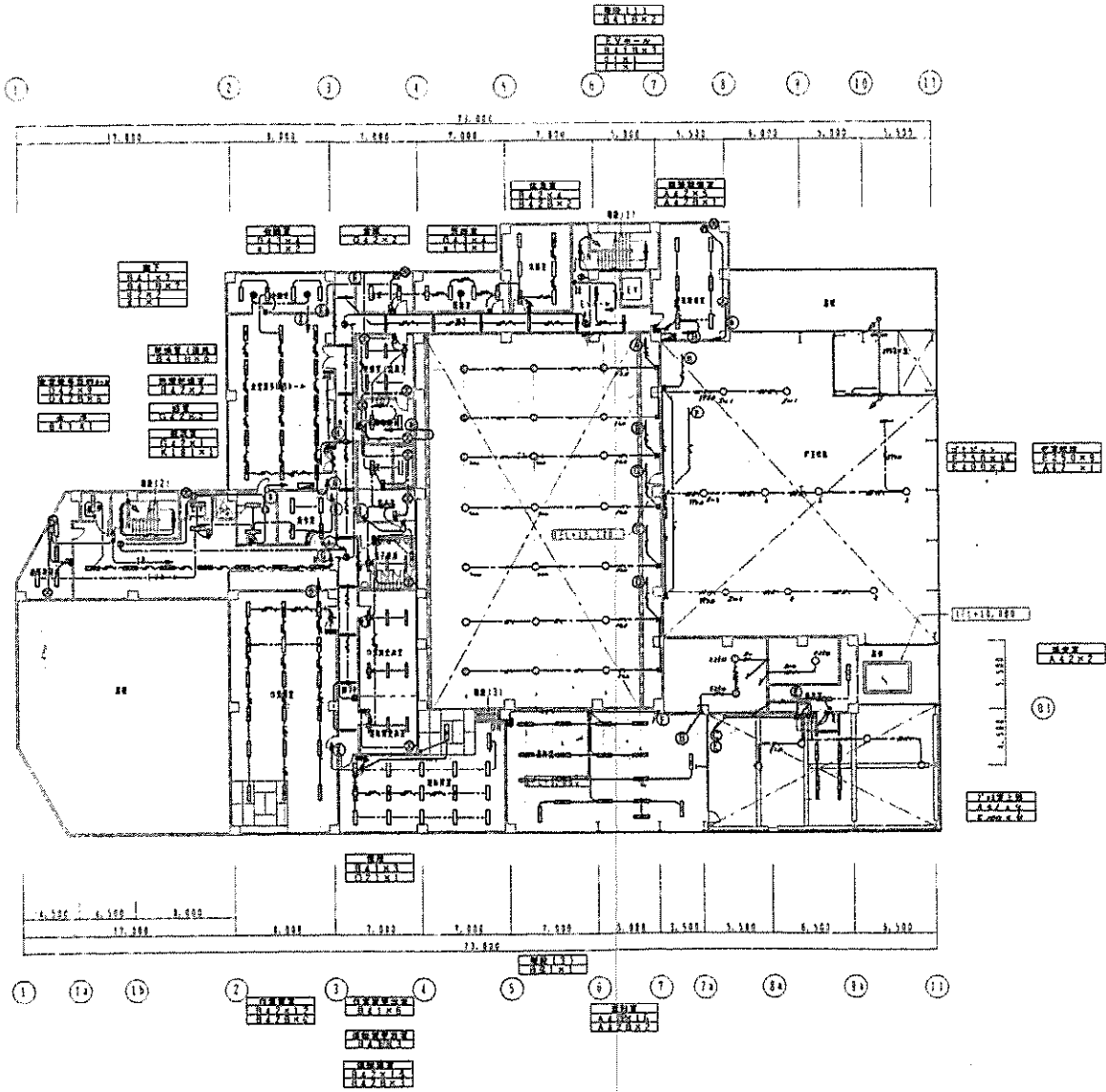
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12



電灯設備
3階平面図

3階平面図 1:200
(1)~(12)×(A)~(H)

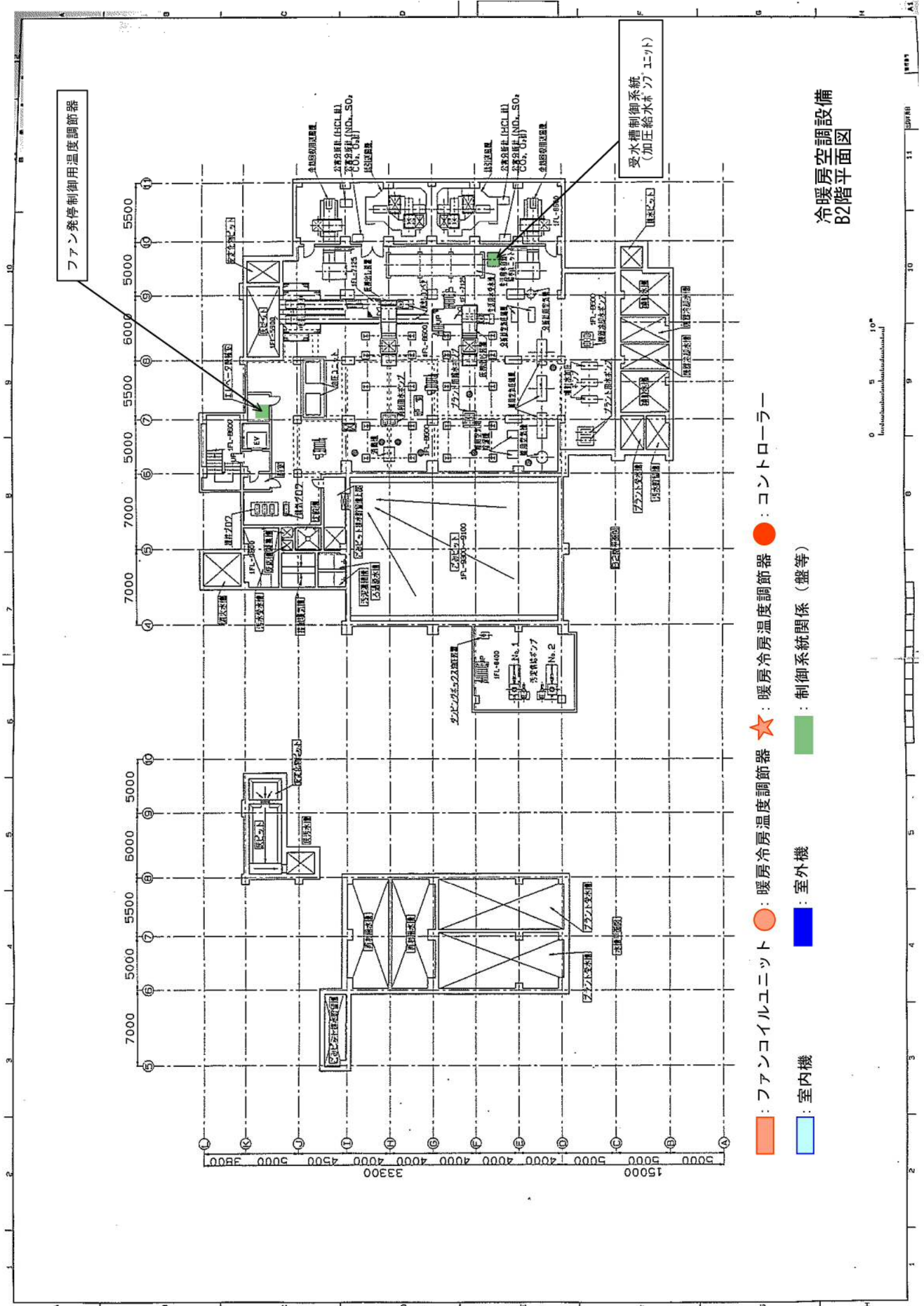
図	名	電	機	設	備
4	電	機	設	備	4階



F.L.=11.300

電灯設備
4階平面図

冷暖房空調設備保守点検業務参考図面



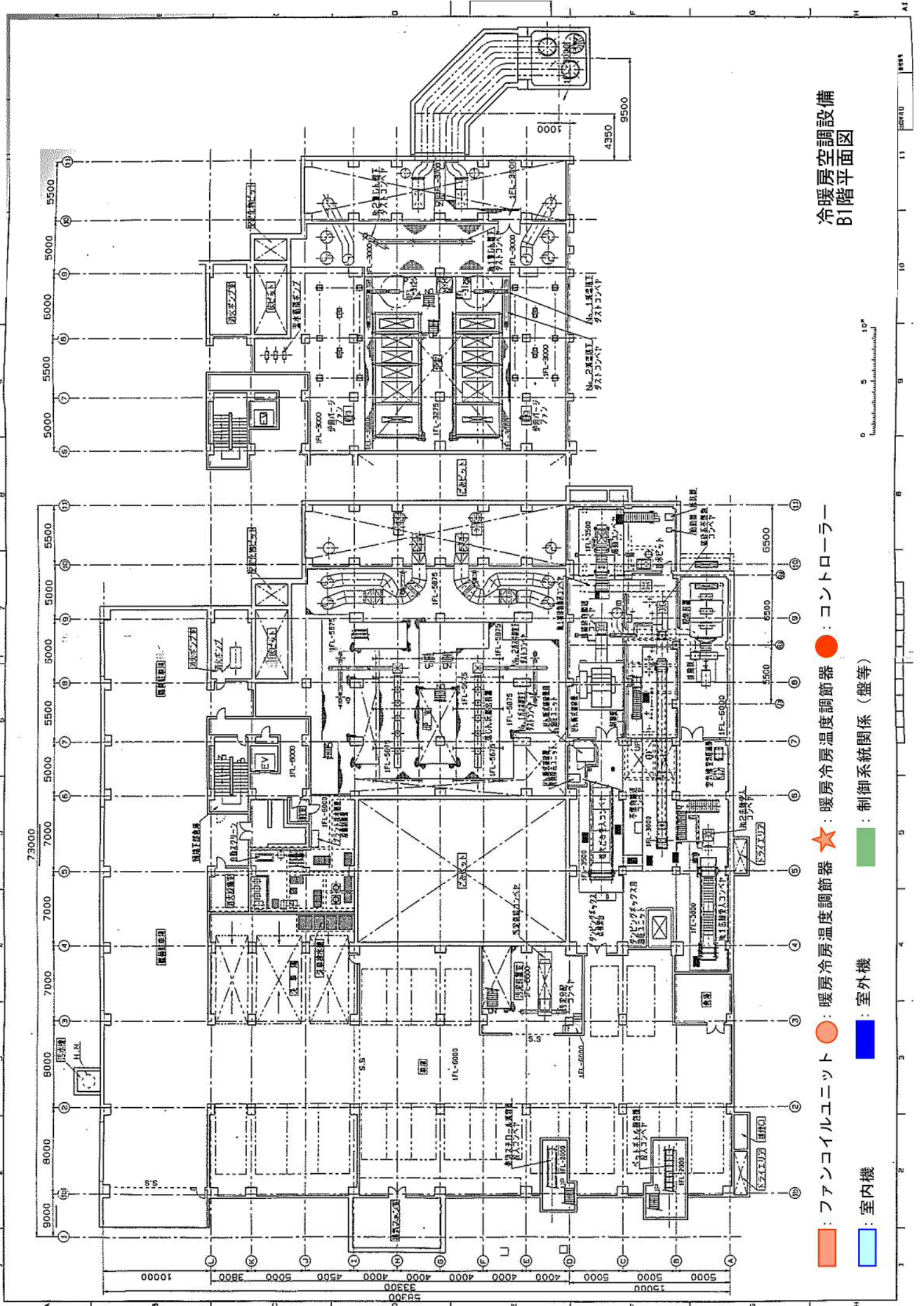
ファン停止制御用温度調節器

受水槽制御系統
(加圧給水ポンプユニット)

- : ファンコイルユニット
- ★ : 暖房冷房温度調節器
- : 暖房冷房温度調節器
- : コントローラー
- : 室内機
- : 室外機
- : 制御系統関係 (盤等)

冷暖房空調設備
B2階平面図

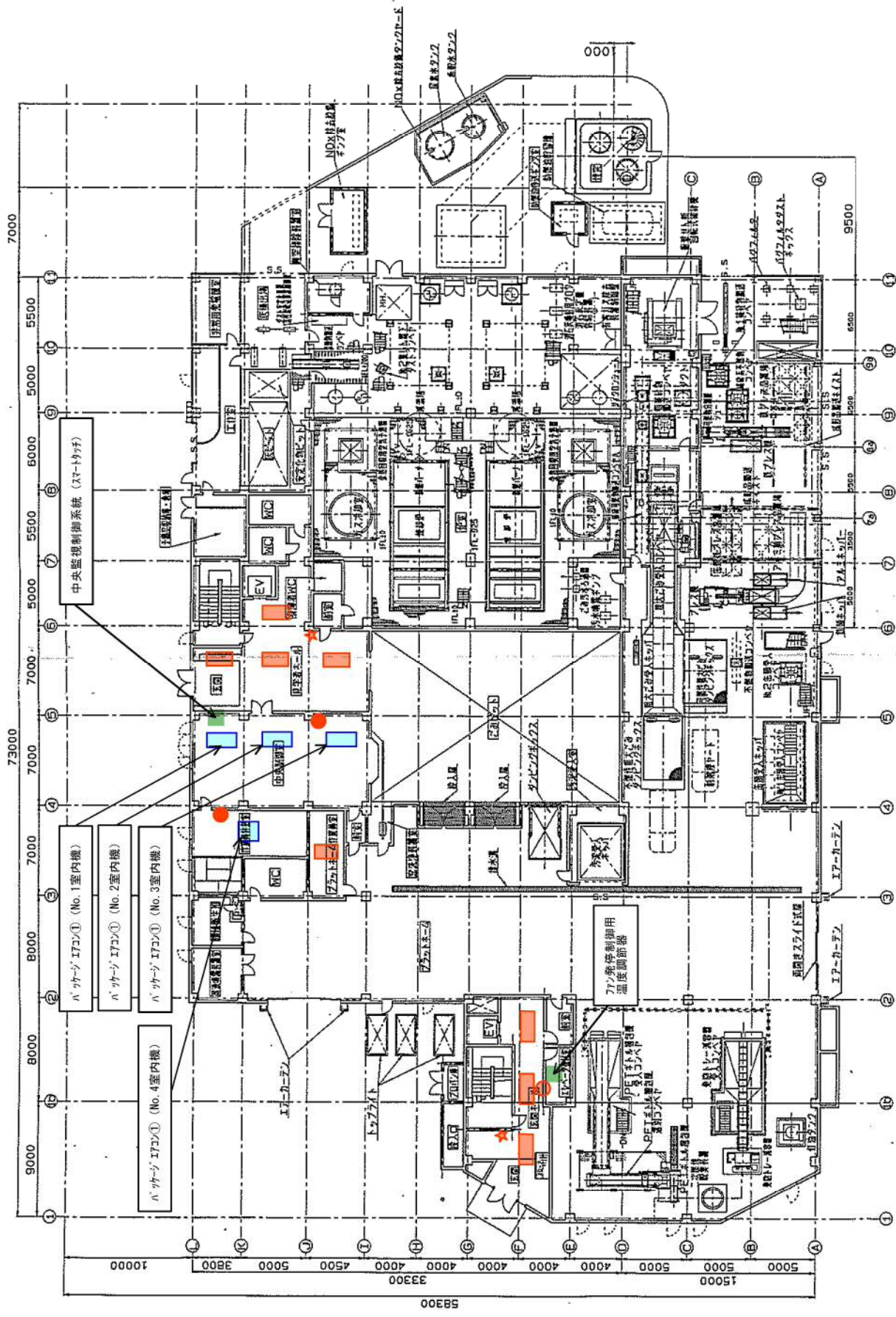
冷暖房空調設備
B1階平面図



- : ファンコイルユニット
- ★ : 暖房冷房温度調節器
- : 暖房冷房温度調節器
- : コントローラー
- (light blue) : 室内機
- (dark blue) : 室外機
- (green) : 制御系統関係 (盤等)

0 5 10"
1cm=1/20m

冷暖房空調設備 1階平面図



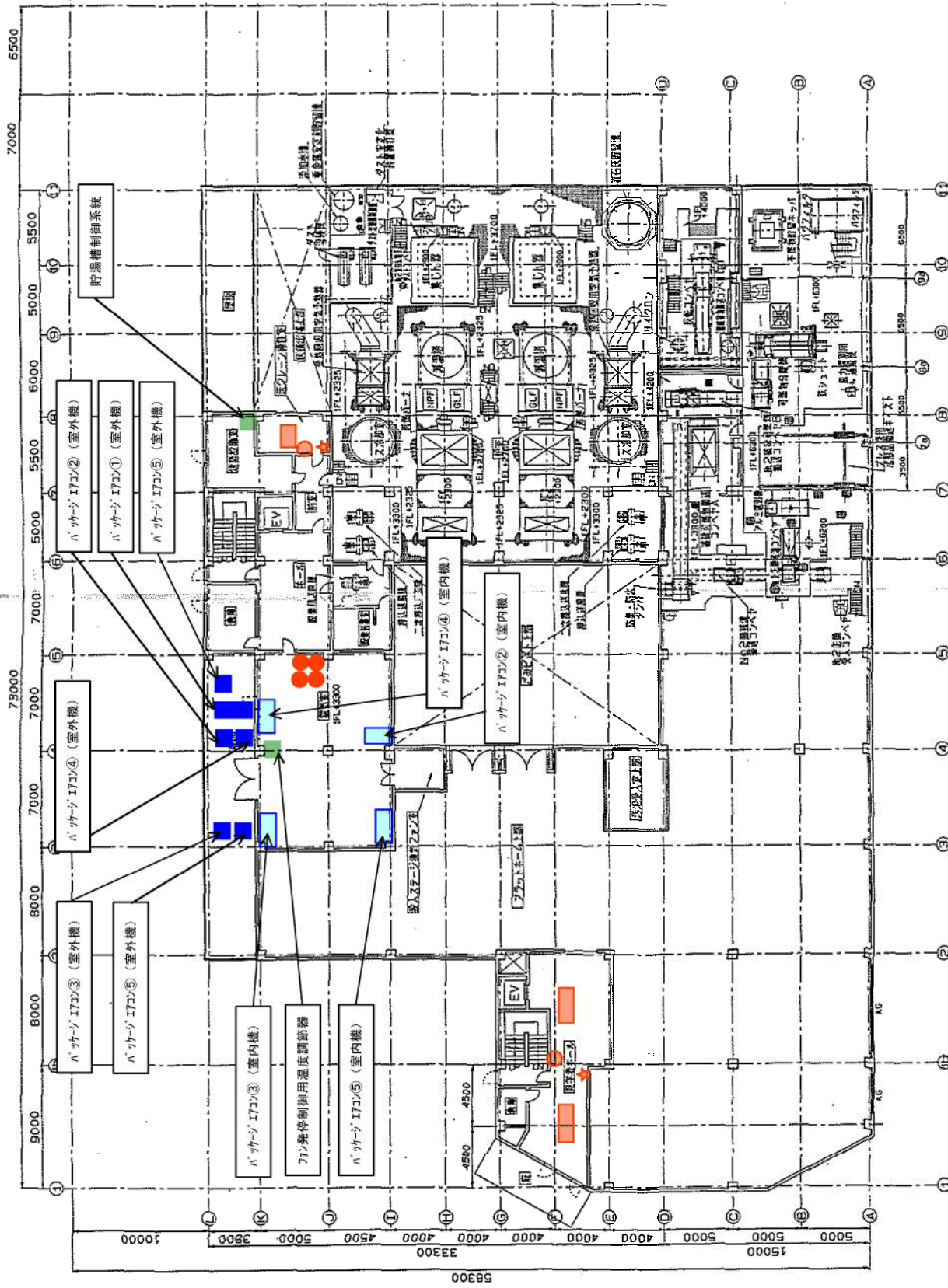
- : ファンコイルユニット ● : 暖房冷房温度調節器 ● : コントローラー
- ★ : 暖房冷房温度調節器
- : 室外機
- : 室内機
- : 制御系統関係 (盤等)

0 5 10°

冷暖房空調設備
2階平面図

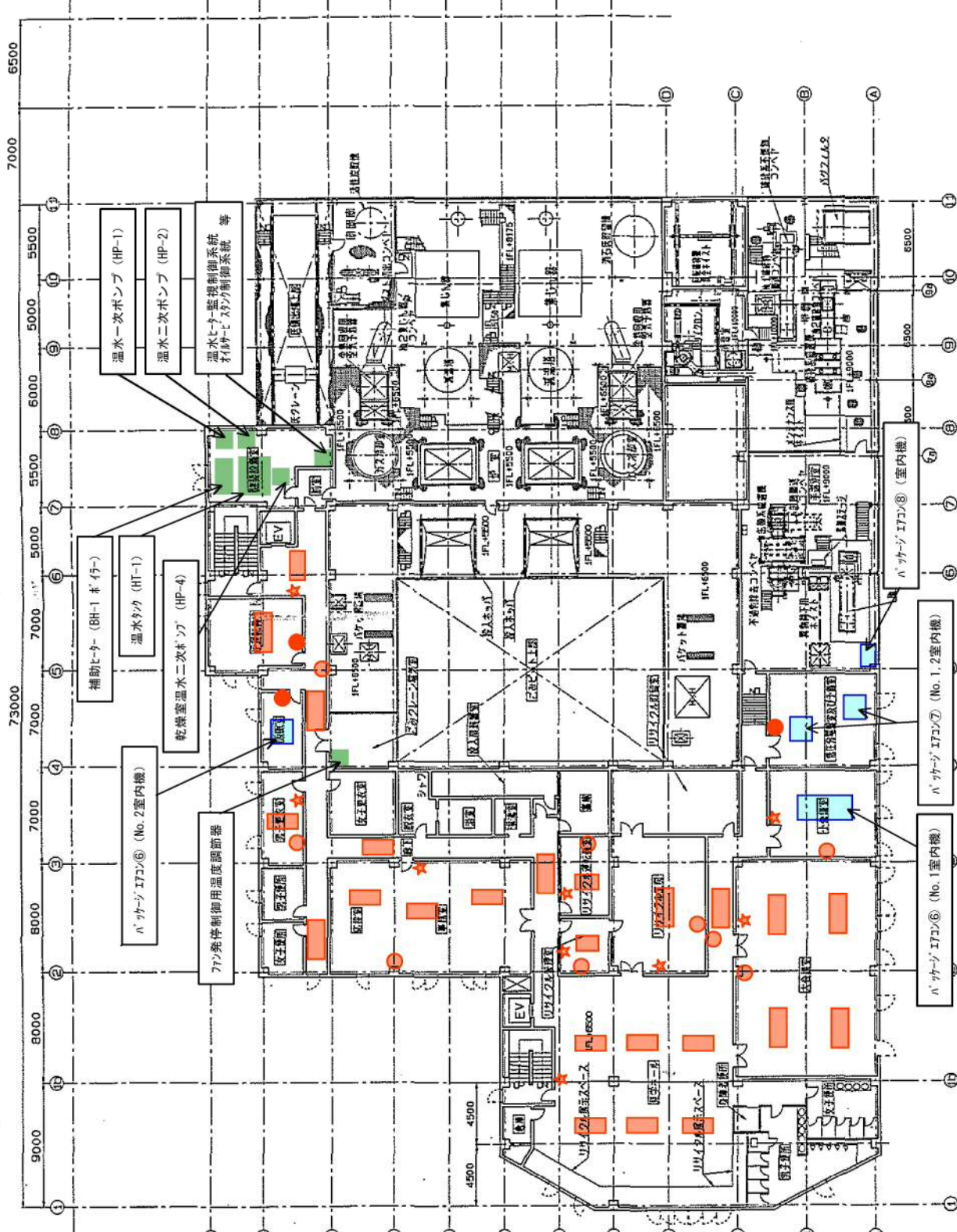
● : ファンコイルユニット ● : 暖房冷房温度調節器 ☆ : 暖房冷房温度調節器 ● : コントローラー

■ : 室内機 ■ : 室外機 ■ : 制御系統関係 (盤等)



0 5 10"
1:50
Architectural Institute of Japan

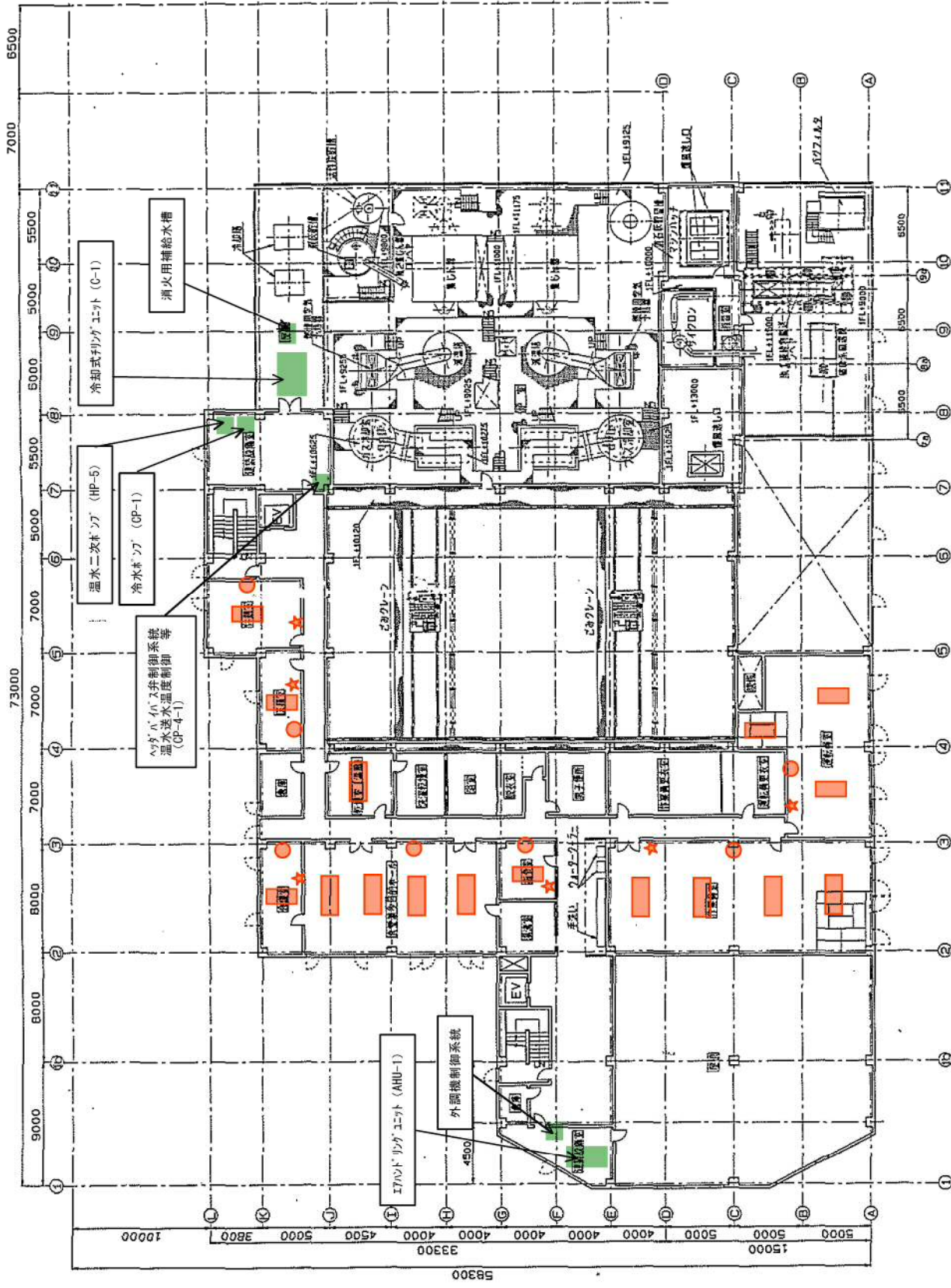
冷暖房空調設備
3階平面図



-
- : ファンコンユニット
- : 暖房冷房温度調節器
- : 制御系統関係 (盤等)
- : 室外機
- : 室内機
- : コントローラー

0 5 10m
 1:100
 1/1000

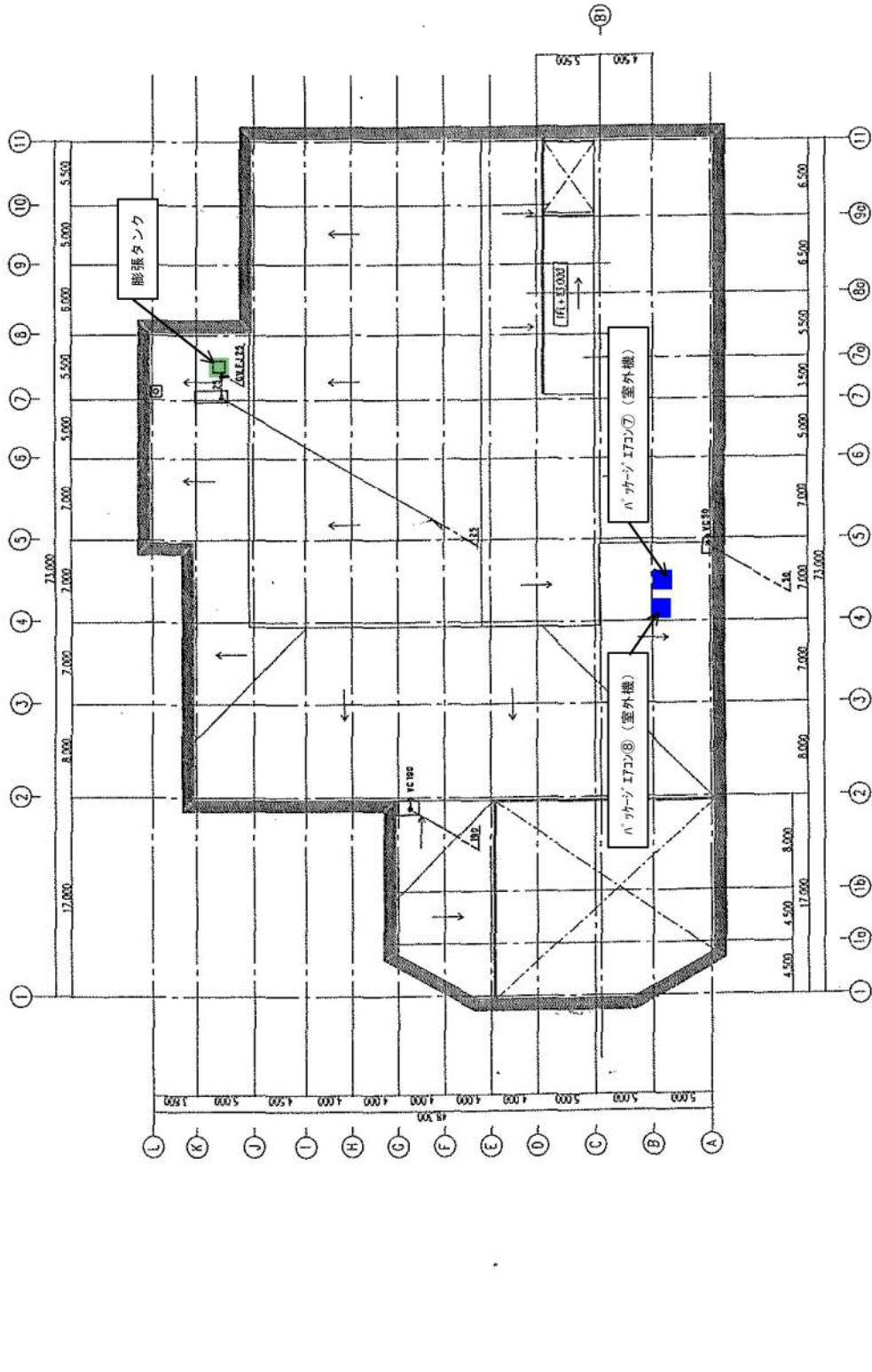
冷暖房空調設備 4階平面図



- : ファンコイルユニット
- : 室外機
- : 室内機
- : 暖房冷房温度調節器
- : 制御系統関係 (盤等)
- : 暖房冷房温度調節器
- : コントローラー

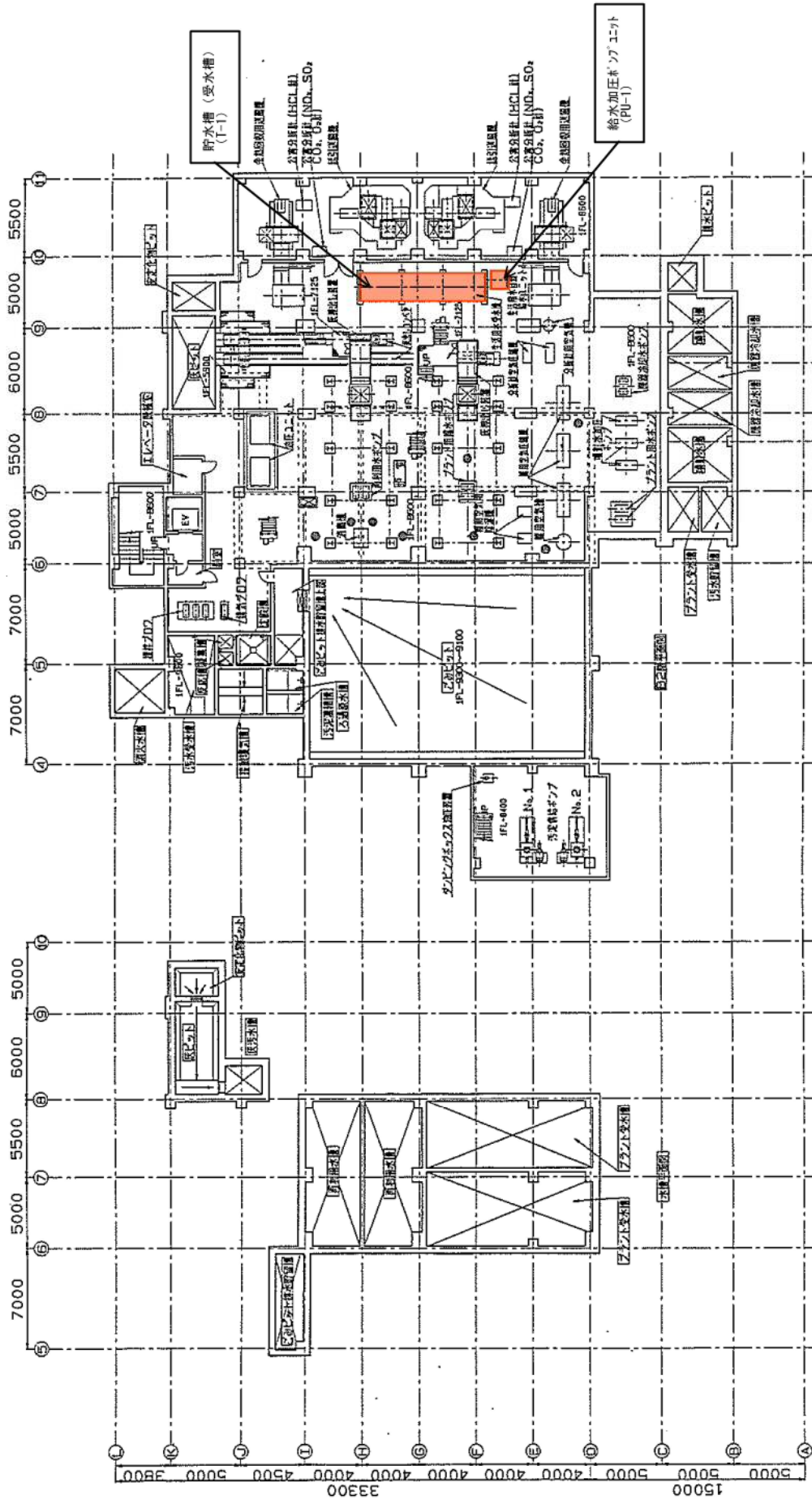
0 5 10°
1:5000

冷暖房空調設備
屋上平面図



- : ファンコイルユニット
 - ★ : 暖房冷房温度調節器
 - : 冷房冷房温度調節器
 - : コントローラー
 - : 室内機
 - : 室外機
 - : 制御系統関係 (盤等)
- 縮尺 1:200

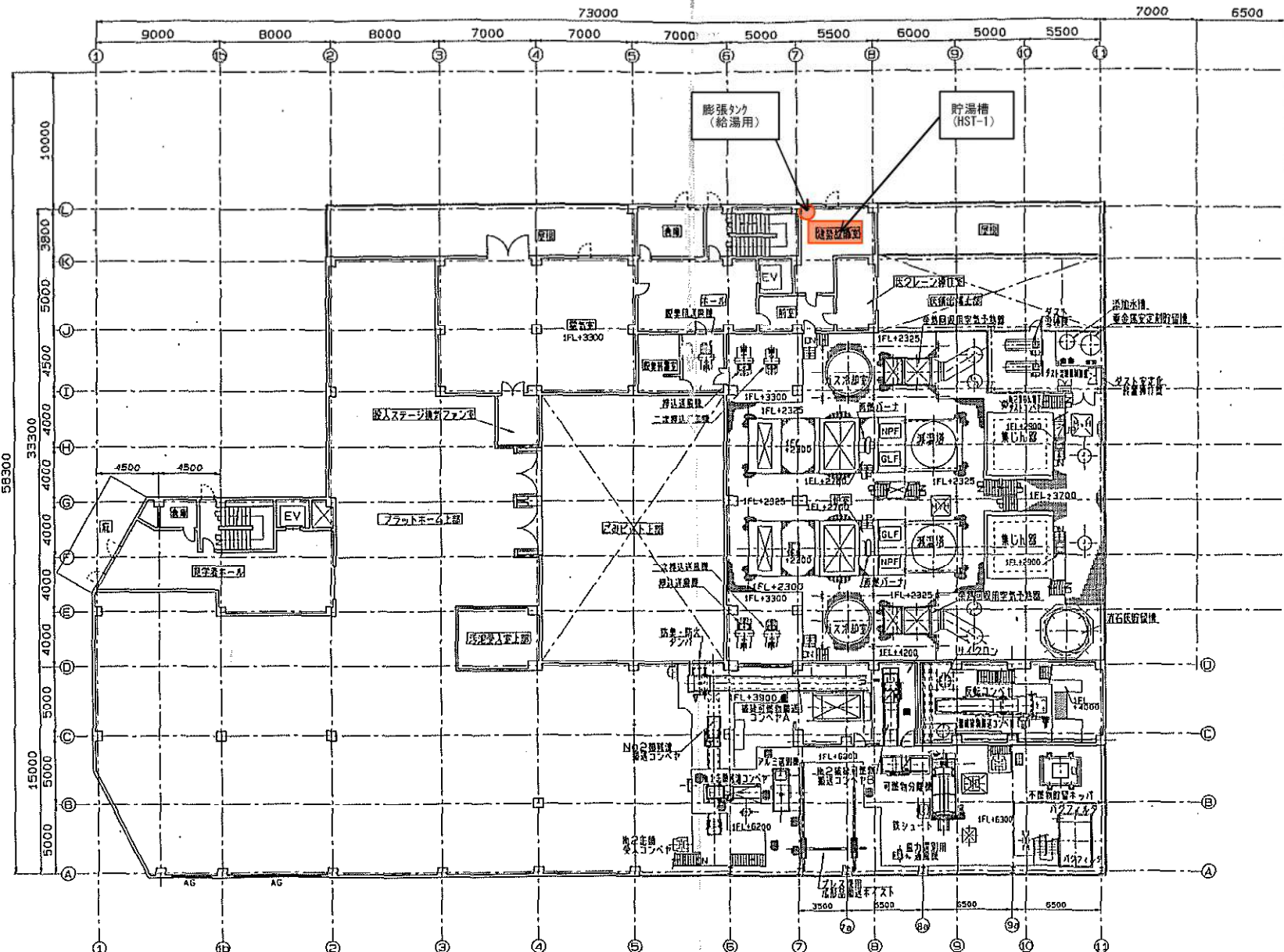
貯水槽等清掃点検業務参考図面



貯水槽等清掃点検
B2階平面図

0 5 10m
1:100
建築士事務所

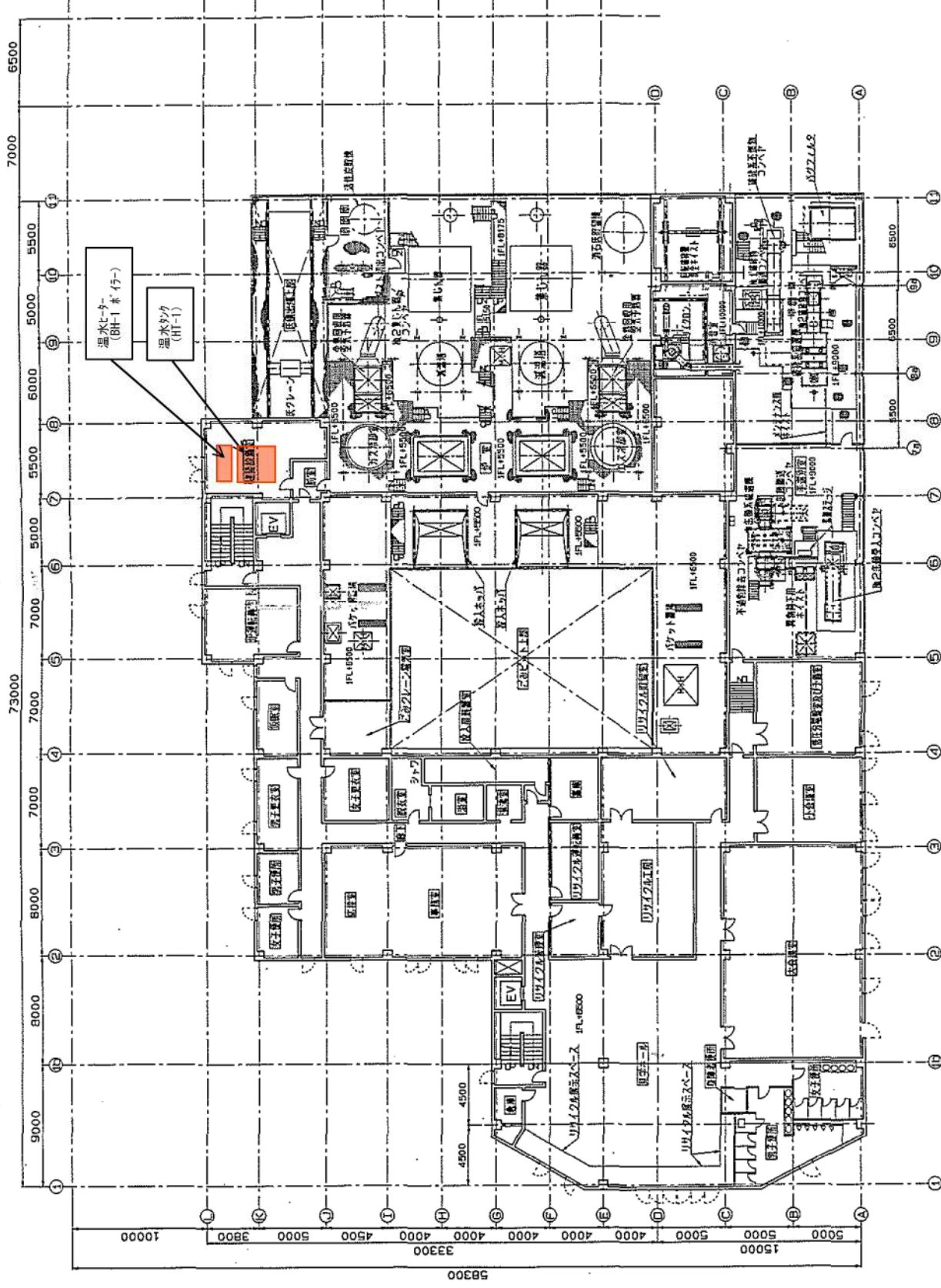
133



貯水槽等清掃点検
2階平面図

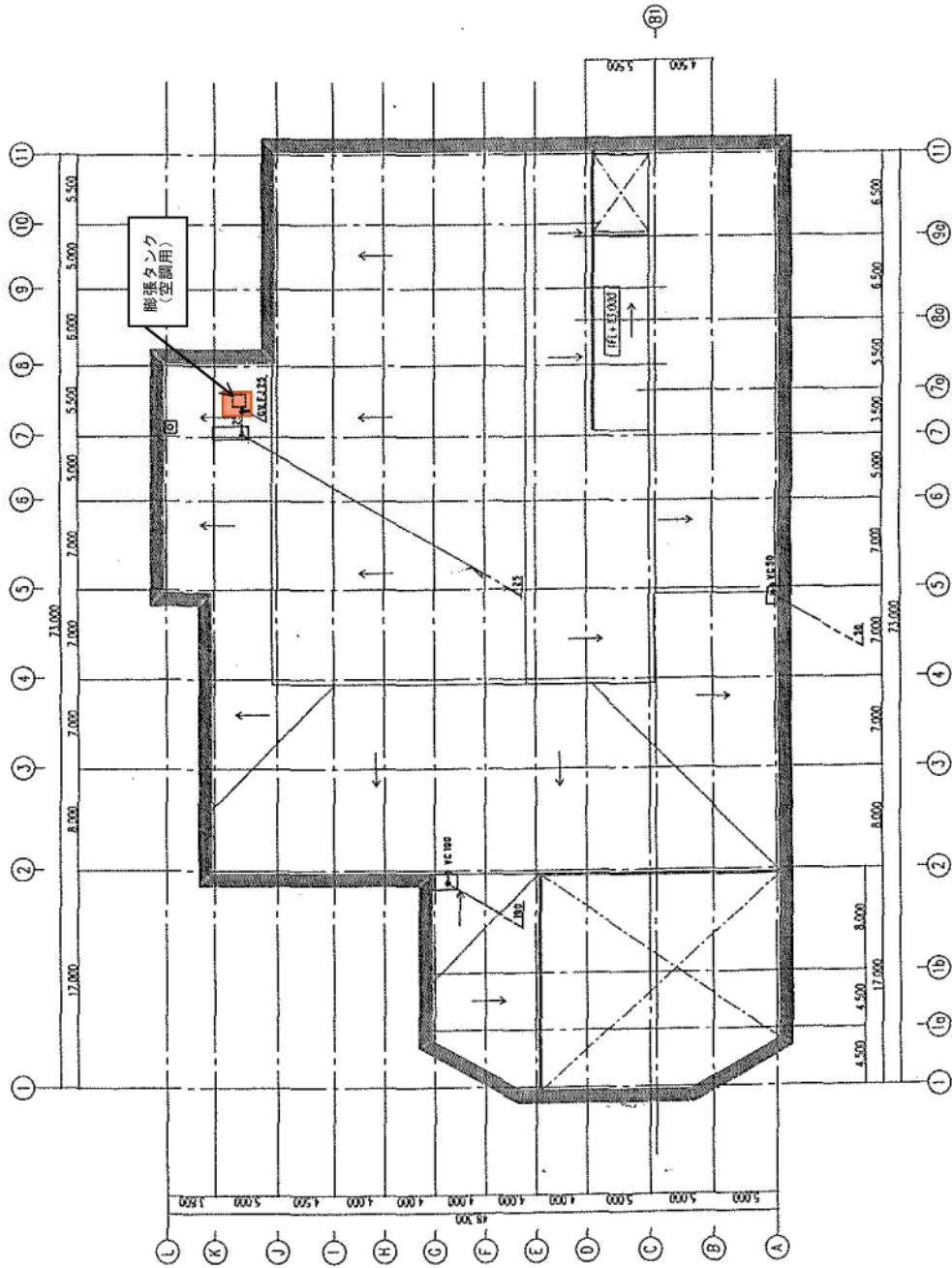


貯水槽等清掃点検 3階平面図



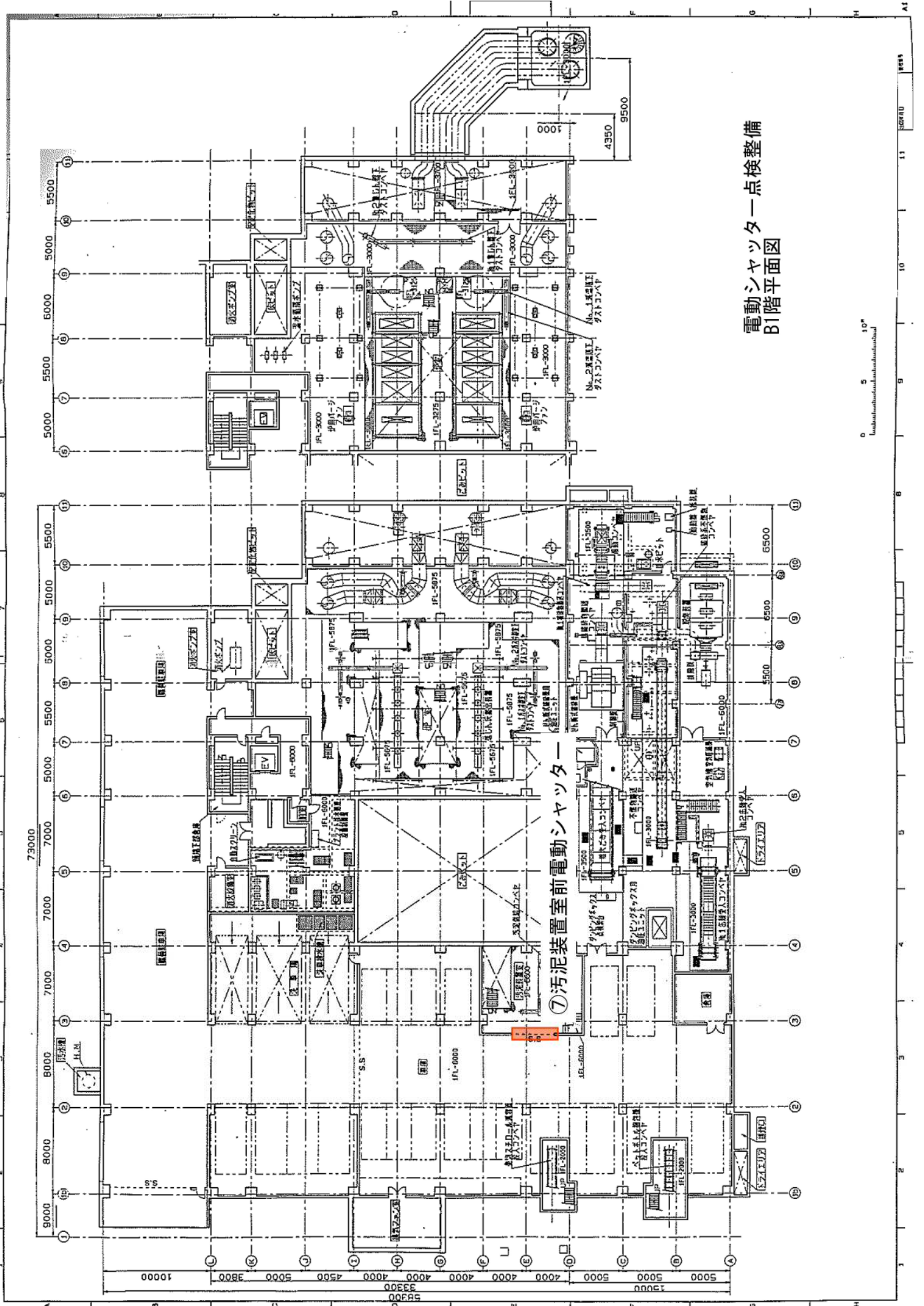
0 5 10
メートル
1:1000

貯水槽等清掃点検
屋上平面図



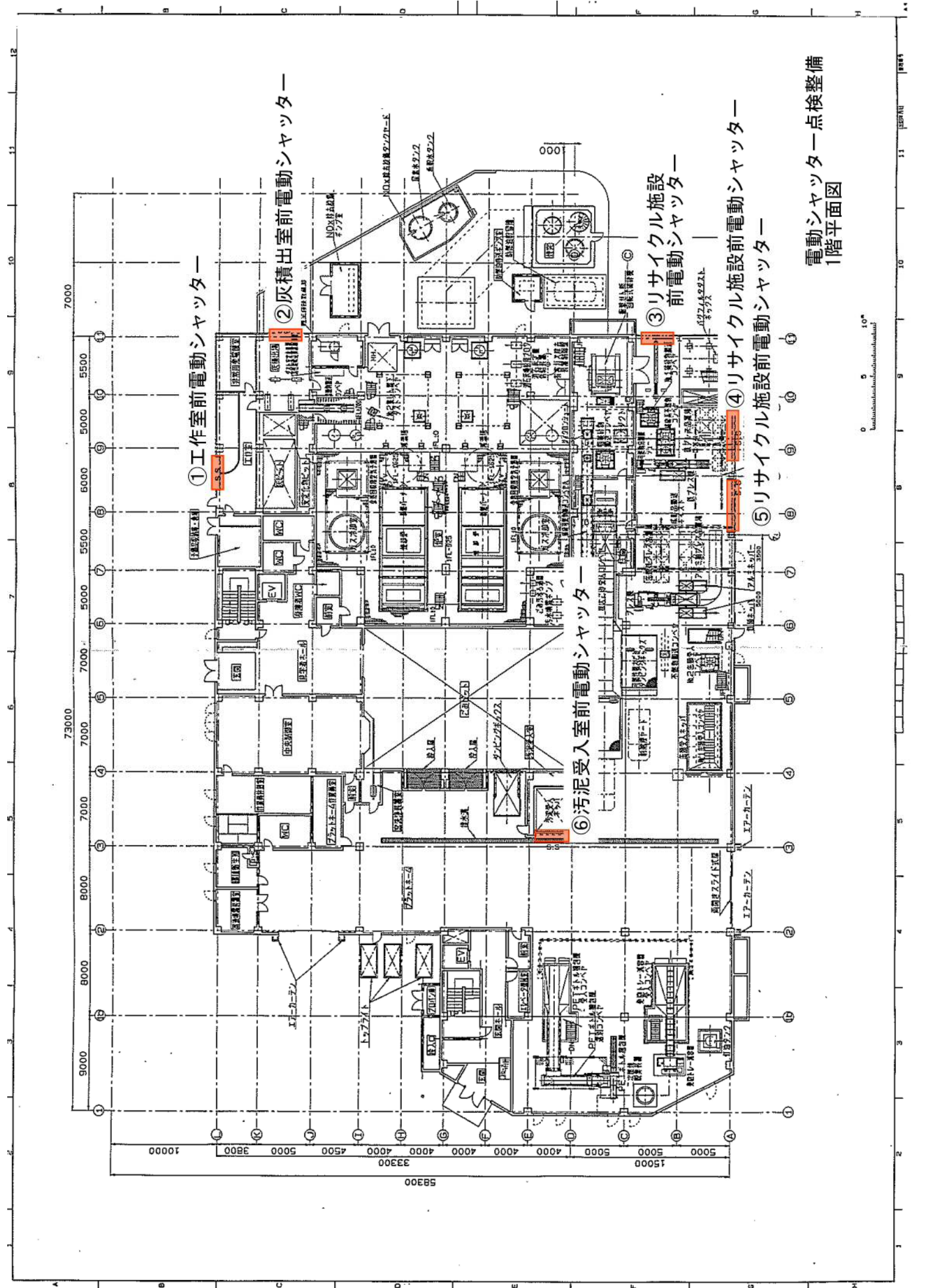
原簿付図 1:200

電動シャッター一点検整備業務参考図面



電動シャッター一点検整備
B1階平面図

⑦汚泥装置室前電動シャッター



① 工作室前電動シャッター

② 灰積出室前電動シャッター

⑥ 汚泥受入室前電動シャッター

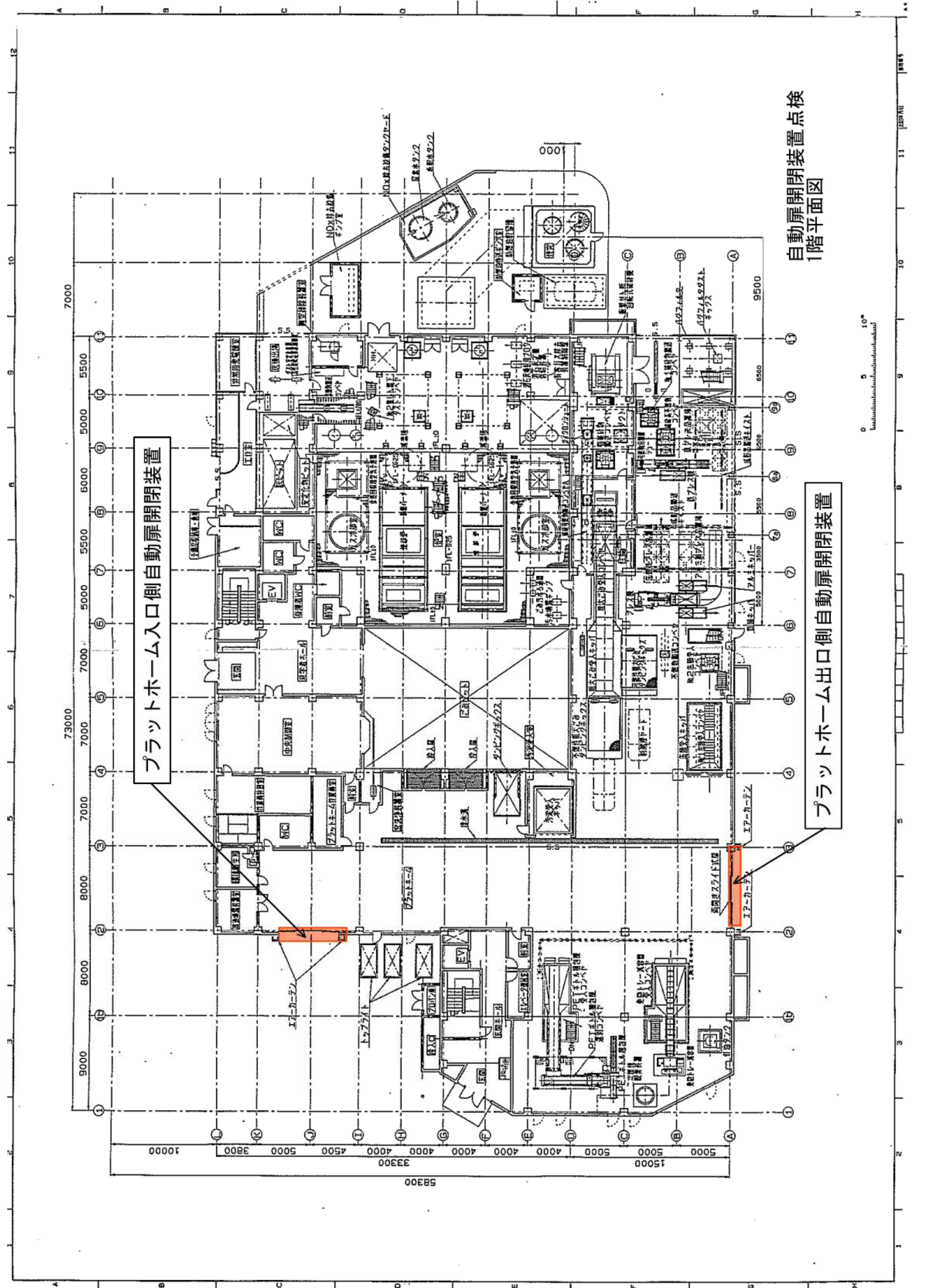
③ リサイクル施設前電動シャッター

④ リサイクル施設前電動シャッター

⑤ リサイクル施設前電動シャッター

電動シャッター点検整備
1階平面図

自動扉開閉装置点検業務参考図面



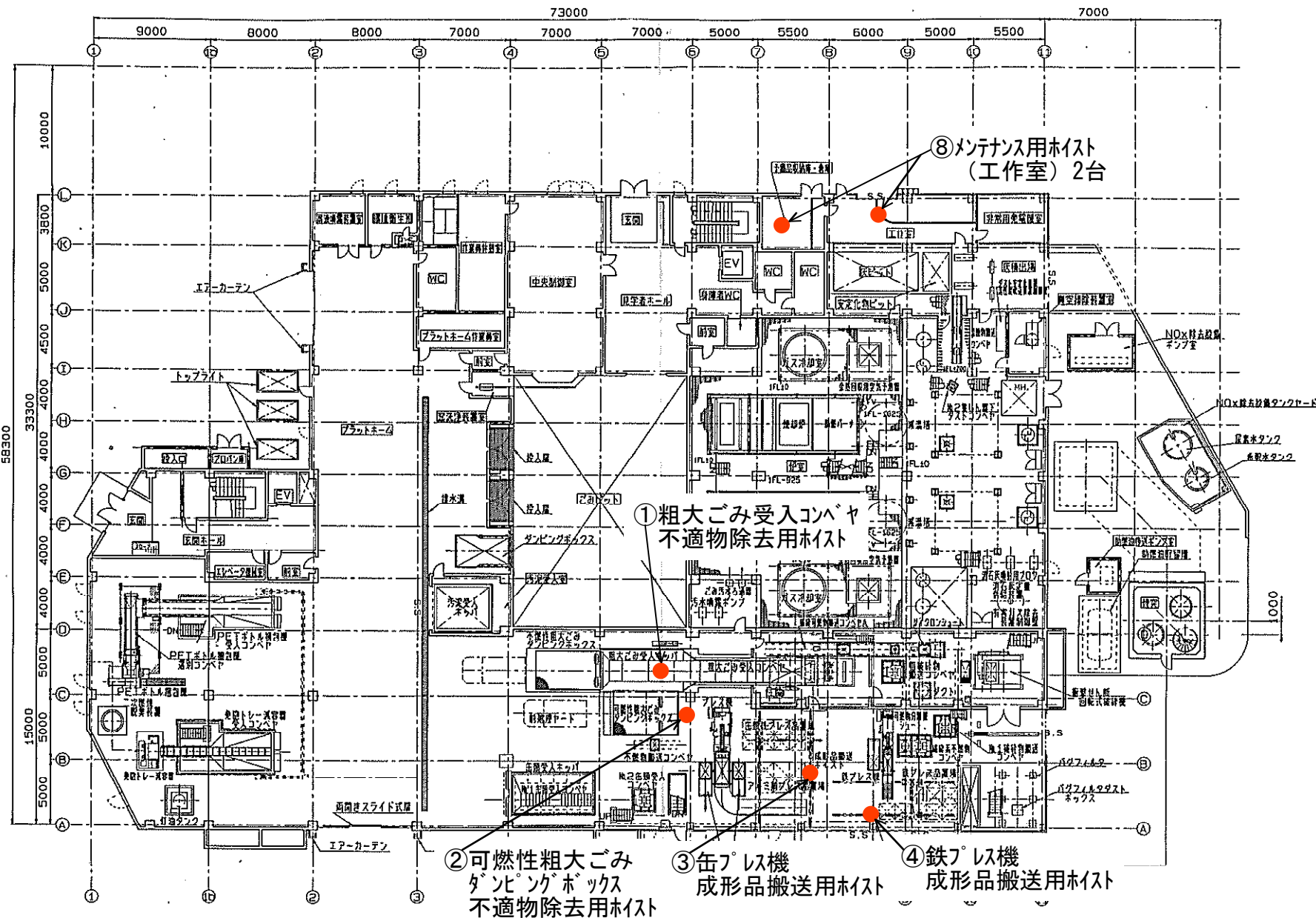
自動扉開閉装置点検
1階平面図

プラットホーム入口側自動扉開閉装置

プラットホーム出口側自動扉開閉装置

0 5 10°

ホイスト式クレーン年次点検業務参考図面



⑧メンテナンス用ホスト
(工作室) 2台

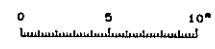
①粗大ごみ受入コバヤ
不適合物除去用ホスト

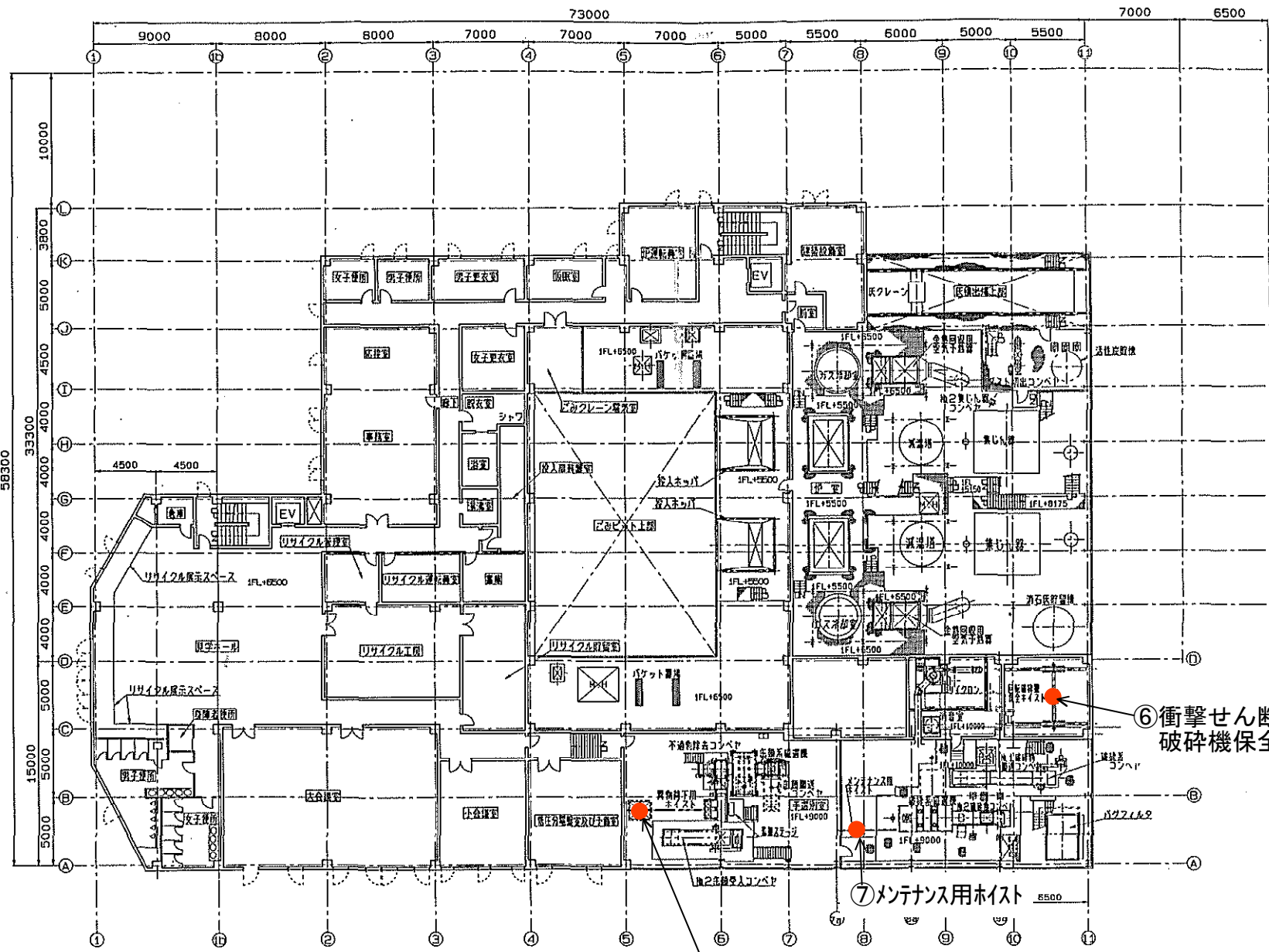
②可燃性粗大ごみ
ダンプボックス
不適合物除去用ホスト

③缶プレス機
成形品搬送用ホスト

④鉄プレス機
成形品搬送用ホスト

ホスト式クレーン年次点検
1階平面図



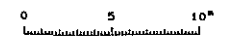


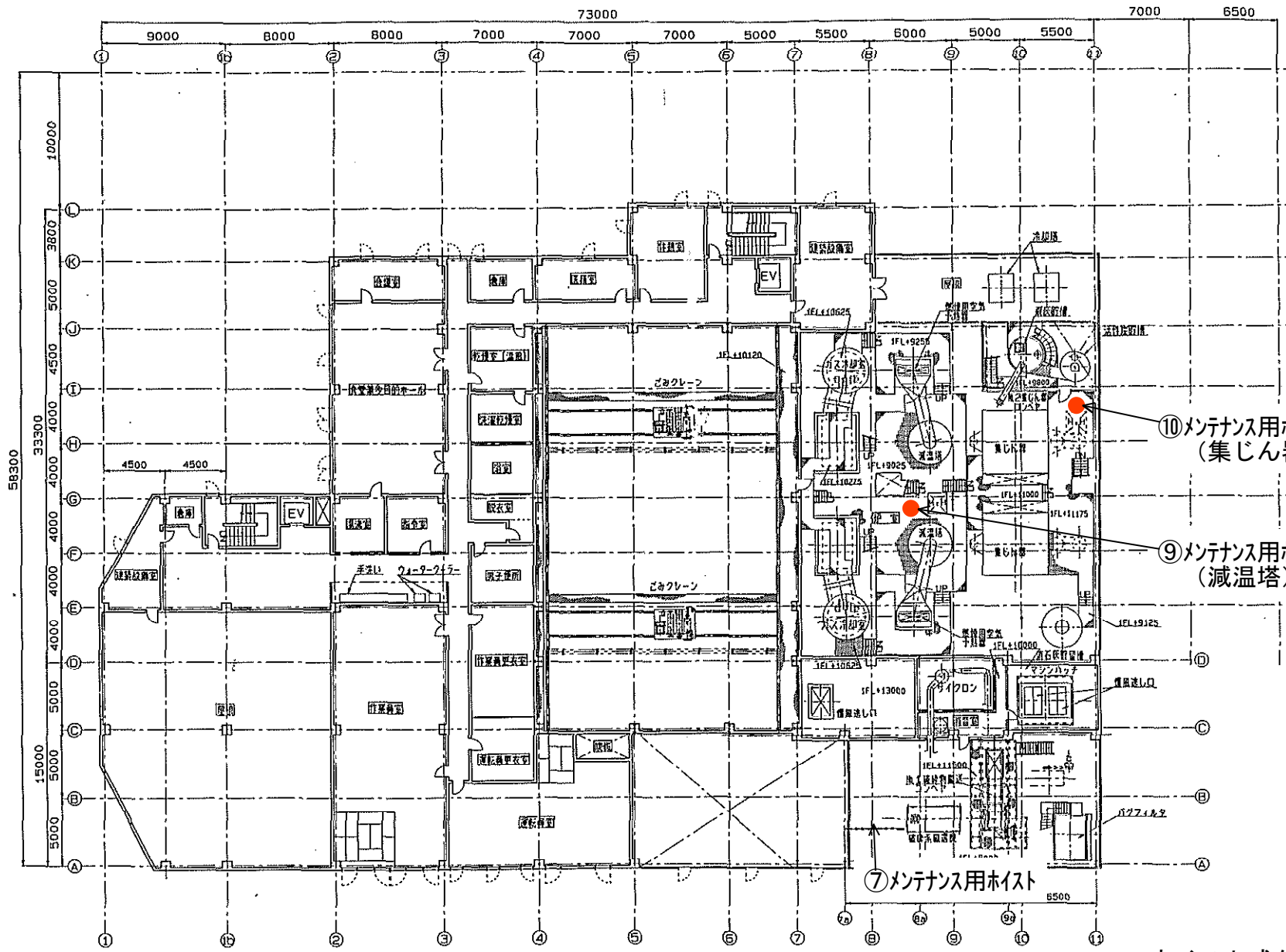
⑤不適物荷下用ホスト

⑥衝撃せん断回転式
破砕機保全用ホスト

⑦メンテナンス用ホスト

ホスト式クレーン年次点検
3階平面図





⑩メンテナンス用ホスト
(集じん器)

⑨メンテナンス用ホスト
(減温塔)

⑦メンテナンス用ホスト

ホイス式クレーン年次点検
4階平面図

